

---

伊奈町第7期障害福祉計画及び  
伊奈町第3期障害児福祉計画

---

令和6年3月

伊 奈 町



## はじめに

この度、令和6年度から3年間を計画期間とする「伊奈町第7期障害福祉計画及び伊奈町第3期障害児福祉計画」を策定いたしました。

これらの計画は当町の基本理念である「ずっと住みたい 緑にあふれた キラキラ光る 元気なまち」の実現に向けた障害福祉分野の指針となっております。

計画の策定にあたっては、上位計画である「伊奈町地域福祉計画」のもと、当事者や家族、支援者など様々な立場の方々から、当町の障害者福祉の現状と課題についてご意見をいただきました。これらを計画の基本理念や基本的な目標に反映させ、町の具体的な施策をまとめるとともに、障害福祉サービス等の提供体制の整備について成果目標を設定したものでございます。

平成28年に障害者差別解消法が施行されて以降、町ではその理念に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組んでいるところであり、平成30年4月には手話を必要とする人々が、生活の中で手話をコミュニケーションの方法として使い、安心して暮らせるよう、「伊奈町人と人をつなぐ手話言語条例」を制定したところでございます。

今後も、これまでの計画の基本理念である「共に生き 共に支え合う 安心・安全なまち」を継承し、共生社会を実現するため、障がい等を抱える方の自己決定を尊重し、その意思決定を支援するとともに、自立と社会参加の実現を図り、障害福祉サービス等の提供体制整備を進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査等にご協力を賜りました町民の皆様や関係機関・団体の皆様、貴重なご意見ご提言を賜りました障害者計画等策定審議会委員の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和6年3月

伊奈町長 大島 清



# 目 次

第1章 計画の概要.....	1
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	1
第3節 計画の期間.....	2
第4節 計画の対象者.....	2
第5節 計画の策定体制.....	3
(1)伊奈町障害者計画等策定審議会の実施.....	3
(2)福祉に関するアンケート調査及び団体ヒアリングの実施.....	3
第2章 障がい者・児を取り巻く現状と課題.....	4
第1節 伊奈町の現状.....	4
(1)人口の推移.....	4
(2)障がい者手帳所持者等の推移.....	5
(3)身体障がい者数の推移.....	6
(4)知的障がい者数の推移.....	8
(5)精神障がい者数の推移.....	9
(6)難病患者数の推移.....	10
第2節 福祉サービスの利用状況.....	11
(1)訪問系サービス.....	11
(2)日中活動系サービス.....	12
(3)居住系サービス.....	15
(4)相談支援.....	16
(5)児童福祉法に基づくサービス.....	17
(6)地域生活支援事業.....	19
第3節 アンケート調査から見た状況.....	24
(1)調査の概要.....	24
(2)分析・表示.....	24
(3)A票の主な調査結果.....	25
(4)B票の主な調査結果.....	41
第4節 ヒアリング調査から見た状況.....	58
(1)障害福祉関連団体ヒアリング.....	58
(2)障害福祉サービス事業者ヒアリング.....	59
(3)難病関連団体ヒアリング.....	63
(4)基幹相談支援センター・障害者生活支援センター調査.....	63
第3章 計画の基本的な考え方.....	70
第1節 基本理念.....	70
第2節 基本方針.....	70
第3節 福祉サービス等の全体像.....	71

第4章 施策の展開 .....	72
第1節 令和8年度の数値目標 .....	72
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行 .....	72
(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	73
(3)地域生活支援の充実 .....	74
(4)福祉施設から一般就労への移行等 .....	75
(5)障がい児支援の提供体制の整備等 .....	76
(6)相談支援体制の充実・強化等 .....	77
(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 .....	78
第2節 障害福祉サービス等の見込量 .....	79
(1)訪問系サービス .....	79
(2)日中活動系サービス .....	80
(3)居住系サービス .....	82
(4)相談支援 .....	83
(5)発達障がい者等に対する支援 .....	84
(6)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	85
(7)相談支援体制の充実・強化等 .....	86
(8)障害福祉サービスの質を向上させるための取組 .....	88
第3節 障がい児福祉サービス等の見込量等 .....	89
(1)障害児通所支援 .....	89
(2)障害児相談支援 .....	90
(3)障がい児に対する子ども・子育て支援 .....	91
第4節 地域生活支援事業 .....	92
(1)必須事業 .....	92
(2)任意事業 .....	94
第5節 その他のサービス .....	95
(1)在宅支援事業 .....	95
(2)経済的援助 .....	95
第5章 計画の推進に向けて .....	96
第1節 情報提供の充実 .....	96
第2節 サービスの質の確保 .....	96
第3節 住民や関係団体等と行政との連携 .....	96
第4節 広域的な連携 .....	96
第5節 安心・安全なまちづくり .....	97
第6節 見守り体制の充実 .....	97
第7節 計画の点検及び評価の実施 .....	97
資料編 .....	98
1 計画策定の経過 .....	98
2 伊奈町障害者計画等策定審議会条例 .....	99
3 伊奈町障害者計画等策定審議会委員名簿 .....	101

※「障がい」の表記について

障がいの「がい」の字の表記については、法律名や条文、固有名詞で漢字が使われている場合や、「障害福祉」といった事物を指す場合は漢字の「害」の表記とし、それ以外は基本的にひらがなで表記することとします。

※構成比や調査結果の比率について

構成比や調査結果の比率はすべて百分比(%)で表しており、全体数やその質問の回答者数を基数として、小数点以下第2位(一部第3位)を四捨五入して算出しています。そのため、合計が100%にならない場合があります。

# 第1章 計画の概要

## 第1節 計画策定の背景と趣旨

近年、障害福祉を取り巻く環境は大きく変化し、障害の種類や範囲は増加・拡大し、それにつれ障害福祉サービスへのニーズもますます多様化してきています。また、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、必要な支援が提供できる環境づくりが求められています。

こうした状況を踏まえ、本町では、令和3年3月に「伊奈町第3期障害者計画」(令和3年度から令和8年度)を策定し、「共に生き 共に支えあう 安心・安全なまち」を基本理念として掲げ、障がい福祉施策の充実に取り組んできました。

また、この計画と併せて、「第6期障害福祉計画及び第2期障害児計画」(令和3年度から令和5年度)を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

令和5年度に最終年度を迎える計画について、これまでの障がい者施策をより実効性のある形で推進すべく、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「伊奈町第7期障害福祉計画及び伊奈町第3期障害児福祉計画」を策定することとしました。

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、本町の福祉分野全般を取りまとめる「地域福祉計画」のうちの、「障がいのある人及び障がいのある児童」を対象とした福祉に特化した「個別計画」です。上位の地域福祉計画や他の個別計画はもとより、本町の総合振興計画・その他計画とも整合性・連携を図り策定・推進されるものです。

また、国の法改正・通知、県の障害者計画等とも整合を図り、国の保障する福祉サービスの確実な提供と、本町の福祉サービス全体の効率の良い提供体制の構築を目指します。

計画名	根拠法令	計画の性格
伊奈町 第7期障害福祉計画	障害者総合支援法第88条	各年度における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関する具体的な実施内容、見込み量等を定める実施計画
伊奈町 第3期障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20	各年度における障がいのある児童を対象とした通所支援や相談支援等に関する具体的な実施内容、見込み量等を定める実施計画

### 第3節 計画の期間

本計画書は、令和6年度を始期、8年度を終期とする3か年の「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」です。社会情勢や法改正、本町の財政状況等様々な要因により、計画期間の途中でも見直しを行うことがあります。

計画名	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合振興計画	前期基本計画		後期基本計画					次期計画	
地域福祉計画	第1期		第2期					第3期	
障害者計画	第2期			第3期					
障害福祉計画	第5期			第6期			第7期		
障害児福祉計画	第1期			第2期			第3期		

### 第4節 計画の対象者

本計画の主たる対象者は、障害者基本法に基づく身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人や発達障がい、難病患者などで身体又は精神上の障がいにより継続的に生活上の支障がある人々です。

しかしながら、本計画の基本理念である「共に生き 共に支えあう 安心・安全なまち」を実現し、「地域共生社会」を実現するためには、上記の対象者だけではなく、関わりを持ち得る全町民が本計画の趣旨を理解し、支え合いに参加する町となる必要があります。そのため、町内の全住民も、本計画の対象者とします。

#### ○障害福祉サービスの対象となる障がい者の範囲

- ・18歳以上の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者(発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む)
- ・18歳以上の難病患者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病(平成 27 年厚生労働省告示第 292 号)に掲げる疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者)
- ・障がい児(18 歳未満)

#### ○障害児福祉サービスの対象となる障がい者の範囲

- ・障がい児(疑いのある児童を含む)



身体障がい者：視覚、聴覚、平衡機能、音声言語そしゃく機能、肢体(上肢・下肢・体幹・脳原性運動障害)、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある人。

知的障がい者：児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいと判断された人。

精神障がい者：統合失調症、気分障がい、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神障がい(高次脳機能障がい・認知症など)及びその他の精神疾患を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は、社会生活への制約がある人。

難病患者：治療方法が確立しておらず、日常生活又は社会生活を営むことが困難で、当該疾病にかかることにより、長期にわたり療養を必要とする人。

障がい児：身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童(発達障がい児及び高次脳機能障がい児を含む。)又は18歳未満の難病患者。

## 第5節 計画の策定体制

### (1) 伊奈町障害者計画等策定審議会の実施

本計画の策定にあたっては、地域の保健医療関係者、民生委員・児童委員等地域の福祉関係者、障がい者団体の代表者等の参画による「伊奈町障害者計画等策定審議会」において、計画内容の審議等を行いました。

### (2) 福祉に関するアンケート調査及び団体ヒアリングの実施

本計画の策定の基礎資料とするために、障がいのある人の生活状況や福祉サービスへのニーズの把握、障害福祉サービスに関する意識等を調査するためのアンケート調査を実施しました。

また、障害福祉関係団体及び障害福祉サービス提供事業者等が抱える課題や町への要望を把握するためのヒアリングを実施しました。

## 第2章 障がい者・児を取り巻く現状と課題

### 第1節 伊奈町の現状

#### (1) 人口の推移

本町の総人口は、令和5年度末現在で45,103人と、令和元年度から259人増加しています。

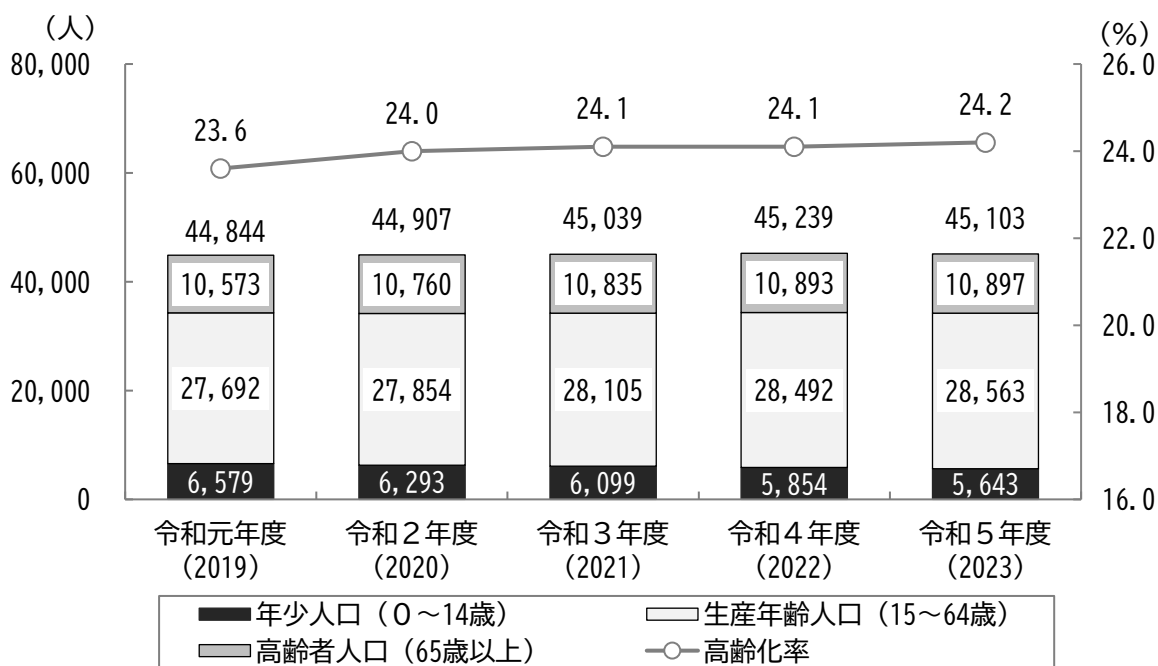
しかし、総人口が増加する一方、年少人口は減少しており、それに伴い高齢化率も上昇しています。

【年齢3区分別人口と高齢化率の推移】

単位:人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年少人口(0~14歳)	6,579	6,293	6,099	5,854	5,643
生産年齢人口(15~64歳)	27,692	27,854	28,105	28,492	28,563
高齢者人口(65歳以上)	10,573	10,760	10,835	10,893	10,897
合計	44,844	44,907	45,039	45,239	45,103
高齢化率	23.6%	24.0%	24.1%	24.1%	24.2%

資料:住民基本台帳(各年度10月1日現在)



## (2) 障がい者手帳所持者等の推移

令和4年度末の町の障がい者(障がい者手帳所持者と難病等医療費受給者の合計)数は、全体で2,172人(総人口の4.81%)となっており、その内訳は、身体障害者手帳所持者が1,022人、療育手帳所持者が391人、精神障害者保健福祉手帳所持者が383人、難病医療費受給者が376人となっています。

### 【障がい者手帳所持者等の推移】

単位:人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
						人数	構成比
手帳所持者	身体障害者手帳	1,037	1,064	1,039	1,030	1,022	47.1%
	療育手帳	314	343	353	384	391	18.0%
	精神障害者保健福祉手帳	262	285	311	329	383	17.6%
	小計	1,613	1,692	1,703	1,743	1,796	82.7%
難病受給者		335	342	365	361	376	17.3%
合計		1,948	2,034	2,068	2,104	2,172	100%
町人口		44,740	44,900	45,021	45,021	45,126	-
割合		4.35%	4.53%	4.59%	4.67%	4.81%	-

資料:社会福祉課(各年度末現在)

### ■障がい者数の推計

平成30年度から令和4年度の町の障がい者数より、本計画の期間である令和8年度までの障がい者数を推計しました。

### 【障がい者数の推計】

単位:人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口(人)	44,740	44,844	44,907	45,039	45,239
障がい者数(人)	1,948	2,034	2,068	2,104	2,172
総人口に占める割合	4.35%	4.54%	4.61%	4.67%	4.80%
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
総人口(人)	45,103	45,158	45,202	45,220	
障がい者数(人)	2,172	2,256	2,304	2,352	
総人口に占める割合	4.82%	5.00%	5.10%	5.20%	

資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)。令和6年度以降の総人口は推計値。

### (3) 身体障がい者数の推移

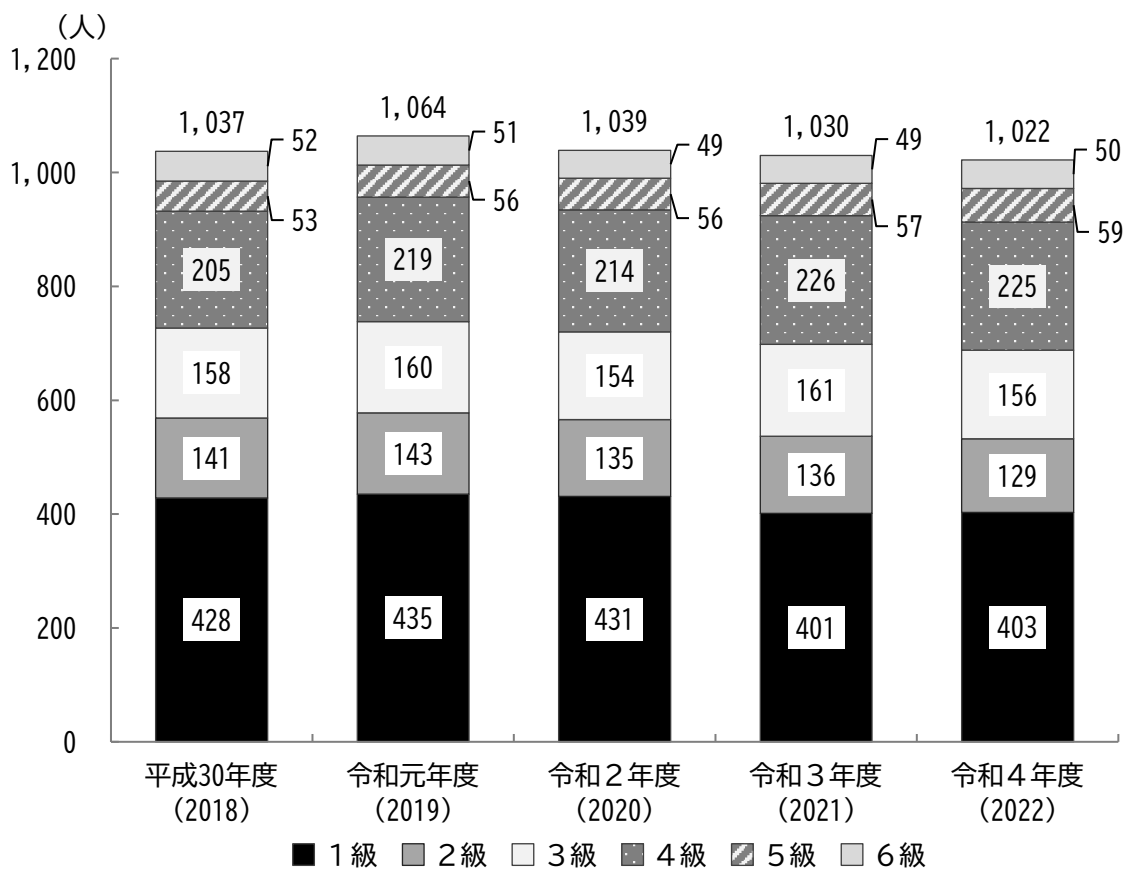
令和4年度末の等級別人数は、1級が403人(全体の39.4%)と最も多く、次いで4級が225人(22.0%)となっています。

【等級別身体障がい者数の推移】

単位:人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
					人数	構成比
1級	428	435	431	401	403	39.4%
2級	141	143	135	136	129	12.6%
3級	158	160	154	161	156	15.3%
4級	205	219	214	226	225	22.0%
5級	53	56	56	57	59	5.8%
6級	52	51	49	49	50	4.9%
総数	1,037	1,064	1,039	1,030	1,022	100.0%

資料:社会福祉課(各年度末)



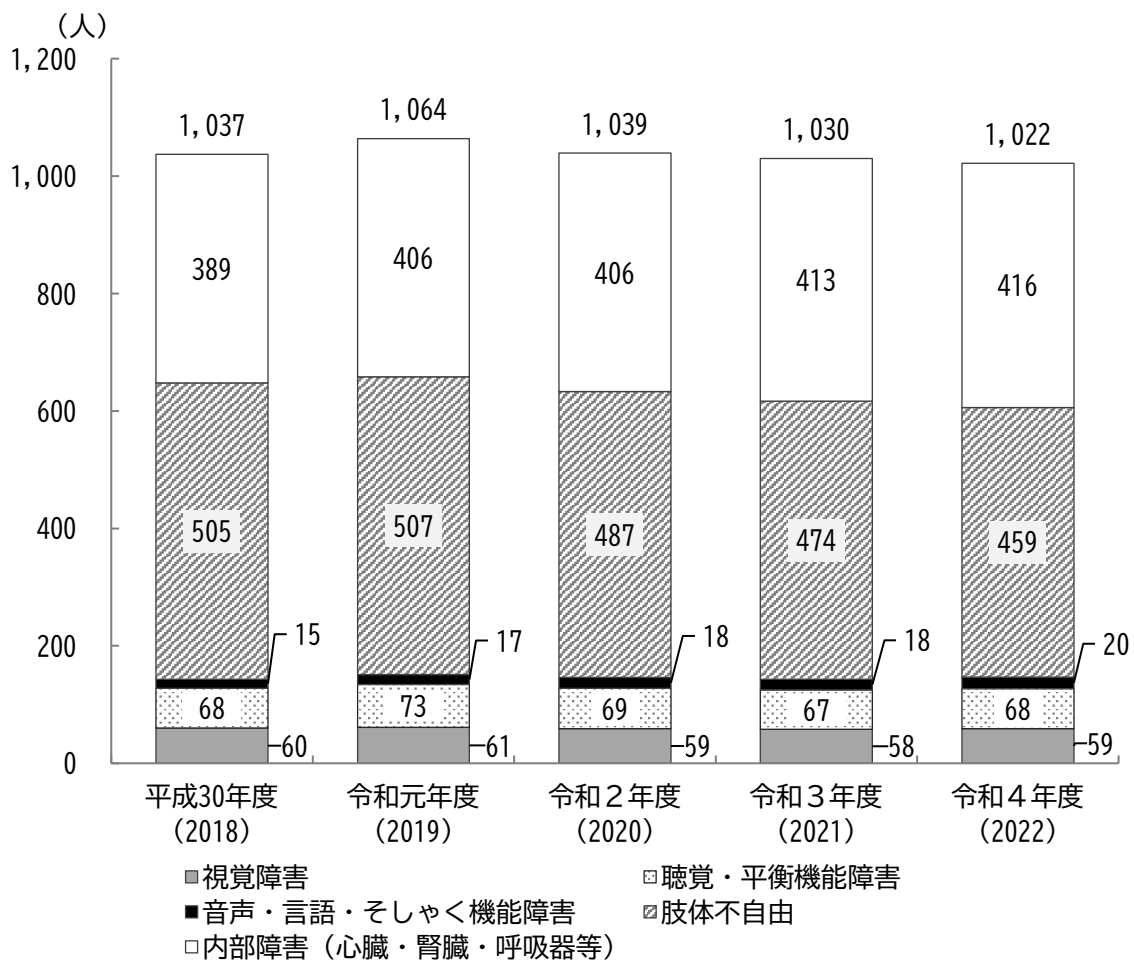
部位別では、肢体不自由が459人(44.9%)と最も多く、次いで内部障害(心臓・腎臓・呼吸器等)が416人(40.7%)で、合わせると全体の85%を占めています。また、肢体不自由は平成30年度から46人減少していますが、内部障害は27人増加しています。

【部位別身体障がい者数の推移】

単位:人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
					人数	構成比
視覚障害	60	61	59	58	59	5.8%
聴覚・平衡機能障害	68	73	69	67	68	6.7%
音声・言語・そしゃく機能障害	15	17	18	18	20	2.0%
肢体不自由	505	507	487	474	459	44.9%
内部障害(心臓・腎臓・呼吸器等)	389	406	406	413	416	40.7%
総数	1,037	1,064	1,039	1,030	1,022	100.0%

資料:社会福祉課(各年度末)



### (4) 知的障がい者数の推移

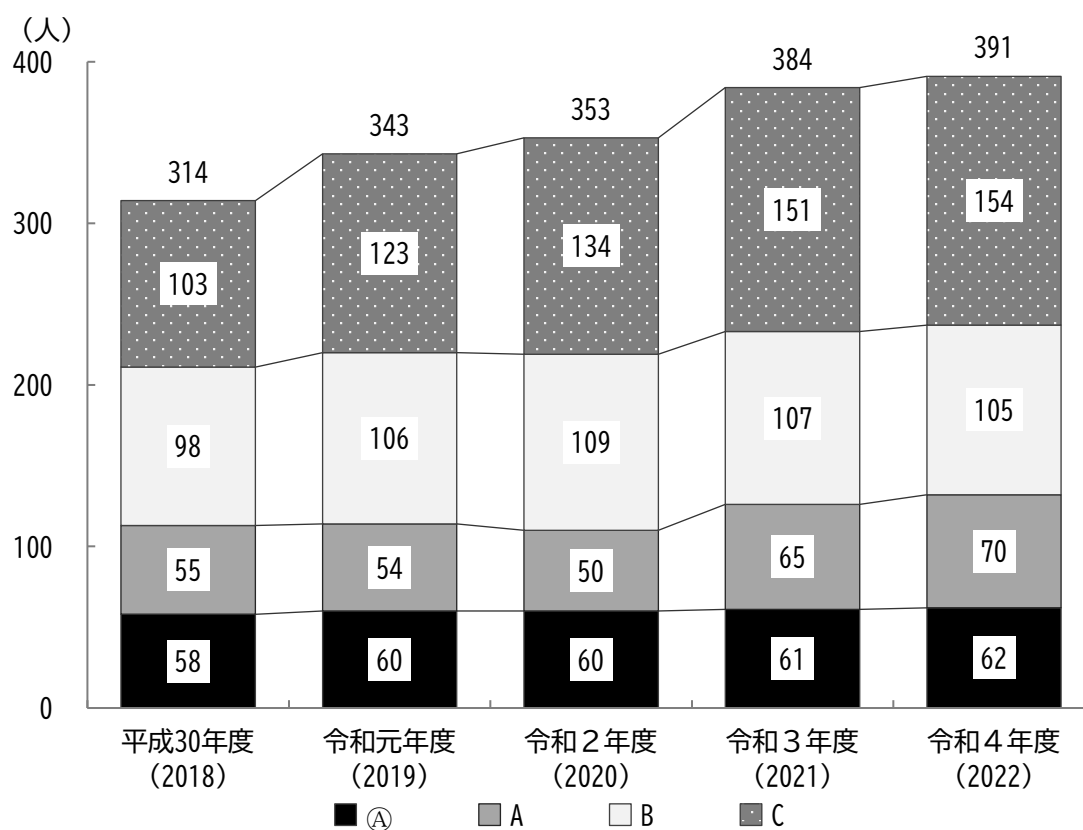
令和4年度末の等級別の人数は、C(軽度)が154人(39.4%)と最も多く、次いでB(中度)が105人(26.9%)となっています。両者を合わせて全体の66.3%を占めています。

【知的障がい者数の推移】

単位:人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
					人数	構成比
㊤(最重度)	58	60	60	61	62	15.9%
A(重度)	55	54	50	65	70	17.9%
B(中度)	98	106	109	107	105	26.9%
C(軽度)	103	123	134	151	154	39.4%
総数	314	343	353	384	391	100.0%

資料:社会福祉課(各年度末)



## (5) 精神障がい者数の推移

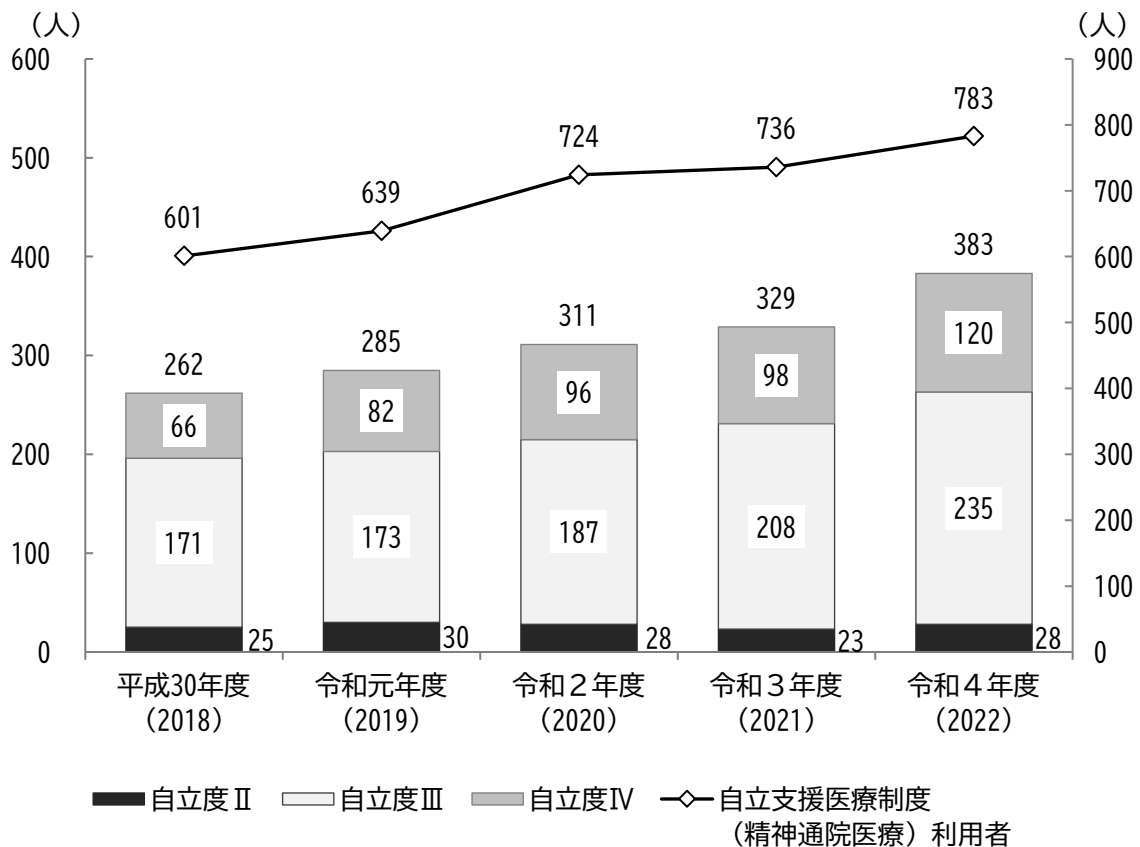
令和4年度末の等級別の人数は、2級が235人(61.4%)と最も多く、平成30年度からの増加数も64人と最も多くなっています。また、自立支援医療制度(精神通院医療)利用者は平成30年度から増加を続けており、令和4年度末で783人と182人増加しています。

【精神障がい者数の推移】

単位:人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
					人数	構成比
1級	25	30	28	23	28	7.3%
2級	171	173	187	208	235	61.4%
3級	66	82	96	98	120	31.3%
総数	262	285	311	329	383	100.0%
自立支援医療制度 (精神通院医療)利用者	601	639	724	736	783	-

資料:社会福祉課(各年度末)



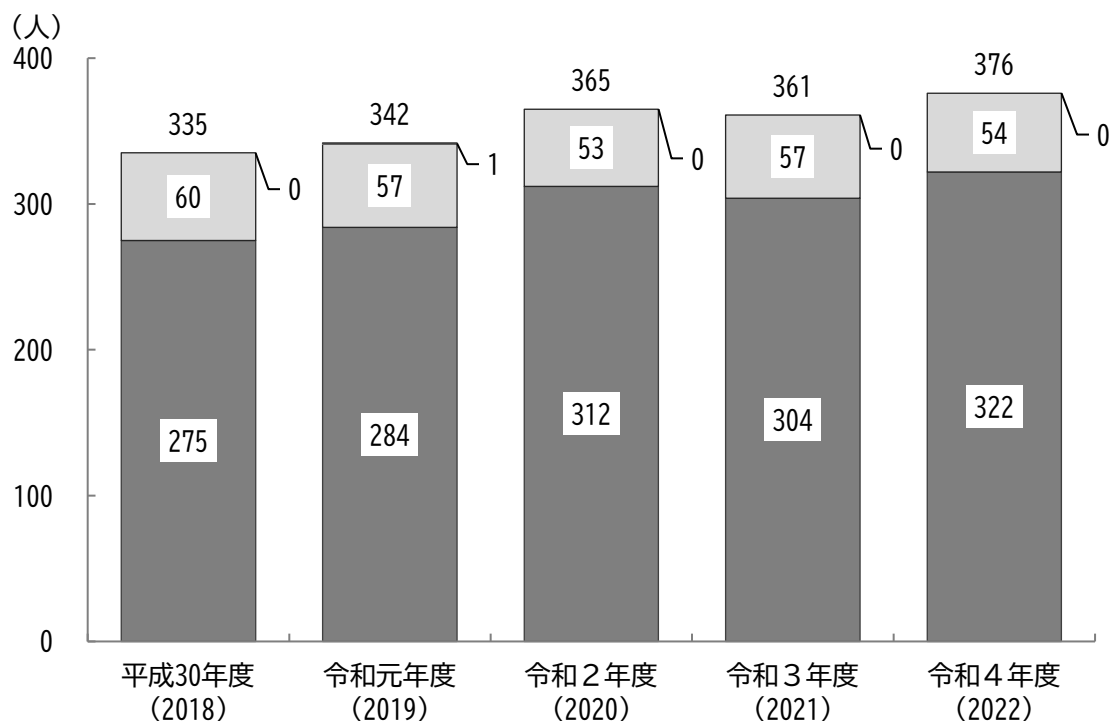
## (6) 難病患者数の推移

令和4年度末の難病患者数は、指定難病医療受給者数が322人、小児慢性特定疾病医療給付受給者数が54人、先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付受給者数が0人で、合計376人となっています。

【難病患者数の推移】

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
					人数	構成比
指定難病医療給付受給者数 (パーキンソン病、潰瘍性大腸炎等)	275	284	312	304	322	85.6%
小児慢性特定疾病医療給付受給者数 (悪性新生物、慢性腎疾患等)	60	57	53	57	54	14.4%
先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付受給者数	0	1	0	0	0	0%
総数	335	342	365	361	376	100.0%



- 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付受給者数総数
- 小児慢性特定疾病医療給付受給者数 (悪性新生物、慢性腎疾患等)
- 指定難病医療給付受給者数 (パーキンソン病、潰瘍性大腸炎等)



## 第2節 福祉サービスの利用状況

### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスの利用実績について、令和4年度、令和5年度と続けて利用時間実績は前年を下回っています。さらに対計画比でも、令和4年度(97.1%)、令和5年度(見込値で88.9%)と見込量を下回っています。

#### ■サービスの概要

サービス名	内 容
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより自己判断能力に制限を受けている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。

#### ■サービスの見込量と実績値(ひと月あたり)

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
●居宅介護 (ホームヘルプ) ●重度訪問介護 ●行動援護 ●重度障害者等 包括支援 ●同行援護	見込量	1,088 時間 (48 人)	1,194 時間 (52 人)	1,294 時間 (57 人)
	実績	1,191 時間 (51 人)	1,159 時間 (53 人)	1,150 時間 (55 人)
	対比	109.5% (106.3%)	97.1% (101.9%)	88.9% (96.5%)

※各年度数値の上段は計画見込量、下段は実績値(令和5年度は見込値)。以下同様。

## (2) 日中活動系サービス

### ①施設による日中活動サービス

療養介護の利用者については、令和4年度は見込量どおりとなっています。

生活介護については、利用日数、利用者数とも実績値が見込量をやや上回っています。

短期入所については、利用日数、利用者数とも実績値が見込量を下回っています。

#### ■サービスの概要

サービス名	内 容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間(夜間を含む)、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### ■サービスの見込量と実績値(ひと月あたり)

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	見込量	7人	7人	7人
	実績	7人	7人	7人
	対比	100.0%	100.0%	100.0%
生活介護	見込量	1,249人日 (63人)	1,283人日 (65人)	1,306人日 (66人)
	実績	1,258人日 (63人)	1,285人日 (65人)	1,310人日 (66人)
	対比	100.7% (100.0%)	100.2% (100.0%)	100.3% (100.0%)
短期入所 (ショートステイ)	見込量	132人日 (17人)	146人日 (19人)	154人日 (19人)
	実績	109人日 (10人)	128人日 (11人)	116人日 (9人)
	対比	82.6% (58.8%)	87.7% (57.9%)	75.3% (47.4%)

※人日:1人の人が1日利用した場合を1人日とします。例えば、2人の人が5日ずつ利用すると10人日となります。

## ②自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立訓練(機能訓練)については、実績が見込量を下回っています。

また、自立訓練(生活訓練)については、人数は実績が見込量を若干上回っていますが、利用日数は実績が見込量を大きく上回っています。

### ■サービスの概要

サービス名	内 容
自立訓練(機能訓練)	対象:身体障がいのある人・難病等の方 障害福祉サービス事業所等に通う障がいのある人等に対し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言やその他必要な支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	対象:知的障がい・精神障がいのある人 食事や家事等の日常生活能力を向上させるための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行います。

### ■サービスの見込量と実績値(ひと月あたり)

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練(機能訓練)	見込量	21人日 (3人)	21人日 (3人)	21人日 (3人)
	実績	18人日 (2人)	9人日 (1人)	9人日 (1人)
	対比	85.7% (66.7%)	42.9% (33.3%)	42.9% (33.3%)
自立訓練(生活訓練)	見込量	86人日 (4人)	94人日 (5人)	105人日 (5人)
	実績	121人日 (6人)	137人日 (7人)	153人日 (8人)
	対比	140.7% (150.0%)	145.7% (140.0%)	145.7% (160.0%)

### ③就労支援

就労移行支援については、利用実績は年々下がる傾向があります。

就労継続支援(A型)については、ほぼ見込量どおりとなりました。

就労継続支援(B型)については、利用実績が見込量を大きく上回りました。

就労定着支援については、利用実績はほぼ見込量どおりとなりました。

#### ■サービスの概要

サービス名	内 容	
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労継続支援	A型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型、雇用契約を結ばないB型があります。
	B型	
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した人で、就労に伴う課題が生じている人に、企業や関係機関と連携して支援します。	

#### ■サービスの見込量と実績値(ひと月あたり)

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
就労移行支援	見込量	361人日 (22人)	401人日 (25人)	432人日 (27人)	
	実績	418人日 (23人)	334人日 (18人)	316人日 (18人)	
	対比	115.8% (104.5%)	83.3% (72.0%)	73.1% (66.7%)	
就労継続支援	A型	見込量	211人日 (12人)	252人日 (14人)	275人日 (15人)
		実績	224人日 (11人)	305人日 (15人)	331人日 (17人)
		対比	106.2% (91.7%)	121.0% (107.1%)	120.4% (113.3%)
	B型	見込量	773人日 (44人)	802人日 (45人)	845人日 (47人)
		実績	835人日 (49人)	1,058人日 (61人)	1,115人日 (63人)
		対比	108.0% (111.4%)	131.9% (135.6%)	132.0% (134.0%)
就労定着支援	見込量	5人日 (5人)	6人日 (6人)	7人日 (7人)	
	実績	6人日 (6人)	7人日 (7人)	7人日 (7人)	
	対比	120.0% (120.0%)	116.7% (116.7%)	100.0% (100.0%)	

### (3) 居住系サービス

自立生活援助については、利用実績はありませんでした。

共同生活援助(グループホーム)については、利用実績の増加は見込量の増加を上回って推移しました。

施設入所支援は、見込量をやや上回った値で推移しました。

#### ■サービスの概要

サービス名	内 容
自立生活援助	施設やグループホームに入所・入居していた人が一人暮らしをはじめたときに、定期的に居宅を訪問し、生活状況の確認や関係機関との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活の場所以で入浴、排せつ、食事の介護などのほか、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### ■サービスの見込量と実績値(ひと月あたり)

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	見込量	1人日 (1人)	1人日 (1人)	1人日 (1人)
	実績	0人日 (0人)	0人日 (0人)	0人日 (0人)
	対比	- (-)	- (-)	- (-)
共同生活援助 (グループホーム)	見込量	21人	22人	24人
	実績	27人	33人	34人
	対比	128.6%	150.0%	141.7%
施設入所支援	見込量	30人	30人	30人
	実績	32人	33人	35人
	対比	106.7%	110.0%	116.7%

#### (4) 相談支援

計画相談支援の実績は、見込量を上回った値で推移しました。

地域移行支援及び地域定着支援は、利用実績がありませんでした。

##### ■サービスの概要

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用者に対し、「サービス等利用計画」を作成し定期的にモニタリングしながら継続した支援を行います。
地域移行支援	福祉施設の入所者及び入院中の精神障がいのある人が地域で生活できるよう、調整・支援を行います。
地域定着支援	地域における単身の障がいのある人や、家庭状況により家族の支援を受けられない障がいのある人で、自らサービス利用に関する調整が困難な人に対し、調整・支援を行います。

##### ■サービスの見込量と実績値(年間)

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	見込量	129人	136人	141人
	実績	141人	150人	155人
	対比	109.3%	110.3%	109.9%
地域移行支援	見込量	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人
	対比	—	—	—
地域定着支援	見込量	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人
	対比	—	—	—

## (5) 児童福祉法に基づくサービス

令和4年度は、児童発達支援の実績値は見込値をやや上回りました。  
 医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援は、利用実績はありませんでした。  
 放課後等デイサービスは、利用日数・利用人数ともに見込値を大きく上回りました。  
 保育所等訪問支援、障害児相談支援の利用実績は見込値を上回っています。

### ■サービスの概要

サービス名	内 容
児童発達支援	未就学の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	医学的管理下での支援が必要な障がいのある児童に対し、継続した集団療育と個別療育をとおして運動障がいのある障がいのある児童とその家族に専門的な支援を行います。
放課後等デイサービス	授業終了後又は休業日に、通所により生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等の通い先の施設等を訪問し、本人や職員に対し、集団生活に適應するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障がいのある児童に対し、居宅を訪問して発達支援を提供します。
障害児相談支援	障がいのある児童が障害児通所支援を利用する際の支給決定に必要な「障害児支援利用計画」を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
医療的ケア児コーディネーター	専門的な知識と経験に基づいて、医療的ケアが必要な障がいのある児童に関わる機関との連携体制を構築し、支援を総合的に調整します。

## ■サービスの見込量と実績値(ひと月あたり)

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	見込量	255人日 (27人)	272人日 (29人)	295人日 (31人)
	実績	330人日 (36人)	288人日 (35人)	275人日 (34人)
	対比	129.4% (133.3%)	105.9% (120.7%)	93.2% (109.7%)
医療型児童発達支援	見込量	5人日 (1人)	5人日 (1人)	5人日 (1人)
	実績	0人日 (0人)	0人日 (0人)	0人日 (0人)
	対比	- (-)	- (-)	- (-)
放課後等デイサービス	見込量	1,097人日 (77人)	1,180人日 (83人)	1,275人日 (89人)
	実績	1,313人日 (89人)	1,555人日 (118人)	1,585人日 (122人)
	対比	119.7% (115.6%)	131.8% (142.2%)	124.3% (137.1%)
保育所等訪問支援	見込量	1人日 (1人)	1人日 (1人)	1人日 (1人)
	実績	4人日 (2人)	5人日 (2人)	6人日 (3人)
	対比	400.0% (200.0%)	500.0% (200.0%)	600% (300.0%)
居宅訪問型児童 発達支援	見込量	0人日 (0人)	0人日 (0人)	1人日 (1人)
	実績	0人日 (0人)	0人日 (0人)	0人日 (0人)
	対比	- (-)	- (-)	- (-)
障害児相談支援	見込量	32人	33人	35人
	実績	34人	48人	47人
	対比	106.3%	145.5%	134.3%
医療的ケア児 コーディネーターの 配置人数	見込量	1人	1人	2人
	実績	1人	2人	2人
	対比	100.0%	200.0%	100.0%



## (6) 地域生活支援事業

### ① 必須事業

基幹支援相談センターは、令和2年度に上尾市及び桶川市と共同で設置しました。

相談支援事業については、令和元年度までは上尾市と共同で、令和2年度からは上尾市及び桶川市と共同で委託しています。

地域自立支援協議会については、令和元年度までは上尾市と共同で、令和2年度からは上尾市及び桶川市と共同で設置しました。

成年後見制度利用支援事業、日常生活用具給付等事業及び移動支援事業については、見込量に対して実績値が下回っています。

意思疎通支援事業については、令和4年度は実績値が見込量を上回りました。

地域活動支援センター事業については、見込量に対して実績値が下回っています。

### ■ サービスの概要

サービス名	内 容
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担い、地域の相談支援事業者間の連絡調整や連携の支援を総合的に行います。
相談支援事業	障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす場として設置します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに係る経費の一部を補助します。
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者の派遣により、意思疎通を図ることに支障のある障がいのある人等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。

■サービスの見込量と実績値(年間)

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター	見込量	1 か所	1 か所	1 か所
	実績	1 か所	1 か所	1 か所
	対比	100.0%	100.0%	100.0%
相談支援事業	見込量	5 か所	5 か所	5 か所
	実績	5 か所	5 か所	5 か所
	対比	100.0%	100.0%	100.0%
地域自立支援協議会	見込量	1 か所	1 か所	1 か所
	実績	1 か所	1 か所	1 か所
	対比	100.0%	100.0%	100.0%
成年後見制度利用支援事業	見込量	1 件	1 件	1 件
	実績	0 件	0 件	0 件
	対比	-	-	-
意思疎通支援事業	見込量	60 人	70 人	70 人
	実績	54 人	71 人	60 人
	対比	90.0%	101.4%	85.7%
日常生活用具給付等事業	見込量	940 件	988 件	996 件
	実績	887 件	888 件	900 件
	対比	94.4%	89.9%	90.4%
移動支援事業	見込量	53 人 (6,283 時間)	58 人 (6,441 時間)	61 人 (6,842 時間)
	実績	62 人 (5,380 時間)	41 人 (4,205 時間)	45 人 (4,500 時間)
	対比	117.0% (85.6%)	70.7% (65.3%)	73.8% (65.8%)
地域活動支援センター事業 (I 型)	見込量	1 か所 (22 人)	1 か所 (24 人)	1 か所 (26 人)
	実績	1 か所 (8 人)	1 か所 (10 人)	1 か所 (11 人)
	対比	100.0% (36.4%)	100.0% (41.7%)	100.0% (42.3%)

## ②任意事業

令和4年度において、日中一時支援については、見込量に対して実績値が下回っています。

訪問入浴サービス事業については、見込量に対して実績値が上回っています。

生活ホーム事業、知的障害者職親委託制度については、利用実績がありませんでした。

更生訓練費支給事業については、見込量通りの実績値となりました。

就職支度金給付事業、自動車運転免許取得費補助事業については、年度により利用に差がありました。

## ■サービスの概要

サービス名	内 容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保するとともに、障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、社会に適応するための日常的な訓練及び送迎サービスの必要な支援を行います。
訪問入浴サービス事業	在宅で重度の身体障がいのある人の生活を支援するため、居宅へ訪問し入浴サービスを提供します。
生活ホーム事業	在宅で自立した生活を望みながらも、家庭環境や住宅事情等で、それができない身体障がいのある人や知的障がいのある人が利用し、社会的自立を実現していく共同住宅生活への支援を行います。
知的障害者職親委託制度	知的障がいのある人が、一定期間、職親のもとで生活指導及び技能習得訓練等を受けることにより、就職に必要な素地を整えとともに雇用の促進と職場における定着性を高めます。
更生訓練費支給事業	障害者支援施設に入所している者の社会復帰の促進を図るため、更生訓練費を支給します。
就職支度金給付事業	障害者支援施設に入所若しくは通所している者の社会復帰の促進を図るため、施設での訓練を終了し、就職等により自立する場合に就職支度金を支給します。
自動車運転免許取得費補助事業	身体障がいのある人の社会参加の促進を図るために、道路交通法に規定する第1種普通自動車運転免許を取得する場合、取得に要する費用の一部を助成します。

## ■サービスの見込量と実績値(年間)

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	見込量	12人	12人	12人
	実績	6人	5人	6人
	対比	50.0%	41.7%	50.0%
訪問入浴サービス事業	見込量	5人	6人	6人
	実績	6人	7人	6人
	対比	120.0%	116.7%	100.0%
生活ホーム事業	見込量	0人	0人	0人
	実績	0人	0人	0人
	対比	—	—	—
知的障害者職親委託制度	見込量	0か所	0か所	0か所
	実績	0か所	0か所	0か所
	対比	—	—	—
更生訓練費支給事業	見込量	1人	1人	1人
	実績	1人	1人	1人
	対比	100.0%	100.0%	100.0%
就職支度金給付事業	見込量	2人	2人	2人
	実績	2人	1人	2人
	対比	100.0%	50.0%	100.0%
自動車運転免許取得費補助事業	見込量	1人	1人	1人
	実績	0人	1人	1人
	対比	—	100.0%	100.0%

自動車燃料費助成事業、福祉機器リサイクル事業については、見込量に対して実績値が下回っています。

### ■サービスの概要

サービス名	内 容
自動車改造助成事業	身体障がいのある人の、社会復帰の促進を図るため、就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の、走行装置等の必要な改造に要した費用の一部を助成します。
福祉機器リサイクル事業	身体障がいのある人に、福祉機器を貸し出し、福祉の増進を図るとともに、資源の有効活用を図ります。
自動車燃料費助成事業	在宅の重度障がいのある人の、社会参加の促進と経済的負担の軽減を図るために、重度の障がいのある人又は介護する家族が運転する、自動車等の燃料費の一部を助成します。
生活サポート事業	在宅の障害のある人等の、外出援助、一時預かり、送迎サービスなどを行い、切れ目ない支援を行います。

### ■サービスの見込量と実績値(年間)

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車改造助成事業	見込量	1件	1件	1件
	実績	1件	1件	1件
	対比	100.0%	100.0%	100.0%
福祉機器リサイクル事業	見込量	100件	100件	100件
	実績	71件	51件	55件
	対比	71.0%	51.0%	55.0%
自動車燃料費助成事業	見込量	401件	414件	435件
	実績	382件	357件	360件
	対比	95.3%	86.2%	82.8%
生活サポート事業	見込量	48人 (1,550時間)	55人 (1,650時間)	60人 (1,750時間)
	実績	34人 (1,074時間)	31人 (822時間)	32人 (840時間)
	対比	70.8% (69.3%)	56.4% (49.8%)	53.3% (48.0%)

### 第3節 アンケート調査から見た状況

町では、計画策定の基礎資料とするため、「福祉に関するアンケート調査」を実施しました。調査の概要と主な結果は次の通りです。

#### (1) 調査の概要

対象者	A 票	本町在住の障がい者手帳をお持ちの方
	B 票	本町在住の障がい者手帳をお持ちでない方
調査方法	郵送配布・郵送回収	
調査期間	令和5年6月13日～7月7日	
配布数/回収数	A 票	1,000 通/472 通
	B 票	300 通/137 通
調査項目	A 票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご自身について</li> <li>・将来の住居について</li> <li>・通園・通学について</li> <li>・外出について</li> <li>・権利擁護について</li> <li>・余暇・社会参加について</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住居について</li> <li>・日頃の活動状況について</li> <li>・就労状況について</li> <li>・障害福祉サービスについて</li> <li>・虐待について</li> <li>・生活全般について</li> </ul>
	B 票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご自身について</li> <li>・障がいのある人への意識、関心について</li> <li>・ボランティア活動について</li> <li>・障がいのある人の社会参加について</li> <li>・権利擁護について</li> <li>・福祉のまちづくりについて</li> </ul>
回収率	A 票	47.2%
	B 票	45.7%

#### (2) 分析・表示

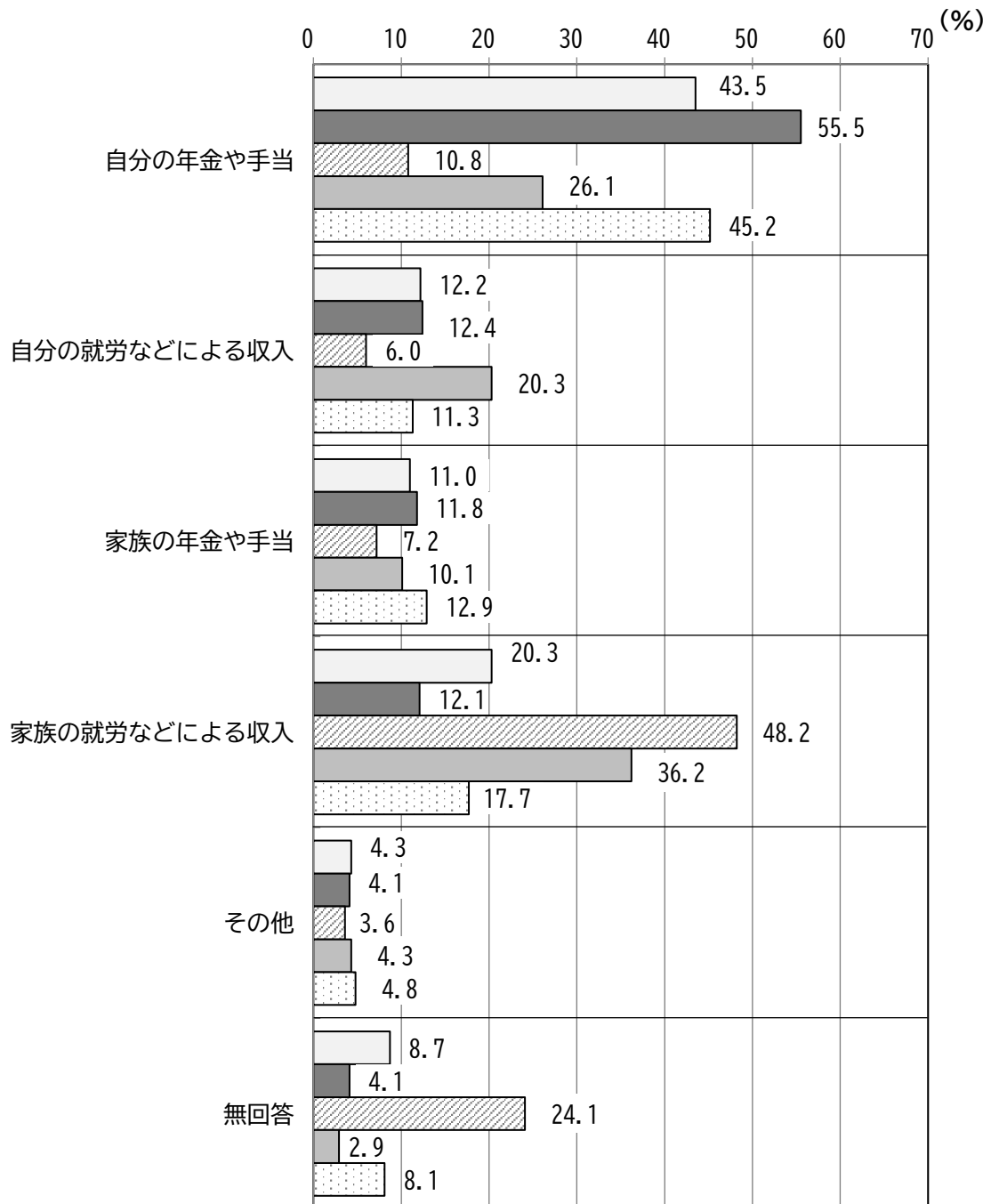
- ①調査結果の比率はすべて百分比(%)で表しており、その質問の回答者数を基数として、小数第2位を四捨五入して算出しています。なお、四捨五入の関係で合計が 100%にならない場合があります。
- ②複数回答形式の場合、回答比率の合計は通常 100%を超えます。
- ③凡例のカッコ内の数字は、その条件に該当する人数を表しています。「全体」は、年齢や手帳所持状況等の設問への回答がない方の回答数も含まれること及び手帳所持状況等において複数の手帳をお持ちの方などもいることにより、個別の合計数には一致しません。
- ④質問の選択肢は意味を損なわない程度に省略した表現を用いていることがあります。

### (3) A票の主な調査結果

#### ○主な収入源

全体、「身体障害者手帳」所持者、難病の方では「自分の年金や手当」、「療育手帳」所持者、「精神障害者保健福祉手帳」所持者では「家族の就労などによる収入」が最も多くなっています。

#### ■主な収入源×【3障害+難病】



□全体 (n=492)

□療育手帳 (n=83)

□難病 (n=62)

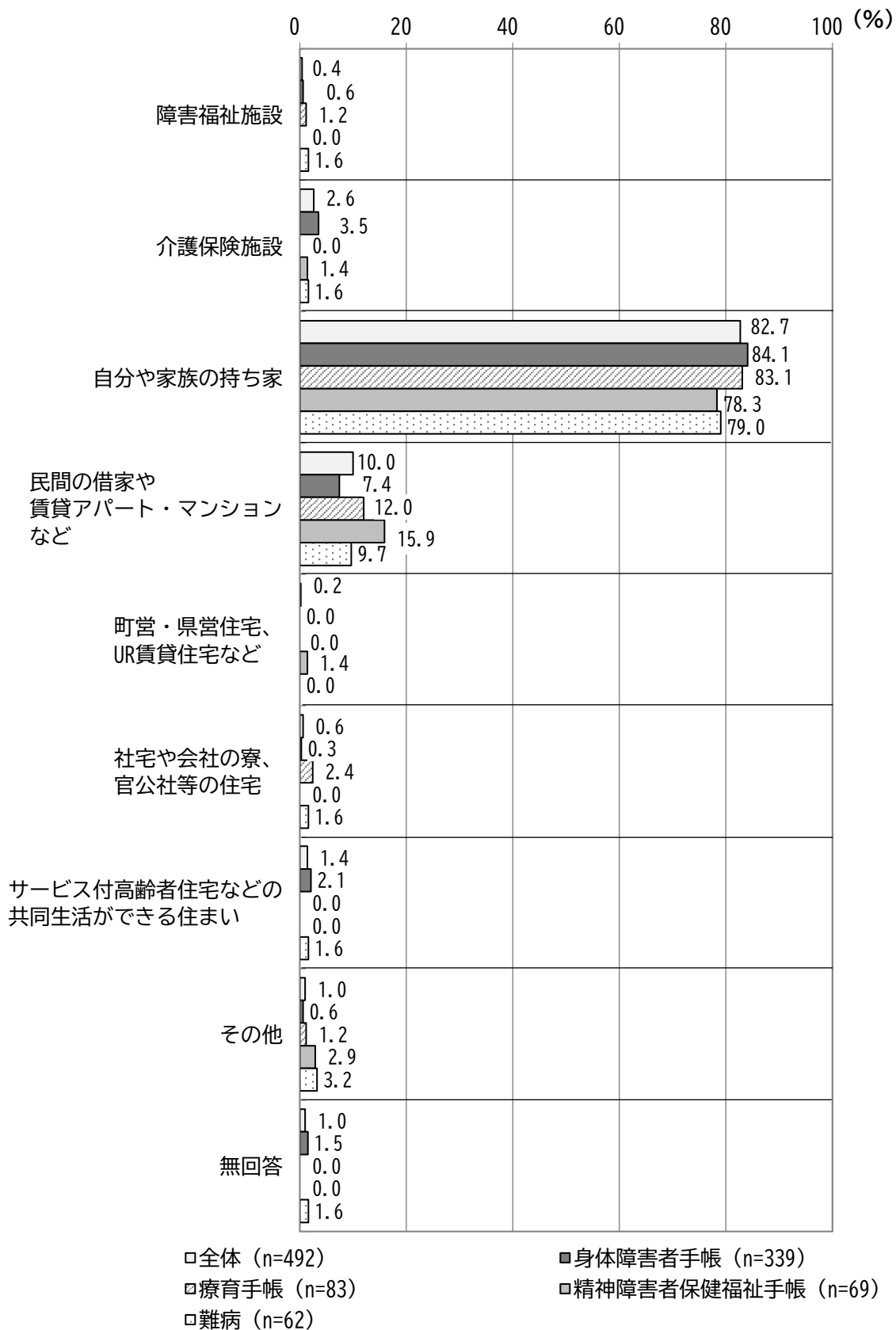
■身体障害者手帳 (n=339)

□精神障害者保健福祉手帳 (n=69)

○現在の住まい

全体、「身体障害者手帳」所持者、難病の方では「自分の年金や手当」、「療育手帳」所持者、「精神障害者保健福祉手帳」所持者では「自分や家族の持ち家」が最も多くなっています。

■現在の住まい×【3障害+難病】



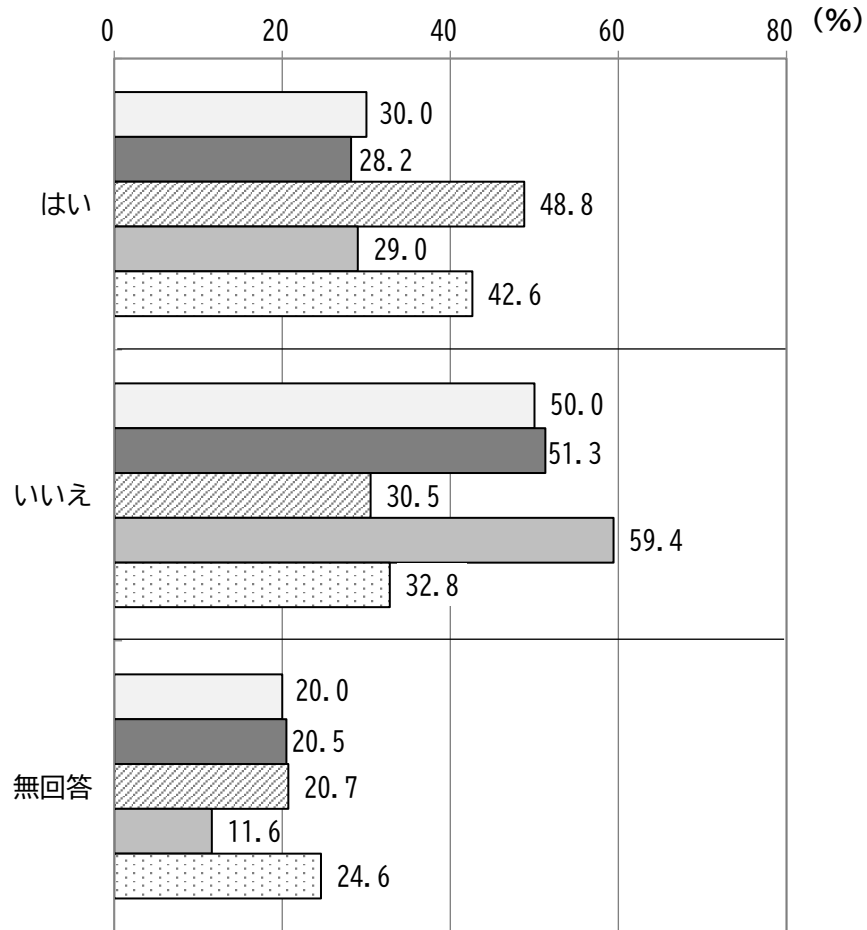


○介護をしてもらっているか

全体、「身体障害者手帳」所持者、「精神障害者保健福祉手帳」所持者では「いいえ」、「療育手帳」所持者、難病の方では「はい」が最も多くなっています。

※この設問は、現在の住まいとして「障害者福祉施設」以外を回答した 490 名(98.5%)に伺いました。

■介護をしてもらっているか×【3障害+難病】



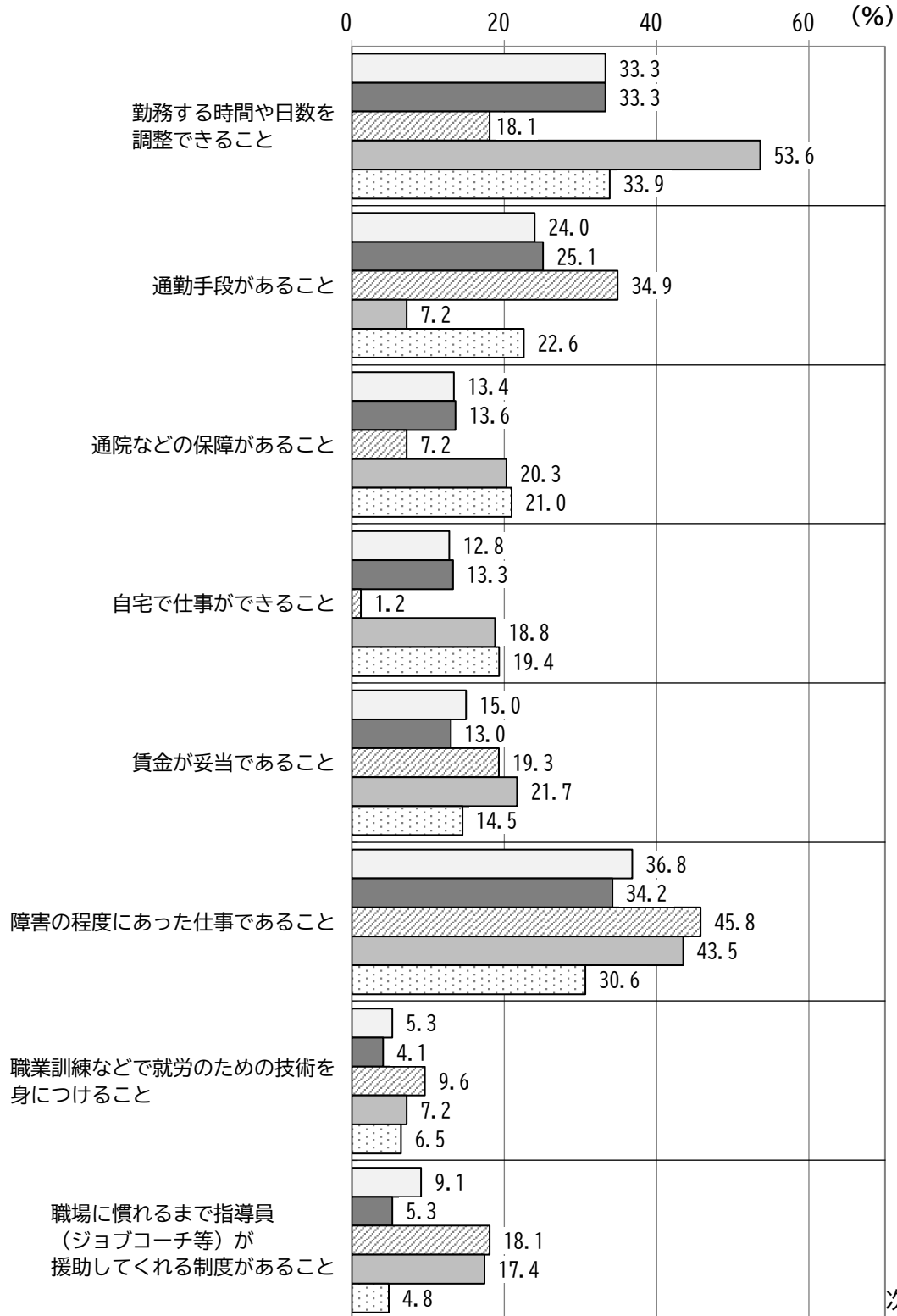
- 全体 (n=490)
- 療育手帳 (n=82)
- 難病 (n=61)
- 身体障害者手帳 (n=337)
- 精神障害者保健福祉手帳 (n=69)



○障がいのある人が働くための環境

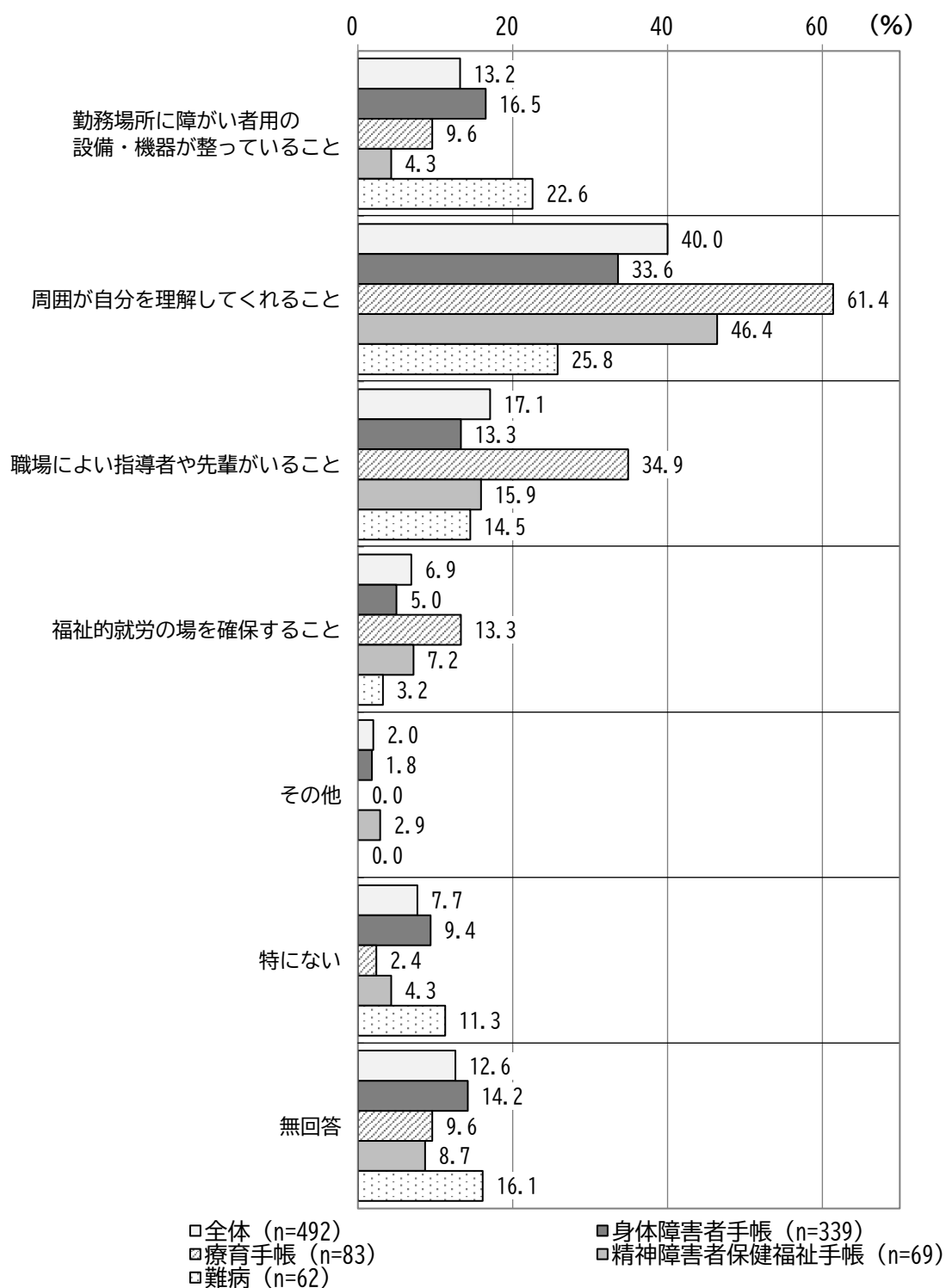
全体、「身体障害者手帳」所持者では「障がいの程度にあった仕事であること」、「療育手帳」所持者、「精神障害者保健福祉手帳」所持者、難病の方では「周囲が自分を理解してくれていること」が最も多くなっています。

■障がい者が働くための環境×【3障害+難病】(○は3つまで)



次のページへ

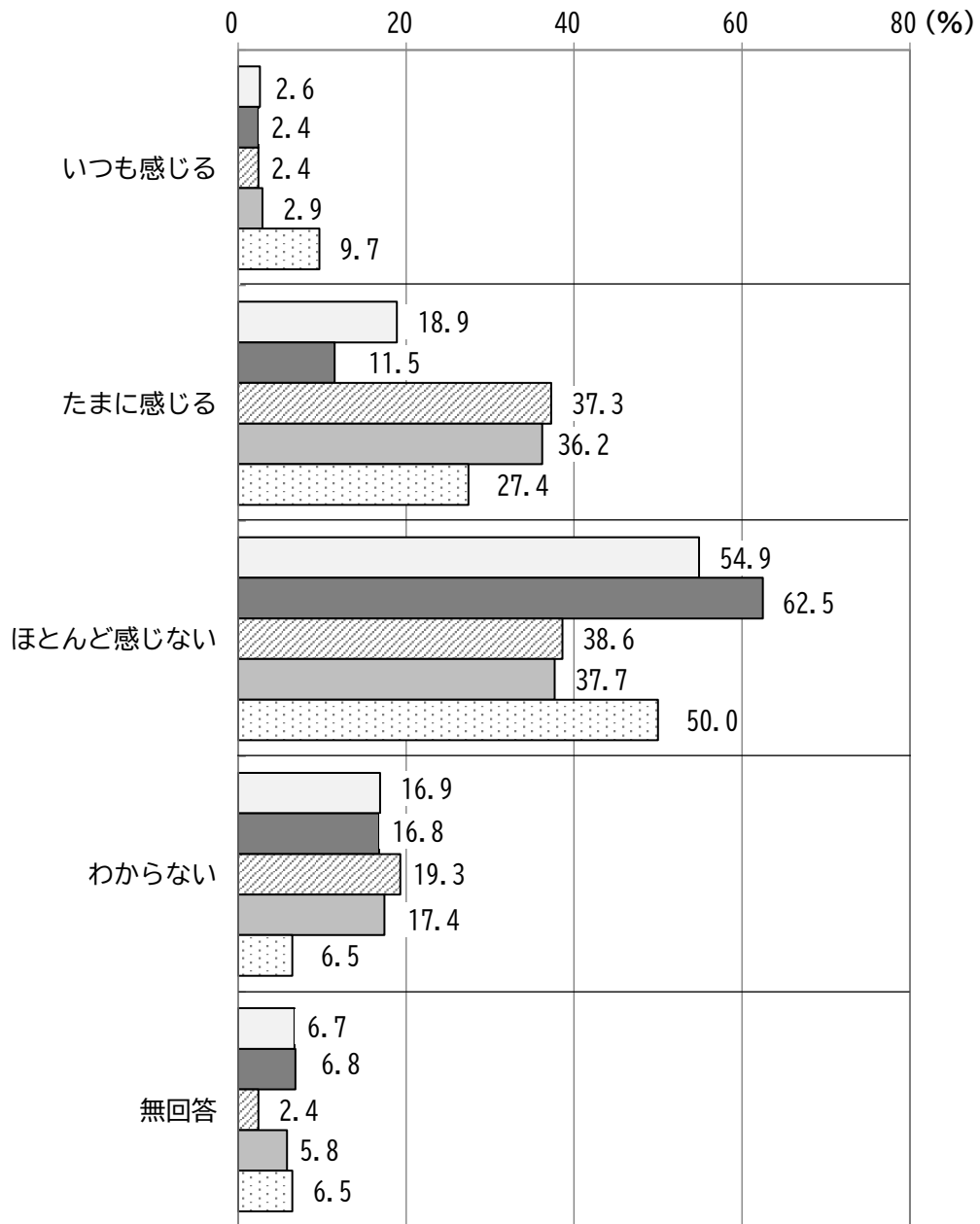
全体 (n=492)
  身体障害者手帳 (n=339)
  療育手帳 (n=83)
  精神障害者保健福祉手帳 (n=69)
  難病 (n=62)



○差別を受けたか

「療育手帳」所持者においては「ほとんど感じない」が最も多くなっています。「いつも感じる」、「たまに感じる」といった差別を感じている方は全体で 21.5%となっています。

■差別を受けたか×【3障害+難病】



□全体 (n=492)

□療育手帳 (n=83)

□難病 (n=62)

■身体障害者手帳 (n=339)

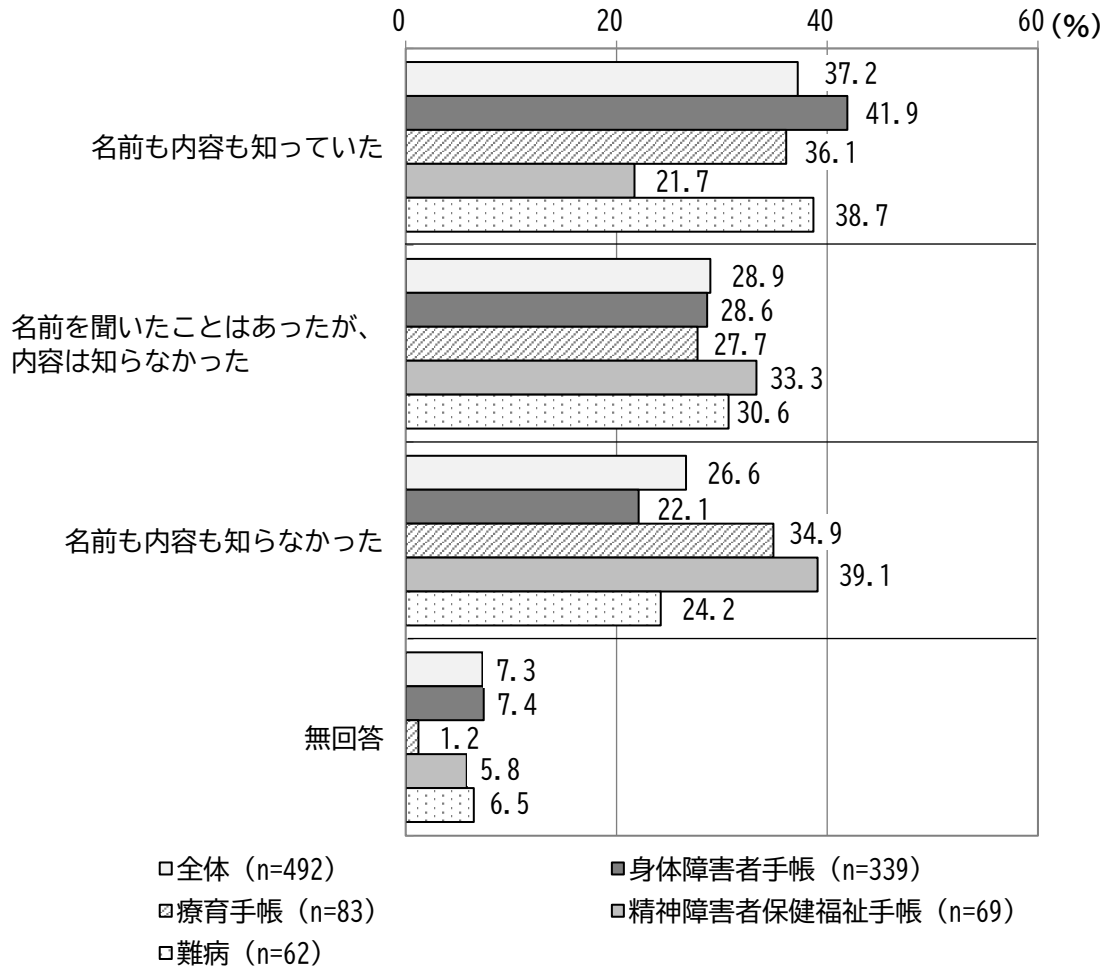
□精神障害者保健福祉手帳 (n=69)

○権利擁護

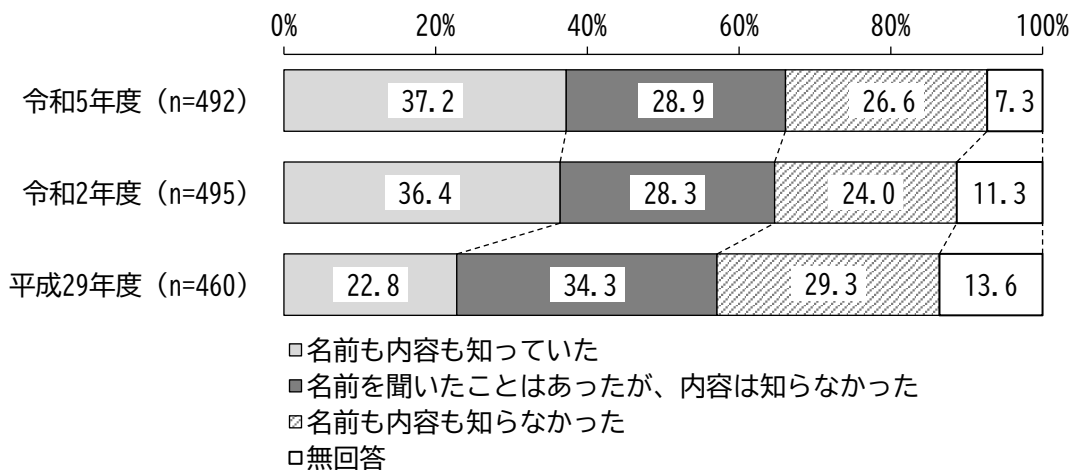
成年後見制度の認知度について、全体及び「身体障害者手帳」所持者、「精神障害者保健福祉手帳」所持者においては「名前も内容も知っていた」が最も多く、「療育手帳」所持者、難病の方においては「名前も内容も知らなかった」が最も多くなっています。

経年比較すると、「名前も内容も知っていた」の増加が見られ、周知が進んでいることがわかります。

■成年後見制度の認知度



◇経年比較(全体)

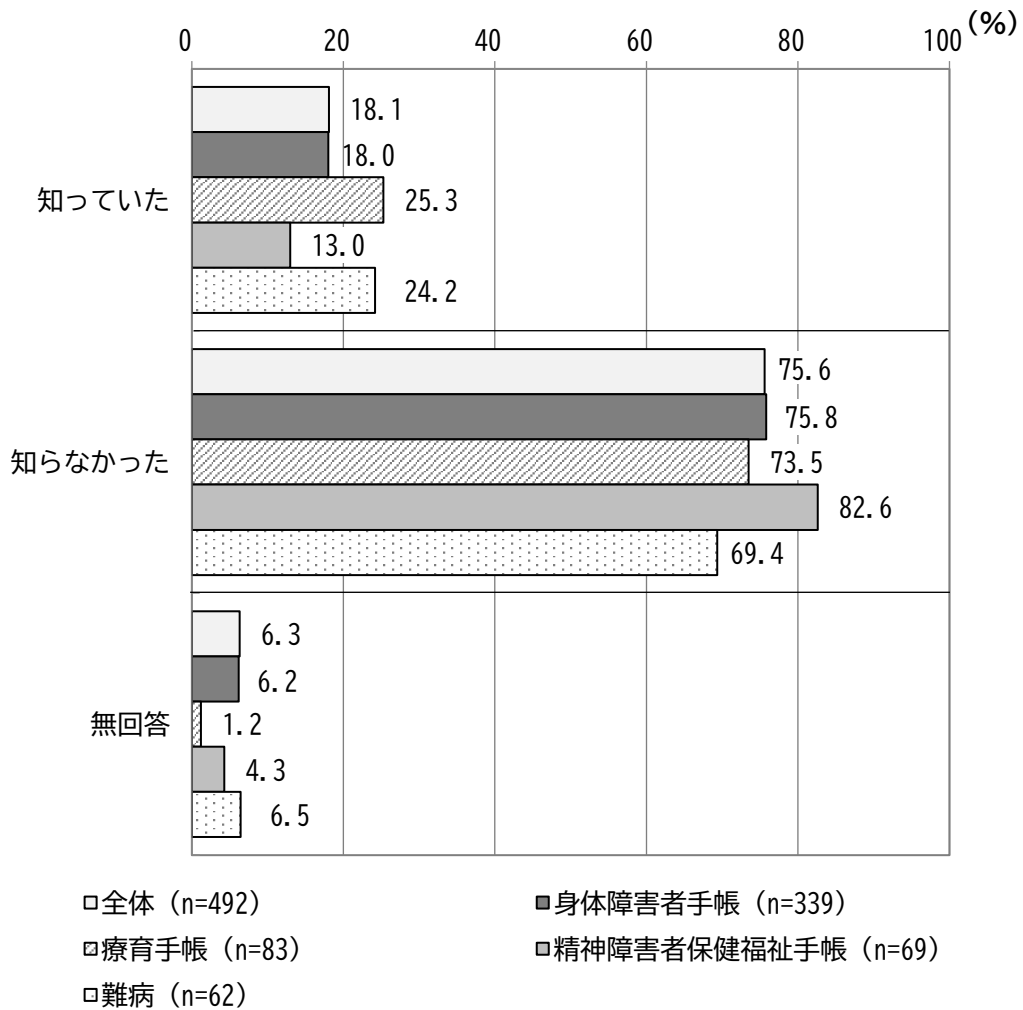


### ○障害者差別解消法の認知度

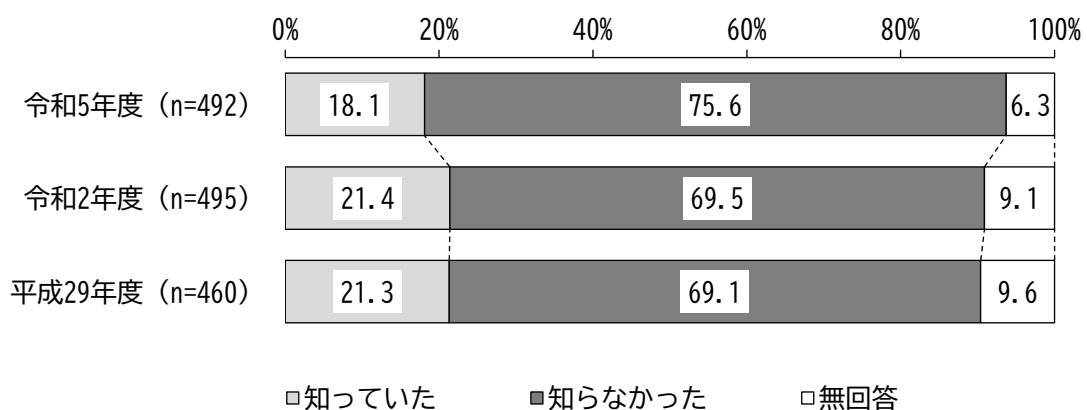
「障害者差別解消法」の認知について、全体、「身体障害者手帳」所持者、「療育手帳」所持者、「精神障害者保健福祉手帳」所持者、難病の方において「知らなかった」が多く、今後とも周知を継続していく必要があります。

経年比較でみると、「知っていた」の割合が減少しています。今後も引き続き周知に努めていく必要があります。

#### ■障害者差別解消法を知っているか



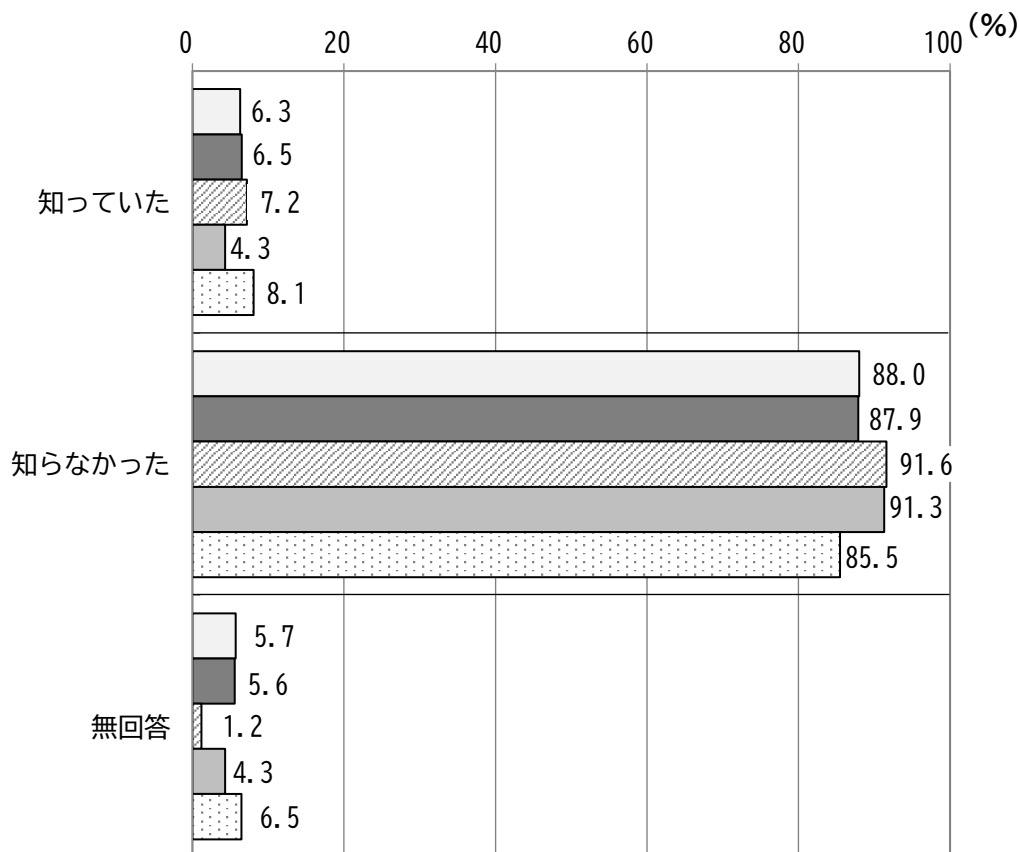
#### ◇経年比較(全体)



### ○手話言語条例の認知度

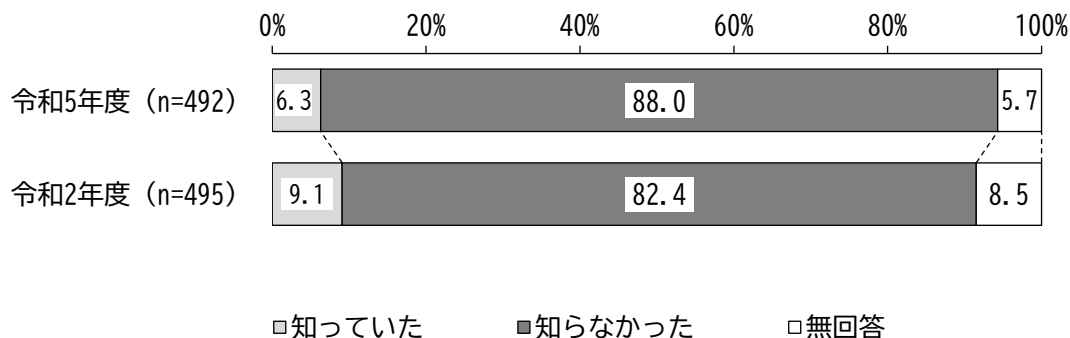
平成30年4月1日に施行された「伊奈町人と人をつなぐ手話言語条例」の認知度について、全体、「身体障害者手帳」所持者、「療育手帳」所持者、「精神障害者保健福祉手帳」所持者、難病の方において「知らなかった」が多く、今後とも周知を継続していく必要があります。経年比較でみると、「知っていた」の割合が減少しています。

#### ■手話言語条例を知っているか



- 全体 (n=492)
- 療育手帳 (n=83)
- 難病 (n=62)
- 身体障害者手帳 (n=339)
- 精神障害者保健福祉手帳 (n=69)

#### ◇経年比較(全体)





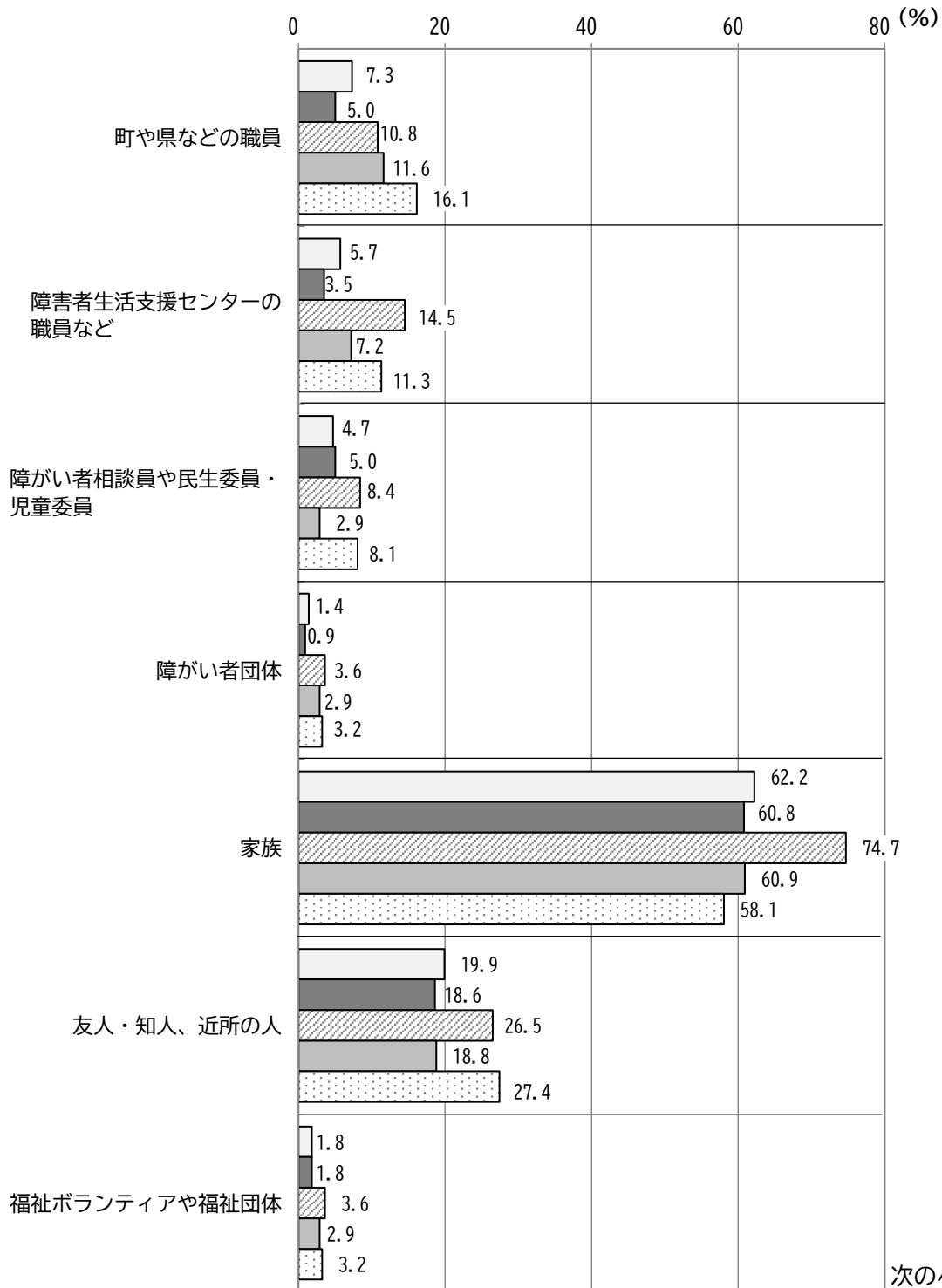




○不安や悩みの相談相手

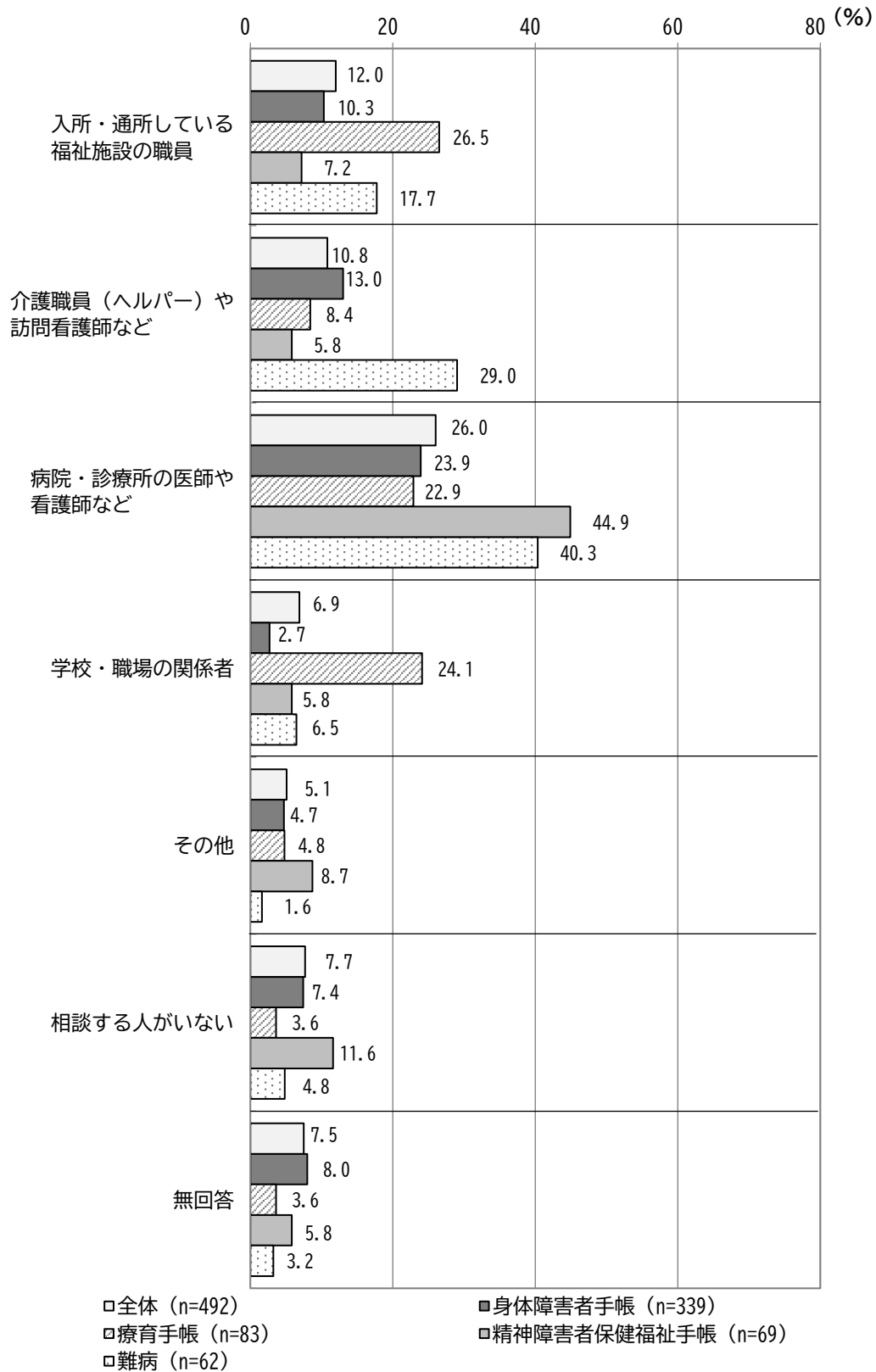
不安や悩みの相談相手として、全体、「身体障害者手帳」所持者、「療育手帳」所持者、「精神障害者保健福祉手帳」所持者、難病の方ともに「家族」が最も高くなっています。また、「療育手帳」所持者では「入所・通所している福祉施設の職員」と「友人・知人、近所の人」、「精神障害者保健福祉手帳」所持者及び難病の方では「病院・診療所の医師や看護師など」が次いで高くなっています。

■不安や悩みの相談相手×【3障害+難病】(○はあてはまるものすべて)



次のページへ

□全体 (n=492) □身体障害者手帳 (n=339)  
 □療育手帳 (n=83) □精神障害者保健福祉手帳 (n=69)  
 □難病 (n=62)

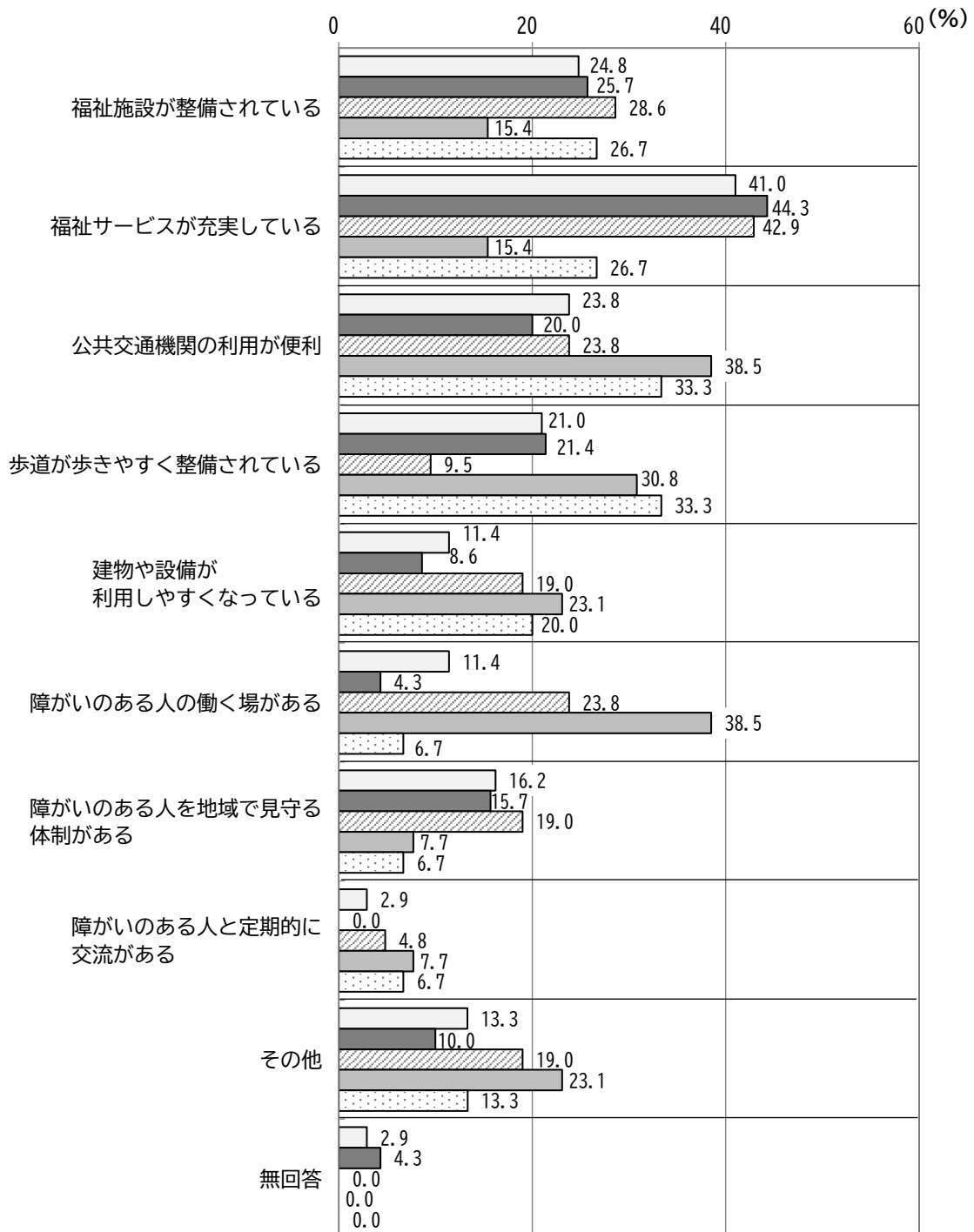


## ○住みやすいまちと思う理由

全体、「身体障害者手帳」所持者、「療育手帳」所持者では「福祉サービスが充実している」、「精神障害者保健福祉手帳」所持者では「公共交通機関の利用が便利」、難病の方では「公共交通機関の利用」及び「歩道が歩きやすく整備されている」が最も多くなっています。

※この設問は、伊奈町は住みやすいまちと思うかという問いについて、「そう思う」と回答した 105 名 (21.3%)に伺いました。

### ■住みやすいまちと思う理由(○は3つまで)



□全体 (n=105)

□療育手帳 (n=21)

□難病 (n=15)

■身体障害者手帳 (n=70)

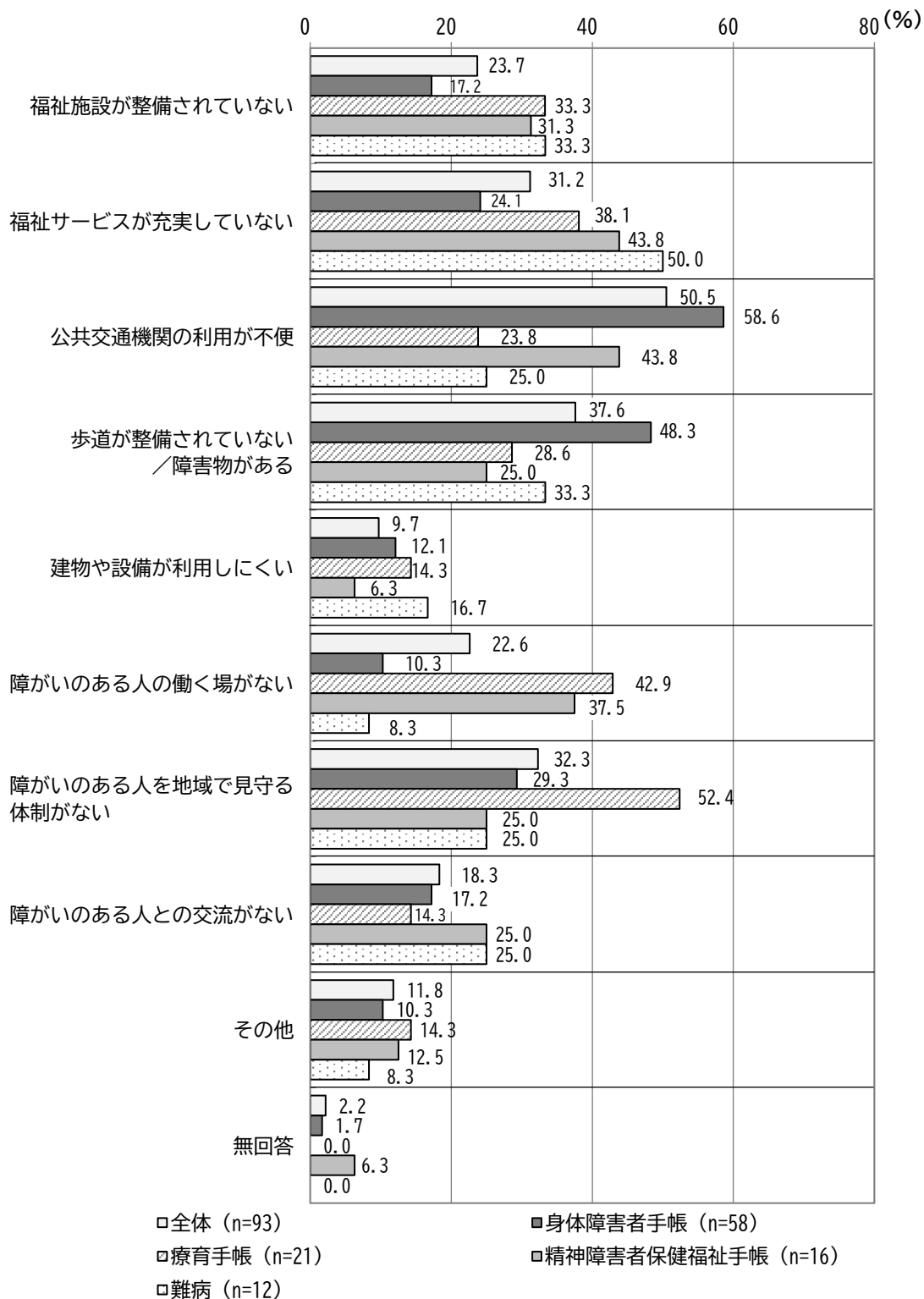
▨精神障害者保健福祉手帳 (n=13)

### ○住みにくいまちと思う理由

全体、「身体障害者手帳」所持者では「公共交通機関の利用が不便」、「療育手帳」所持者では「障がいのある人を地域で見守る体制がない」、「精神障害者保健福祉手帳」所持者では「福祉サービスが充実していない」と「公共交通機関の利用が不便」、難病の方では「福祉サービスが充実していない」がそれぞれ最も多くなっています。

※この設問は、伊奈町は住みやすいまちと思うかという問いについて、「思わない」と回答した 93 名 (18.9%)に伺いました。

#### ■住みにくいまちと思う理由(○は3つまで)



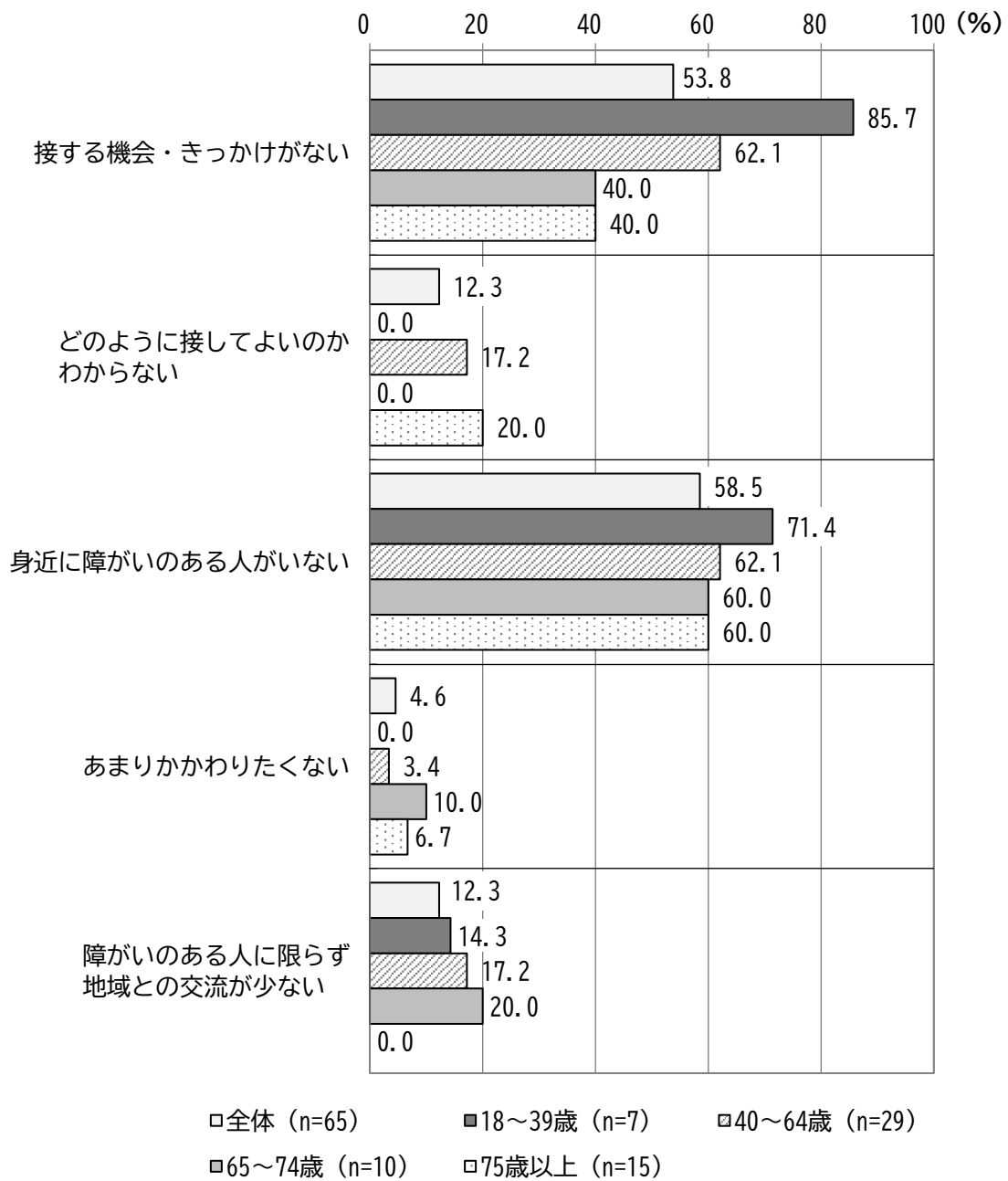
## (4) B票の主な調査結果

### ○障がいのある人との交流がない理由について

40～64 歳までは「接する機会・きっかけがない」、及び 65～74 歳、75 歳以上では「身近に障がいのある人がいない」がそれぞれ最も多くなっています。

※この設問は、「障がいのある人との交流がどれにあてはまるか」という問いについて、「見かけるが話したことはない」又は「まったく交流はない」と回答した 65 名(47.4%)に伺いました。

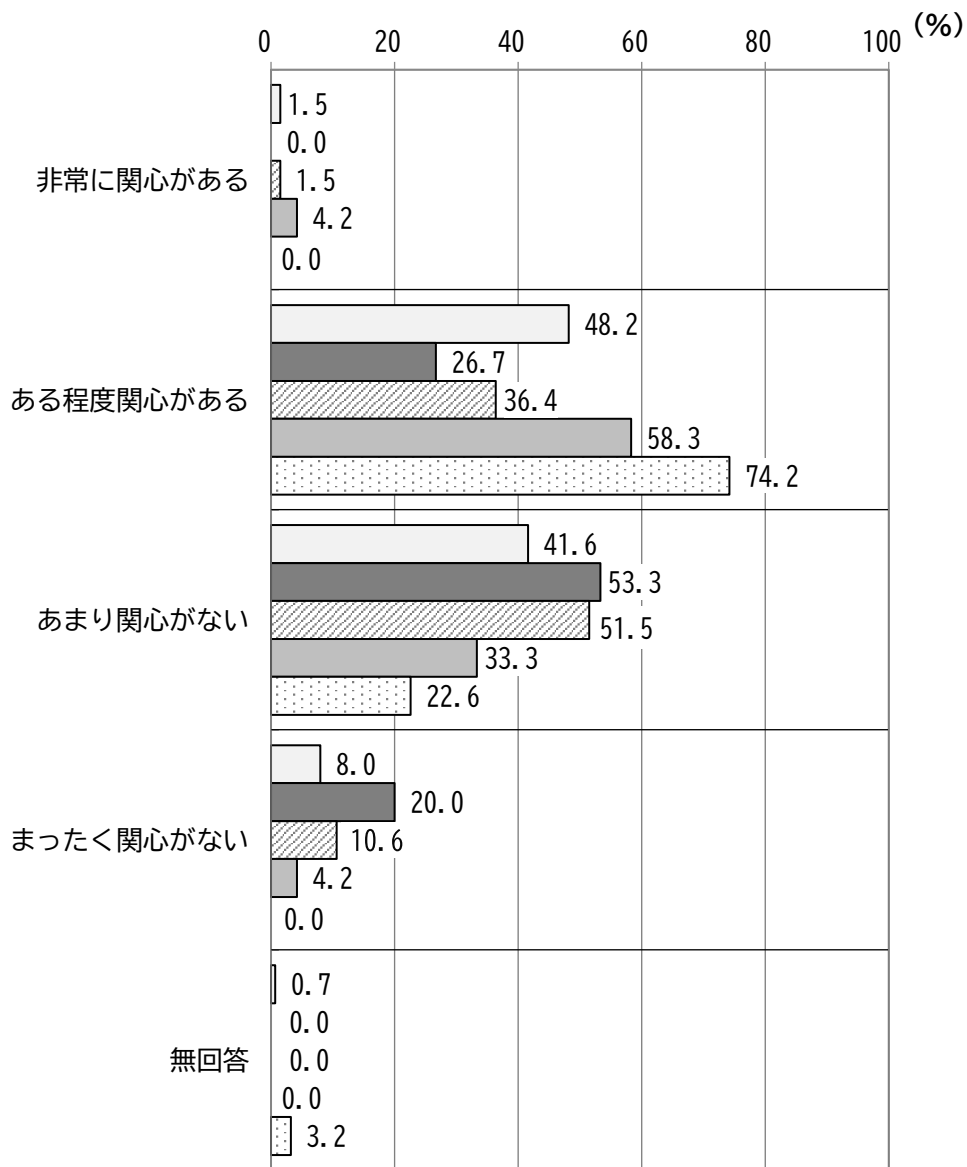
### ■障がいのある人との交流がない理由について(○はあてはまるものすべて)



○ボランティア活動に関心があるかについて

「非常に関心がある」「ある程度関心がある」を合計した割合を見ると、年代が高いほど回答割合が大きくなっています。

■ボランティア活動に関心があるかについて



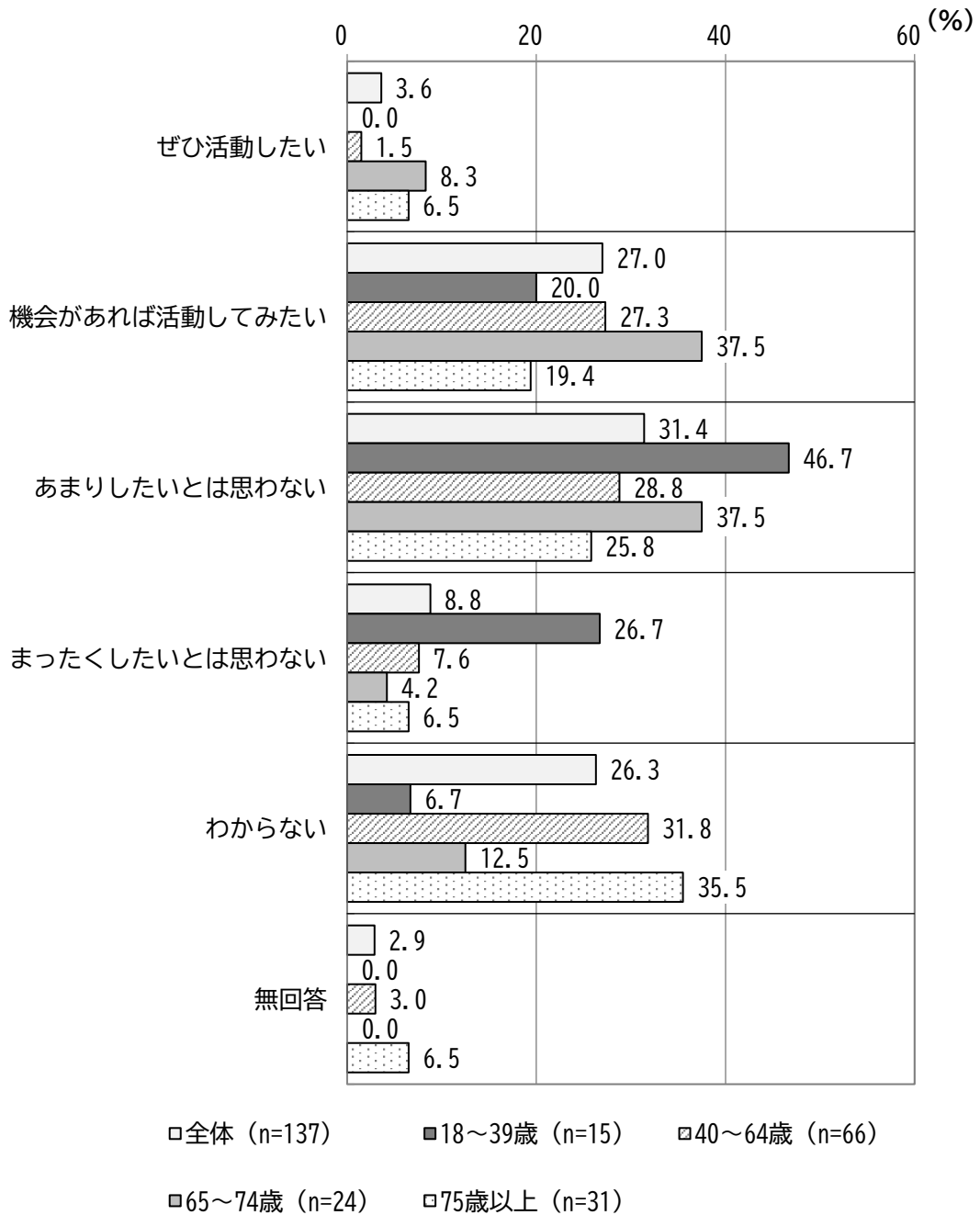
□全体 (n=137)      ■18～39歳 (n=15)      □40～64歳 (n=66)  
 □65～74歳 (n=24)      □75歳以上 (n=31)



○今後のボランティアの参加について

今後のボランティアの参加について、「ぜひ活動したい」、「機会があれば活動してみたい」と回答した中では 65～74 歳の割合が高くなっています。

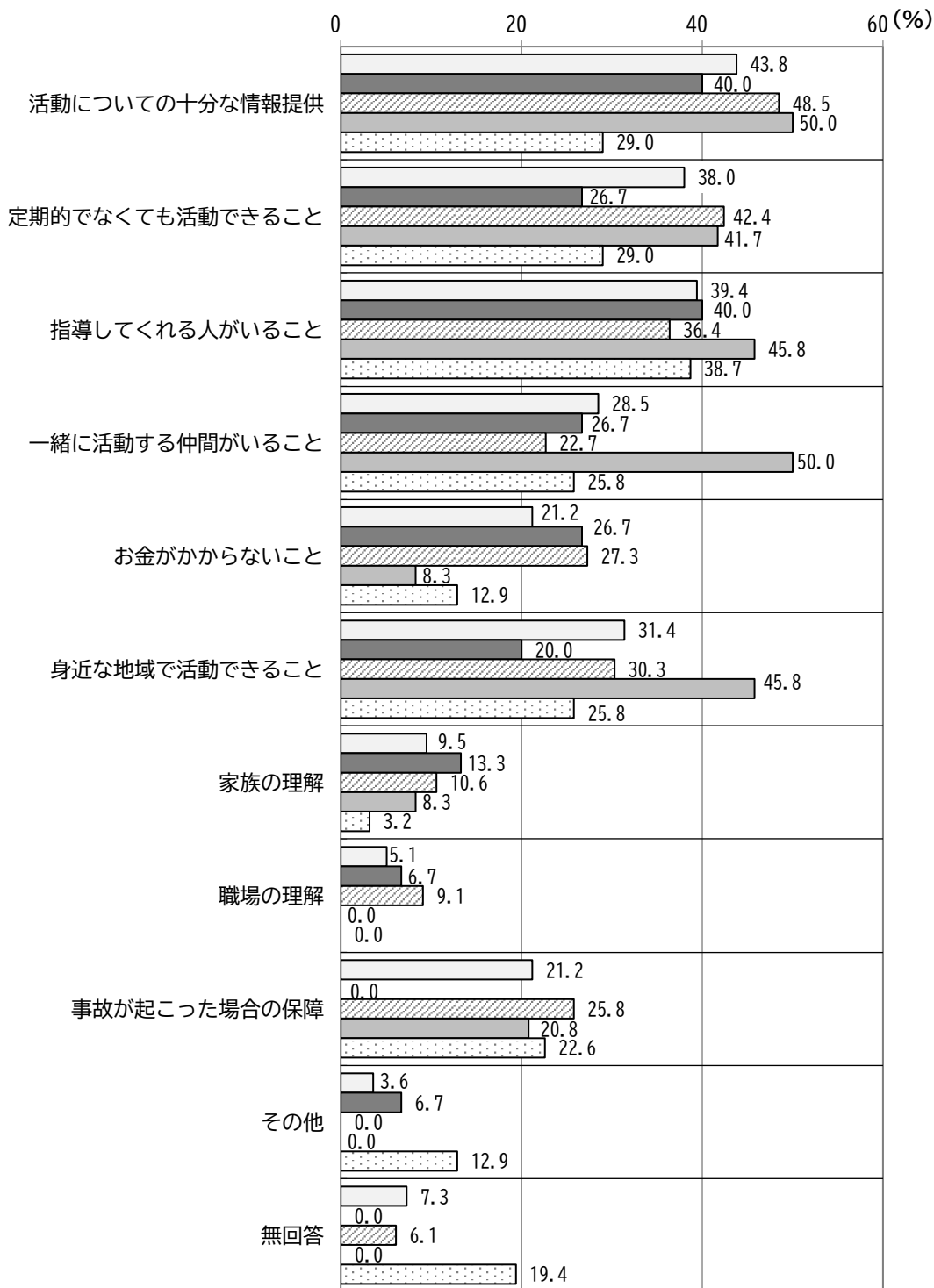
■今後のボランティアの参加について



○活動をはじめるために必要な条件について

75歳以上では「指導してくれる人がいること」、その他の年代では、「活動についての十分な情報提供」がそれぞれ最も多くなっています。

■活動をはじめるために必要な条件について(○は3つまで)

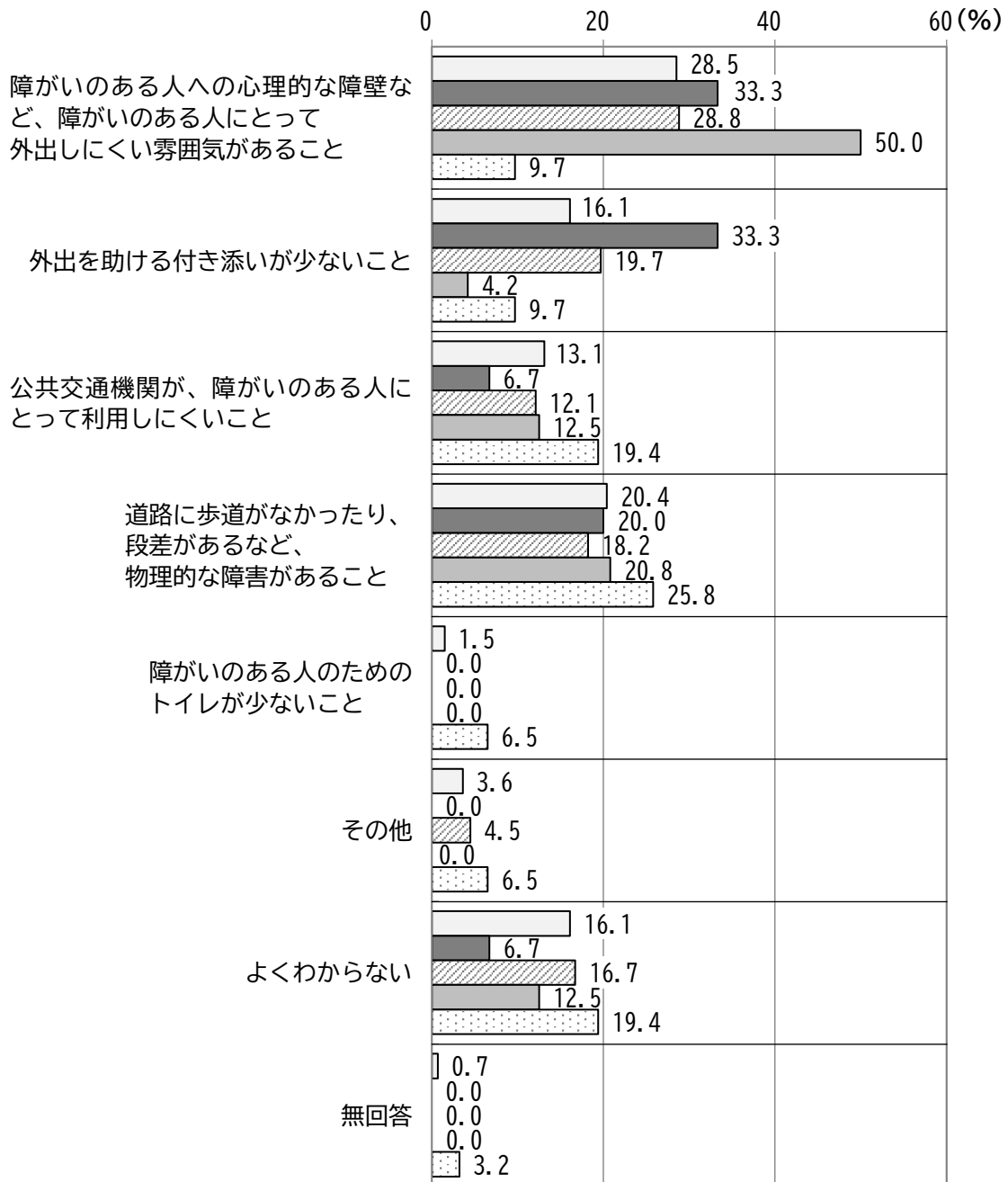


□全体 (n=137)      ■18～39歳 (n=15)      □40～64歳 (n=66)  
 □65～74歳 (n=24)      □75歳以上 (n=31)

○障がいのある人が社会参加する上での最大の障壁について

75歳以上を除くすべての年代で、「障がいのある人への心理的な障壁など、障がいのある人にとって外出しにくい雰囲気があること」が最も多くなっています。

■障がいのある人が社会参加する上での最大の障壁について



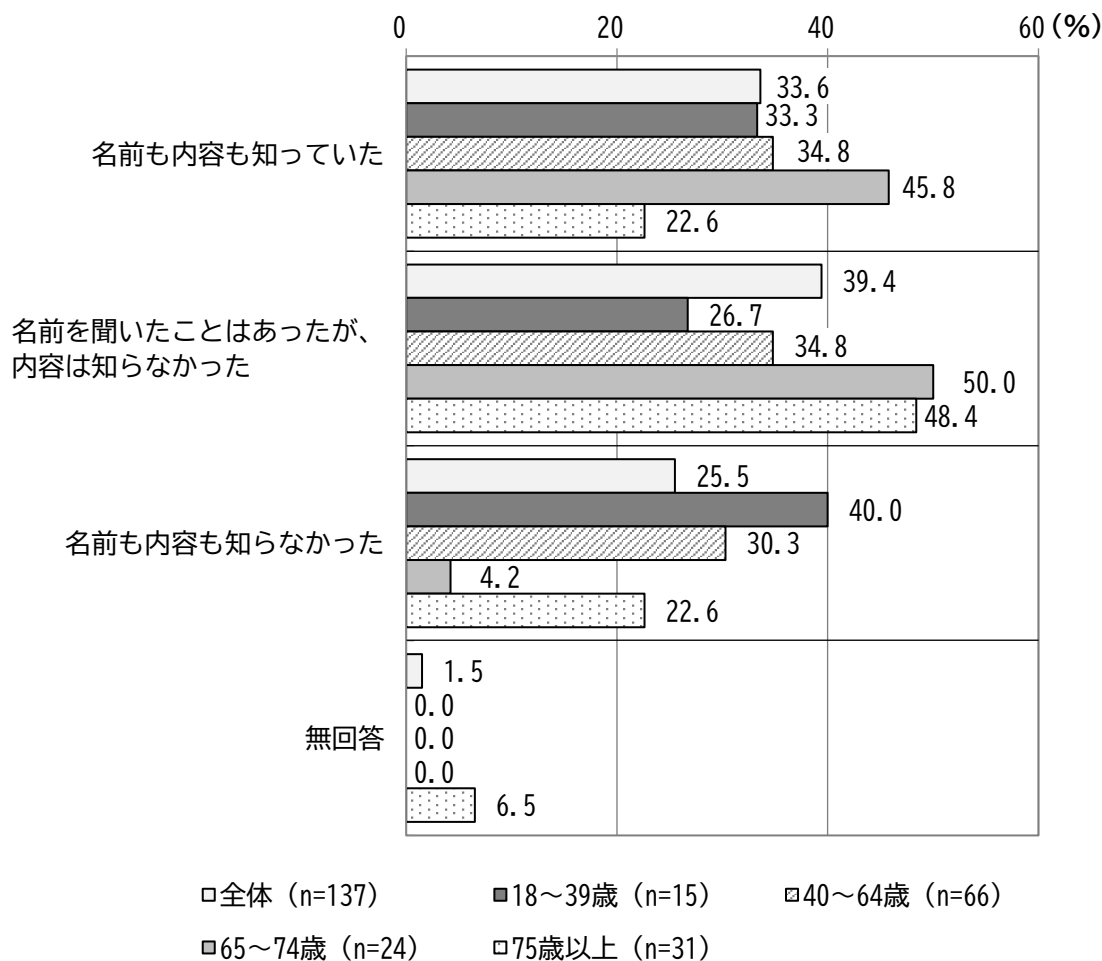
□全体 (n=137)      ■18~39歳 (n=15)      □40~64歳 (n=66)  
 □65~74歳 (n=24)      □75歳以上 (n=31)

○権利擁護

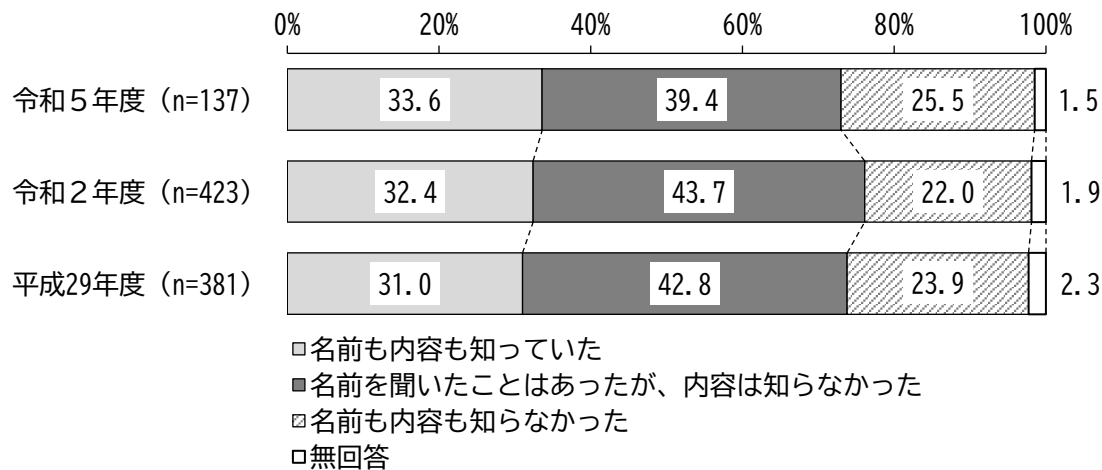
全体では「名前を聞いたことはあったが、内容は知らなかった」が最も多くなっています。また、年代が上がるにつれ認知が進み、65～74歳でピークとなっています。

経年比較すると、認知度は徐々に上がっていることがわかります。

■成年後見制度の認知度



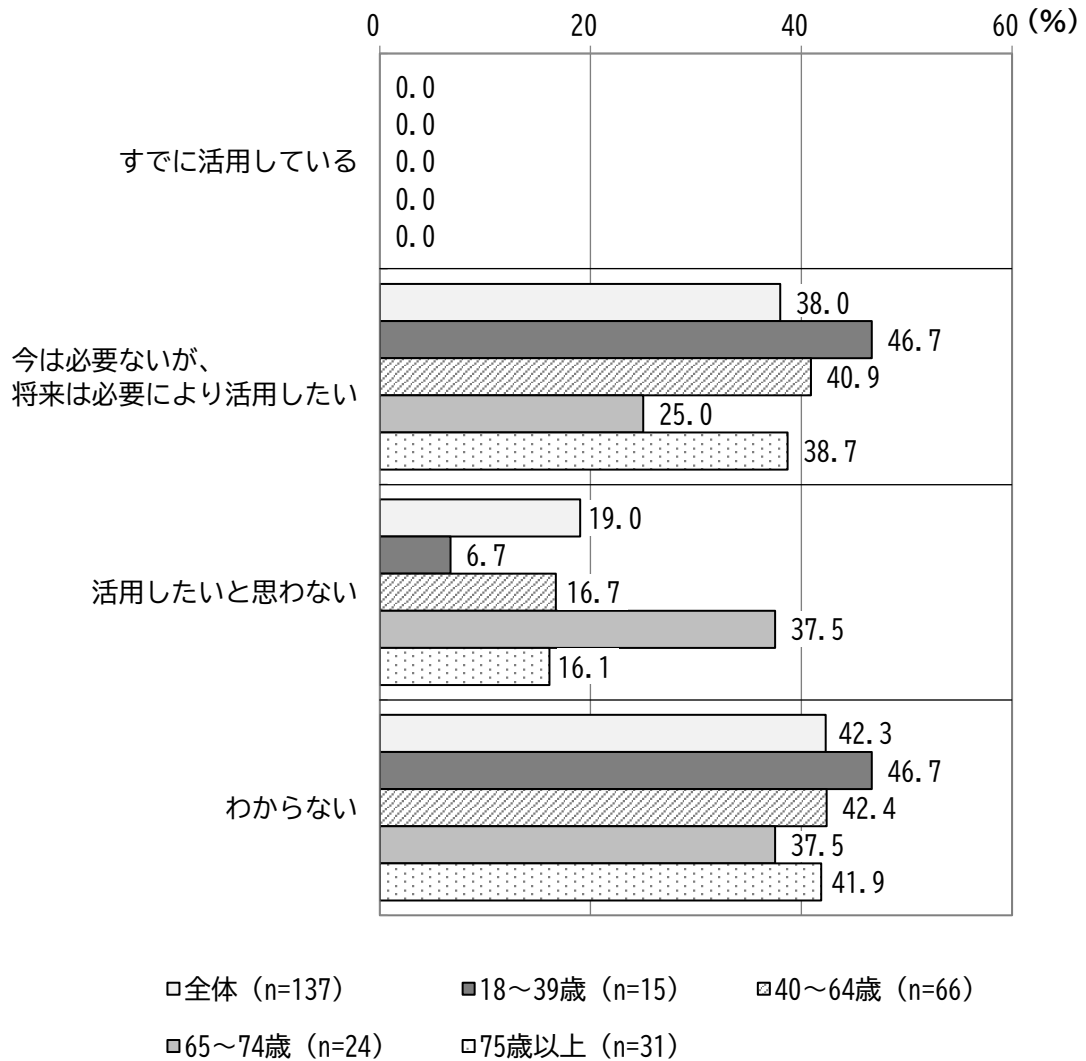
◇経年比較(全体)



○成年後見制度を活用したいかについて

18～39歳において、「今は必要ないが、将来は必要により活用したい」が最も多くなっています。「わからない」と同数ではありますが、比較的若い年代にとっては、将来の選択肢の一つとして認知されてきていることがうかがえます。

■成年後見制度を活用したいかについて

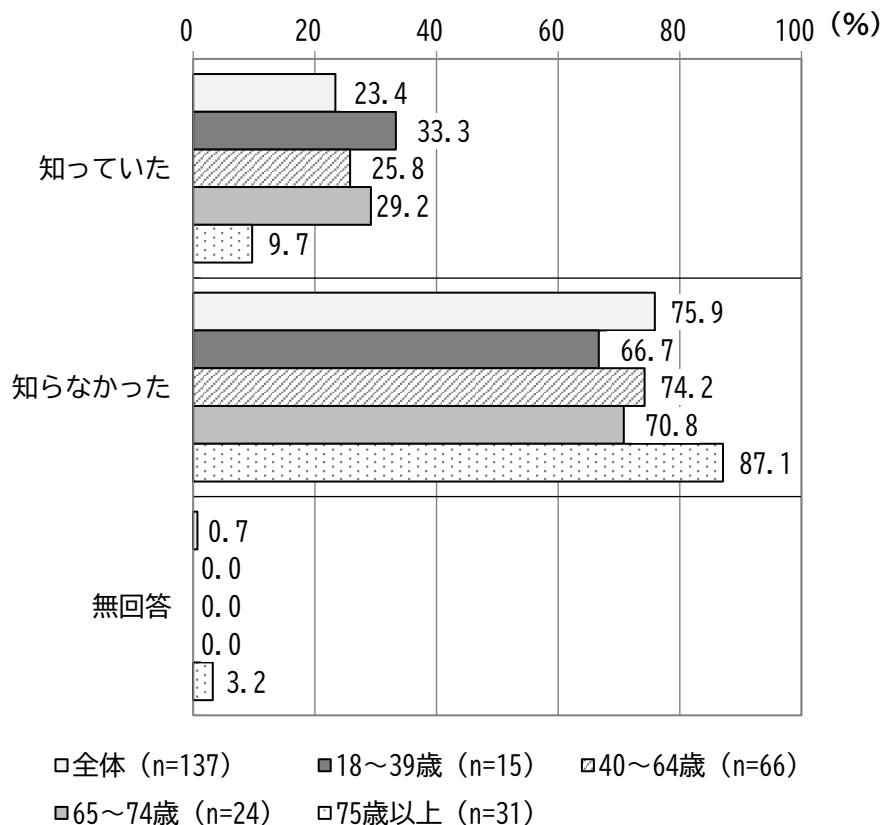


### ○障害者虐待防止法の認知度

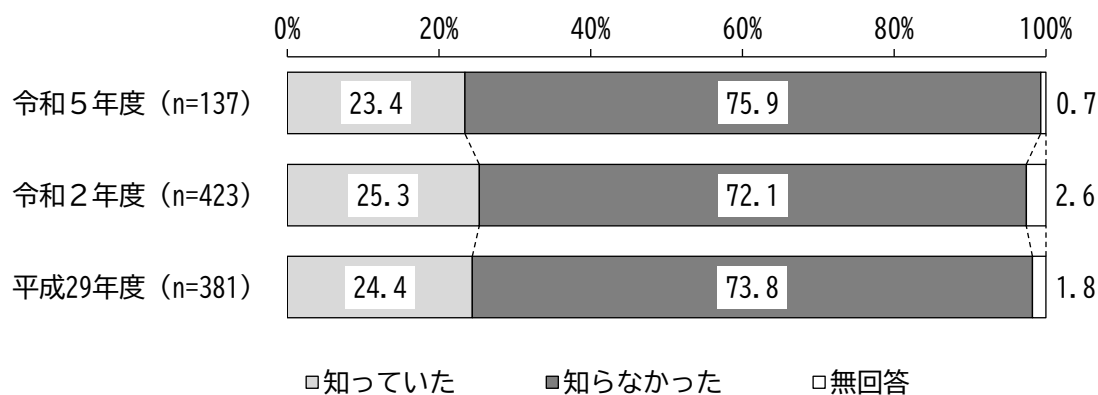
全体、各年代において「知らなかった」が多く、今後とも周知を継続していく必要があります。

経年比較しても、割合があまり変化していないことから、引き続き周知の方法を検討していく必要があります。

#### ■障害者虐待防止法の認知度



#### ◇経年比較(全体)

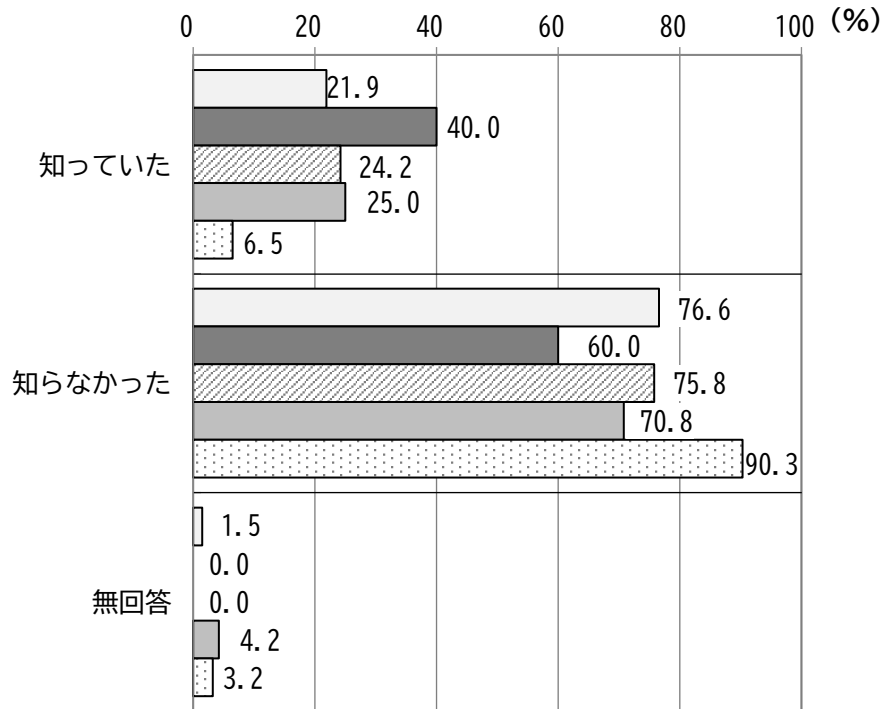


○障害者差別解消法の認知度

全体、各年代において「知らなかった」が多く、今後とも周知を継続していく必要があります。

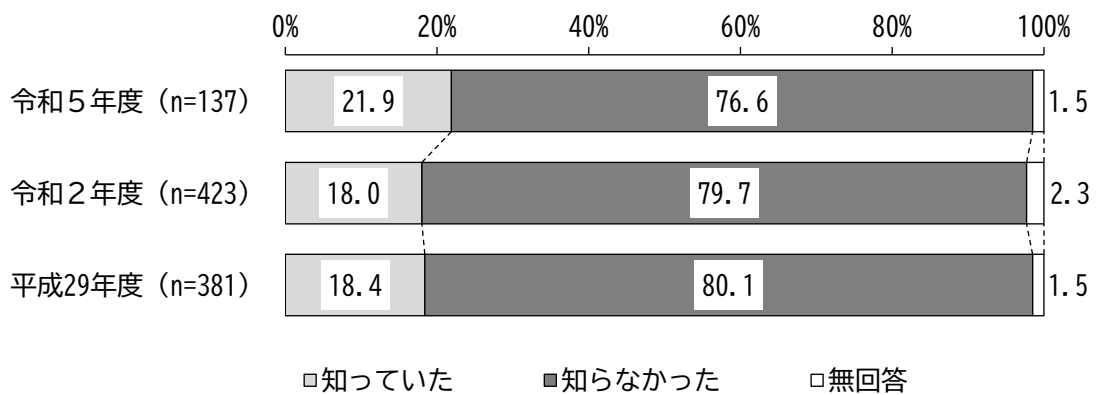
経年比較しても、割合があまり変化していないことから、引き続き周知の方法を検討していく必要があります。

■障害者差別解消法の認知度



□全体 (n=137)    ■18~39歳 (n=15)    ▨40~64歳 (n=66)  
 □65~74歳 (n=24)    □75歳以上 (n=31)

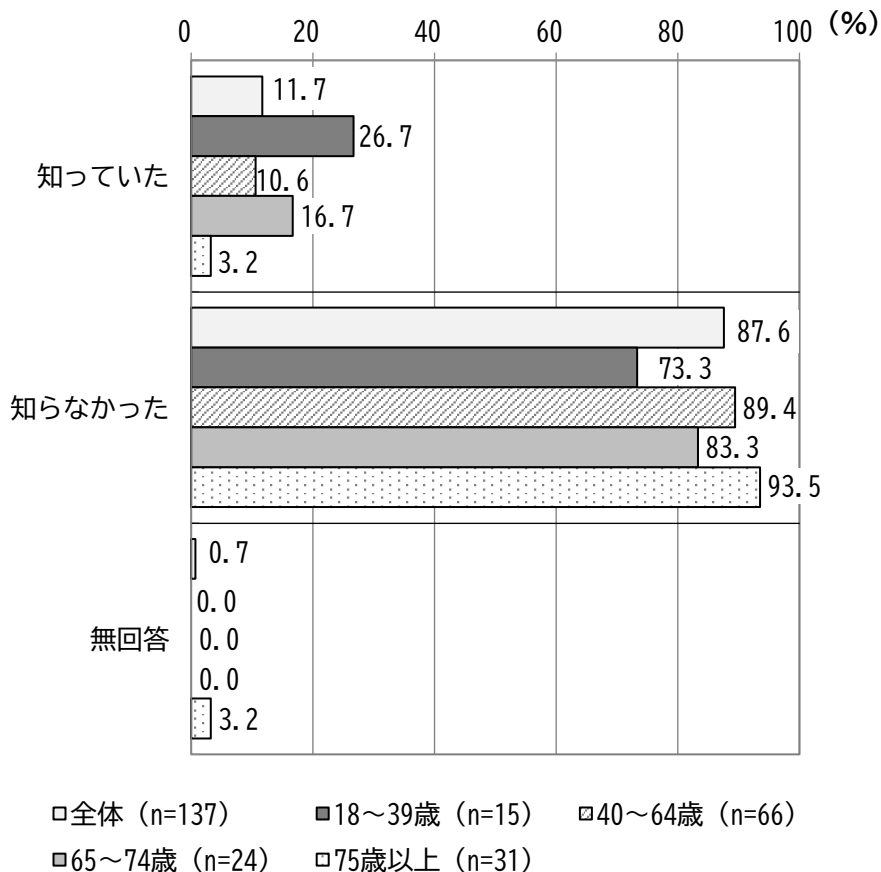
◇経年比較(全体)



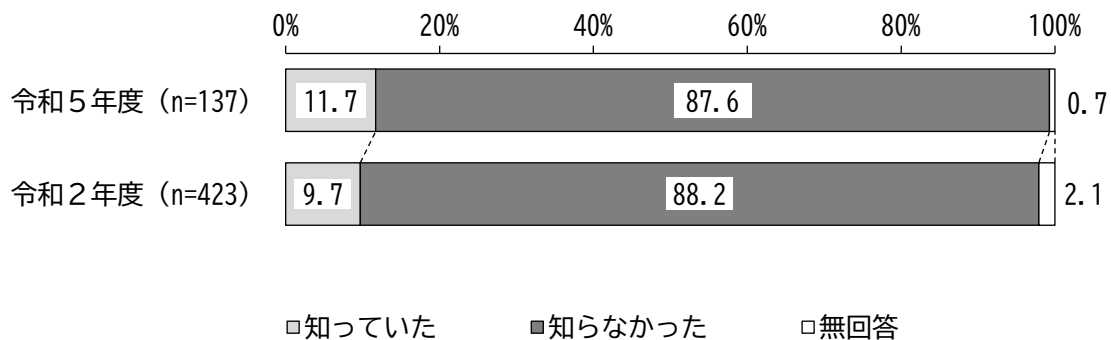
○手話言語条例の認知度

全体、各年代において「知らなかった」が多く、今後とも周知を継続していく必要があります。

■手話言語条例の認知度



◇経年比較(全体)

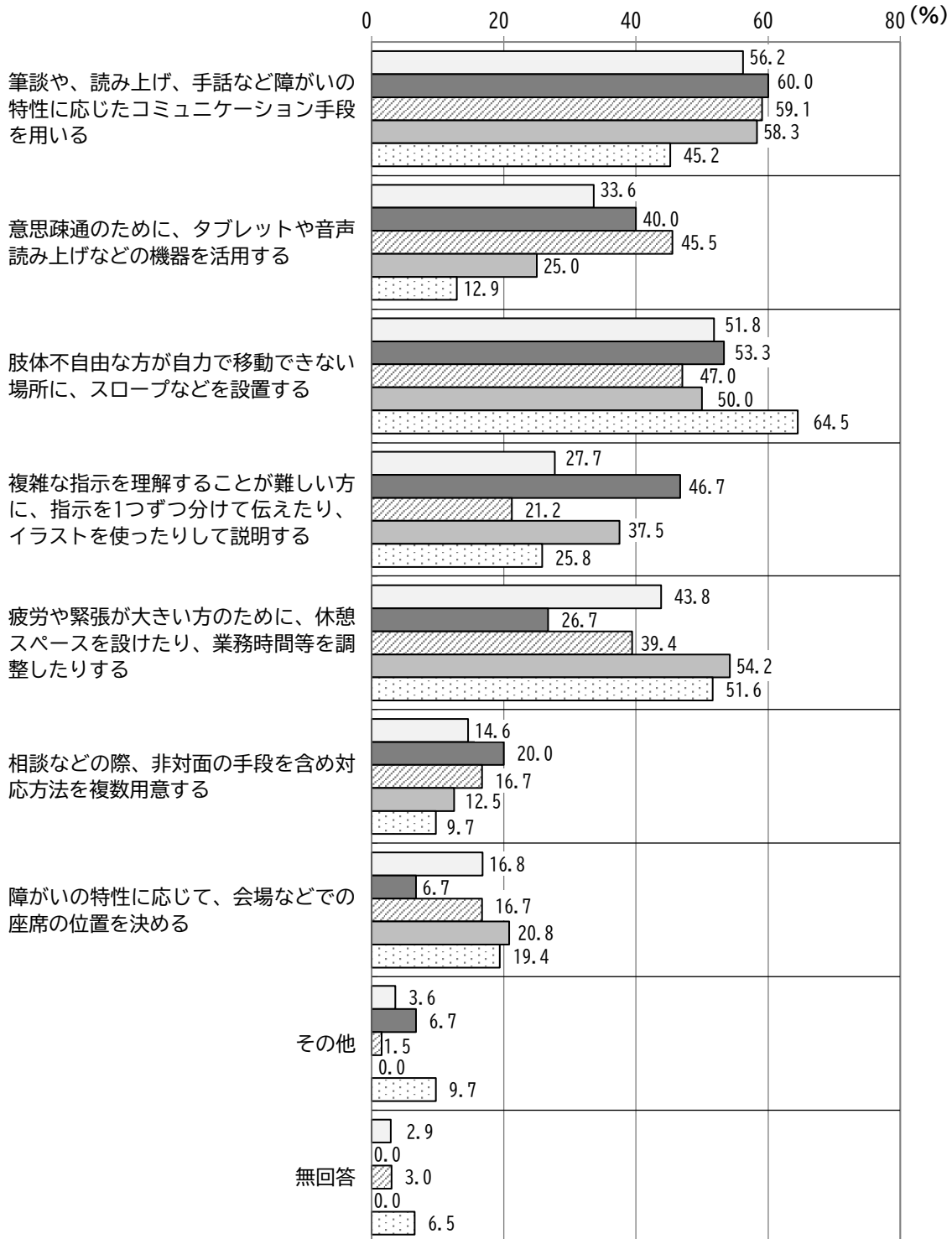




○障がいのある人に対する重要な配慮

75歳以上では「肢体不自由な方が自力で移動できない場所に、スロープなどを設置する」、それ以外では「筆談や、読み上げ、手話など障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を用いる」が最も多くなっています。

■障がいのある人に対する重要な配慮(○は3つまで)

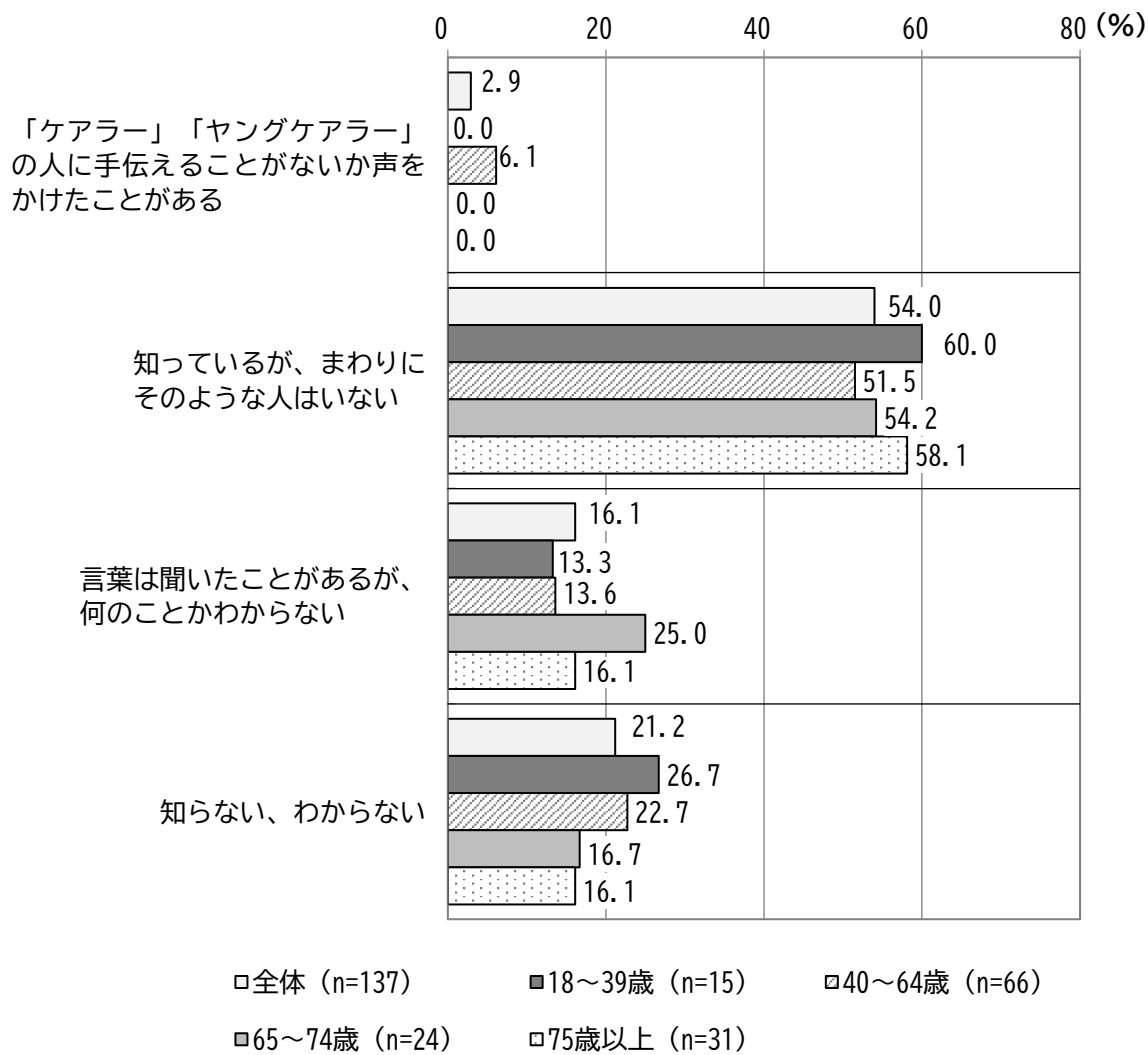


□全体 (n=137)      ■18~39歳 (n=15)      □40~64歳 (n=66)  
 □65~74歳 (n=24)      □75歳以上 (n=31)

## ○「ケアラー」または「ヤングケアラー」の認知度

全体、各年代において「知っているが、まわりにそのような人はいない」が最も多くなっています。メディア等でこの言葉を目にする機会も増えており、今後も周知を継続していく必要があります。

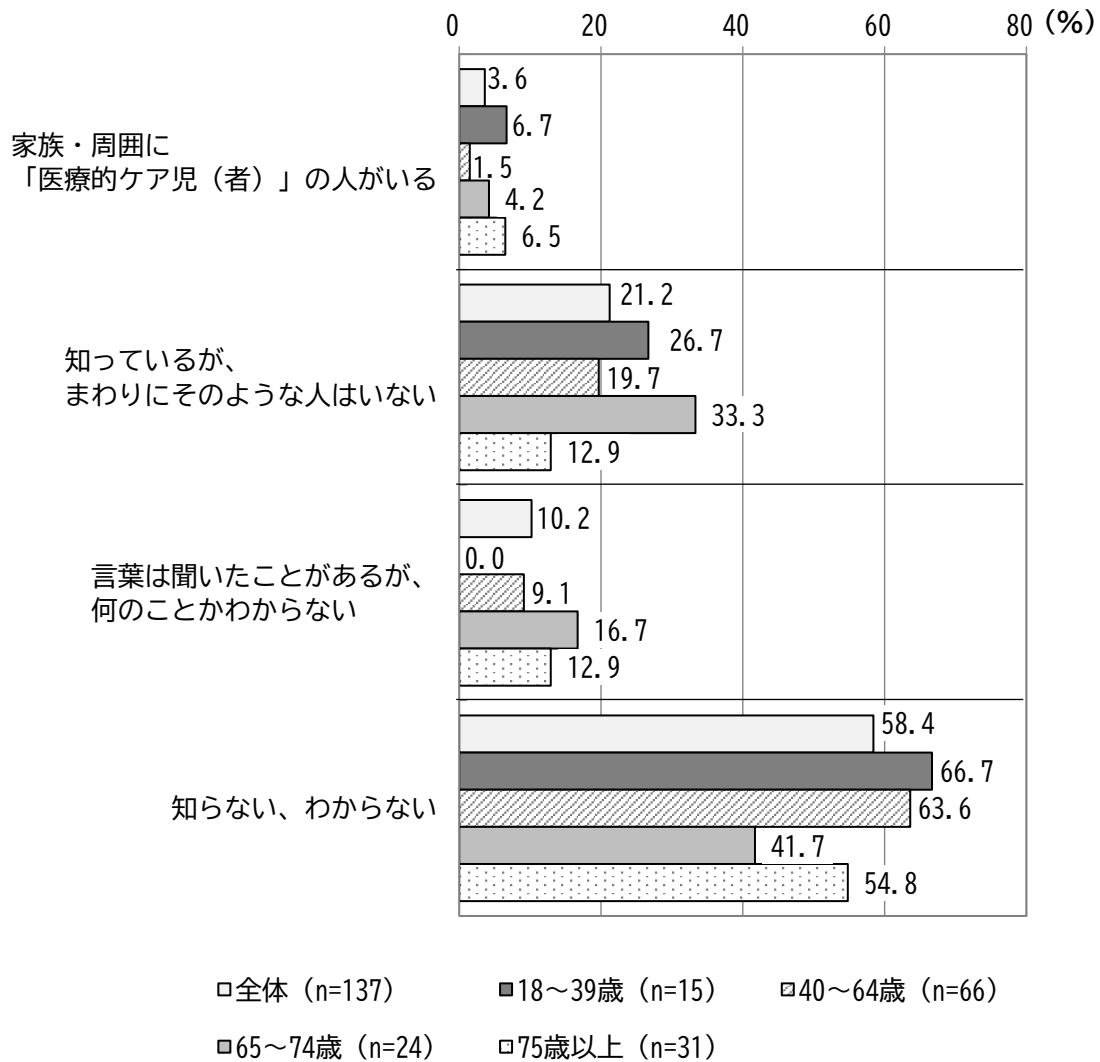
### ■「ケアラー」または「ヤングケアラー」の認知度



○「医療的ケア児(者)」の認知度

全体、各年代において「知らない、わからない」が最も多くなっています。今後は周知に努めていく必要があります。

■「医療的ケア児(者)」※の認知度



※医療的ケア児:医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常に必要な児童のこと。(埼玉県HPより)

## ○「インクルーシブ教育・保育」の認知度

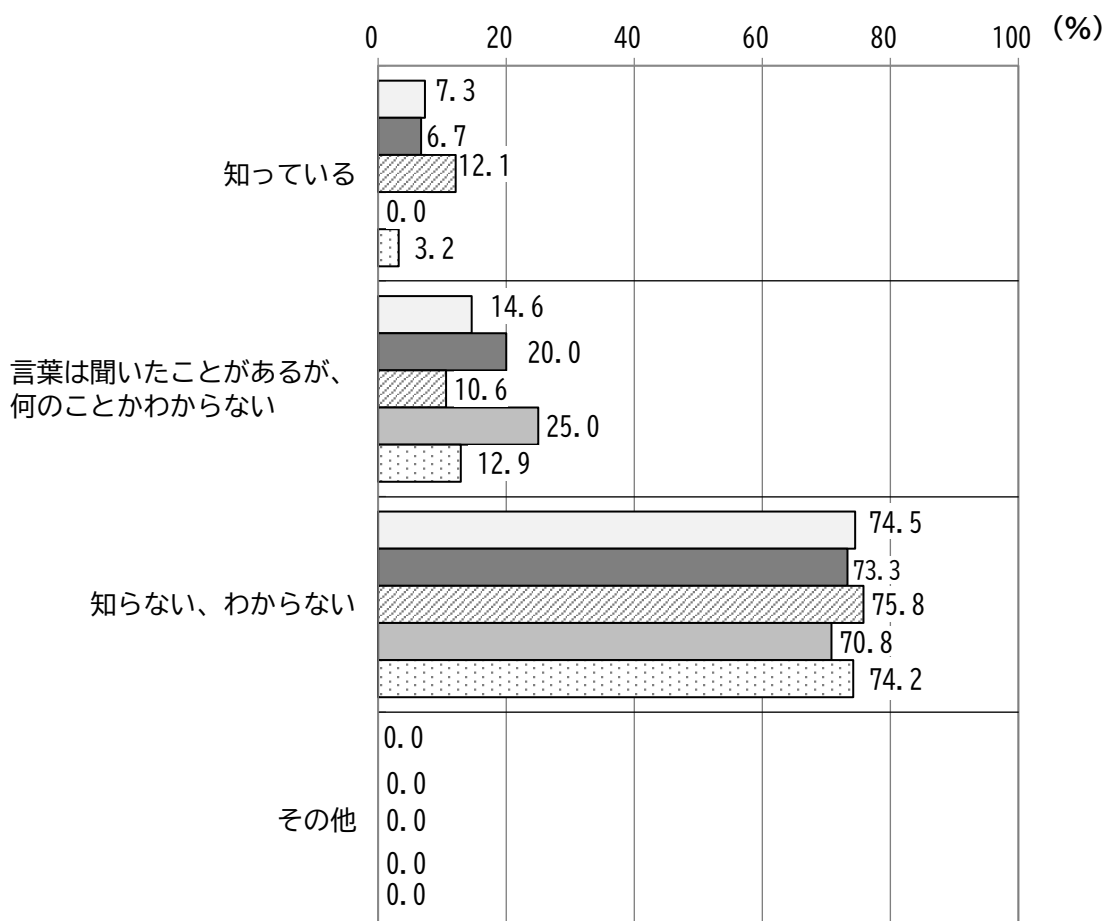
「インクルーシブ教育※・保育」の基となる「インクルーシブ教育システム」は、文部科学省が「同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、(中略)通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である」と定義しているものです。

伊奈町では、全ての小中学校に特別支援学級が設置されており、通常学級との交流学习を行っています。また、伊奈町在住で特別支援学校に通学している児童生徒が地域の小中学校で共に学ぶ「支援籍学習」も実施しています。

障害の有無に関わらず、同じ空間で共に過ごし、共に学ぶ時間を共有することで、お互いが理解しあえる関係づくりを目指しています。

アンケートでは、各年代において「知らない、わからない」が最も多く、今後は周知に努めていく必要があります。

### ■「インクルーシブ教育・保育」の認知度



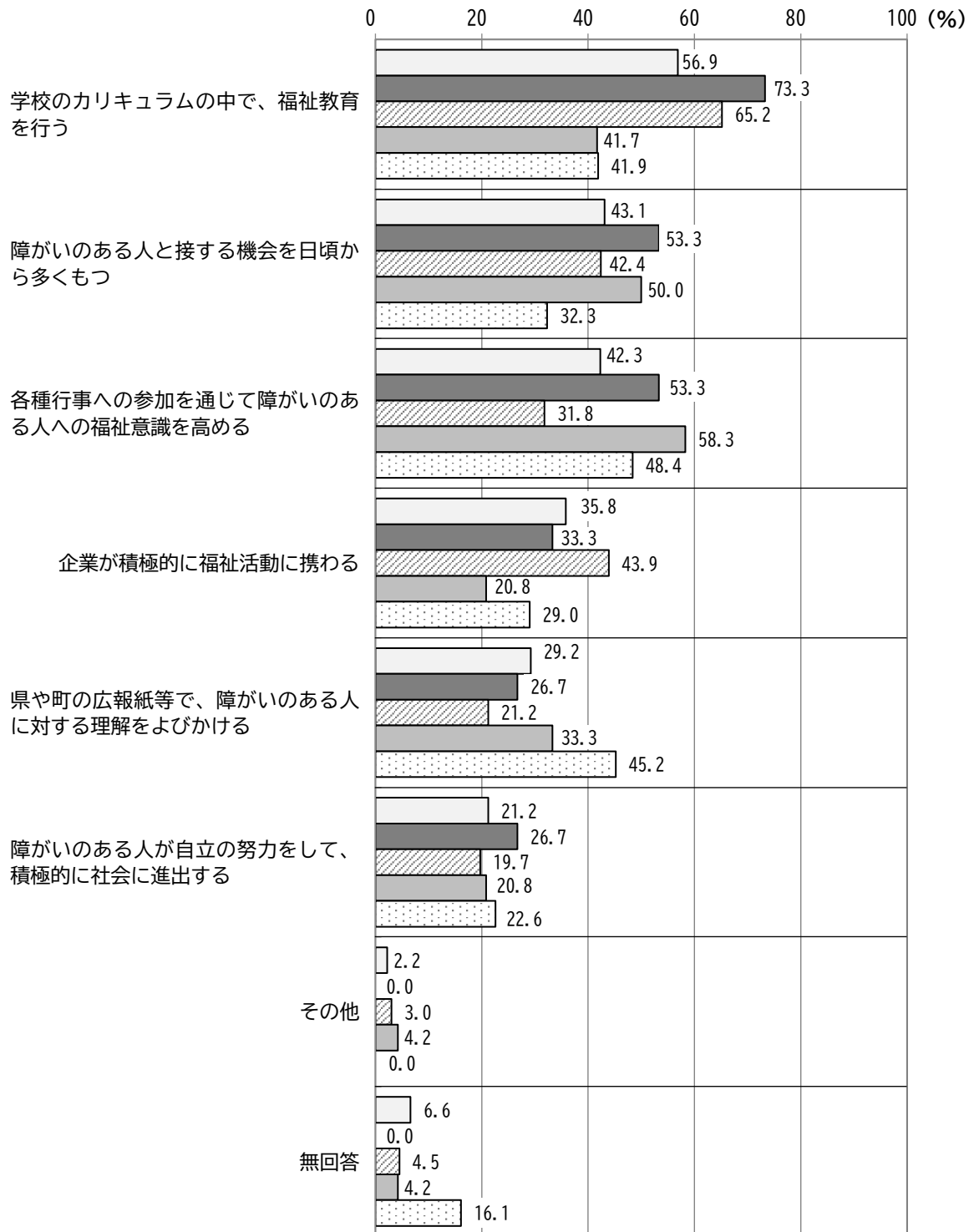
- 全体 (n=137)
- 18～39歳 (n=15)
- ▨40～64歳 (n=66)
- ▩65～74歳 (n=24)
- ◻75歳以上 (n=31)

※インクルーシブ教育:障がいのある児童と障がいのない児童が共に学ぶ仕組みのこと。

○町民の理解を深めるために必要なこと

全体と18～39歳、40～64歳では「学校のカリキュラムの中で、福祉教育を行う」が最も多くなっています。65～74歳と75歳以上では「各種行事への参加を通じて障がいのある人への福祉意識を高める」が最も高くなっています。

■町民の理解を深めるために必要なこと(○は3つまで)

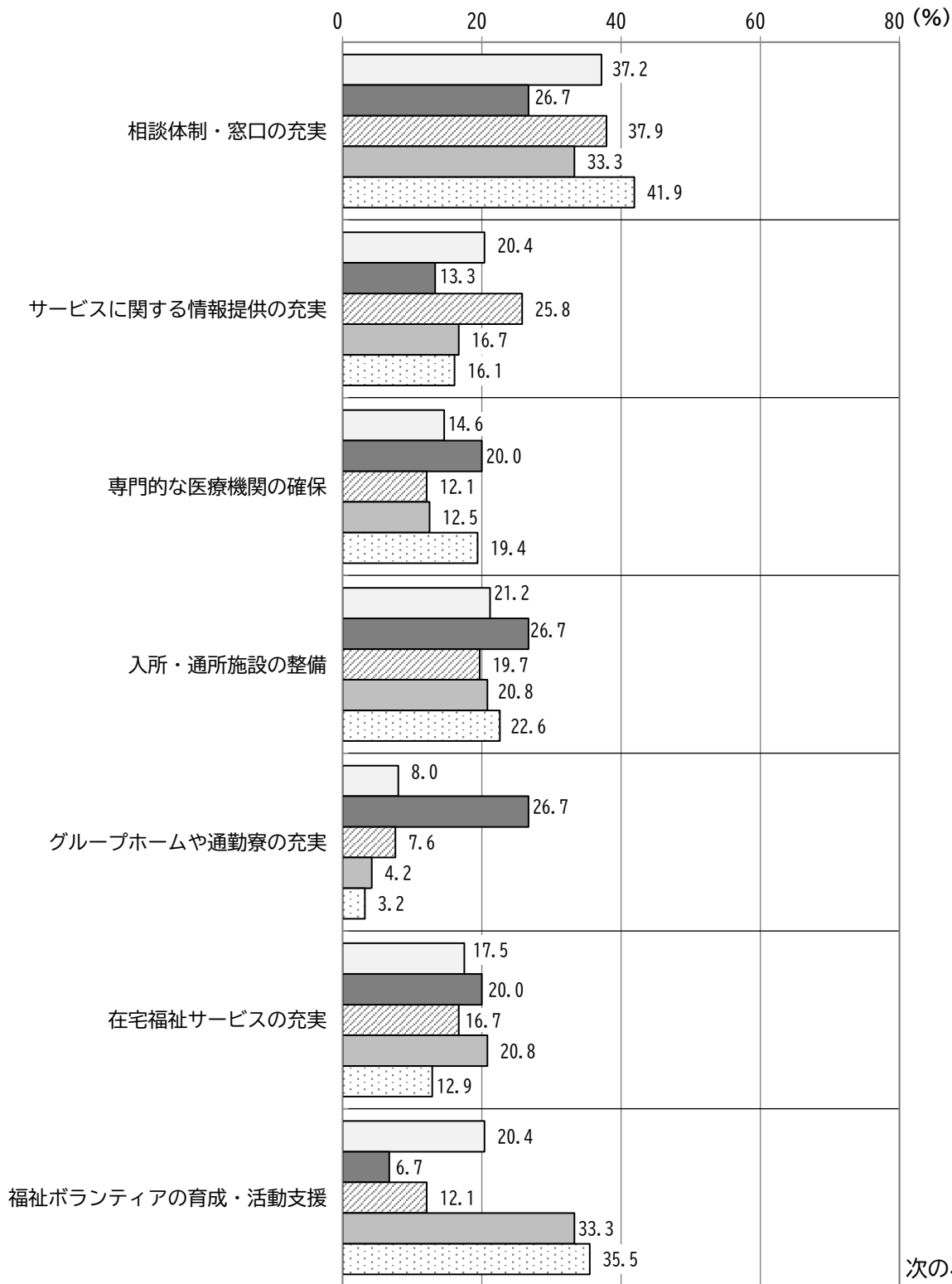


□全体 (n=137)      □18～39歳 (n=15)      □40～64歳 (n=66)  
 □65～74歳 (n=24)      □75歳以上 (n=31)

○福祉のまちづくりに必要なこと

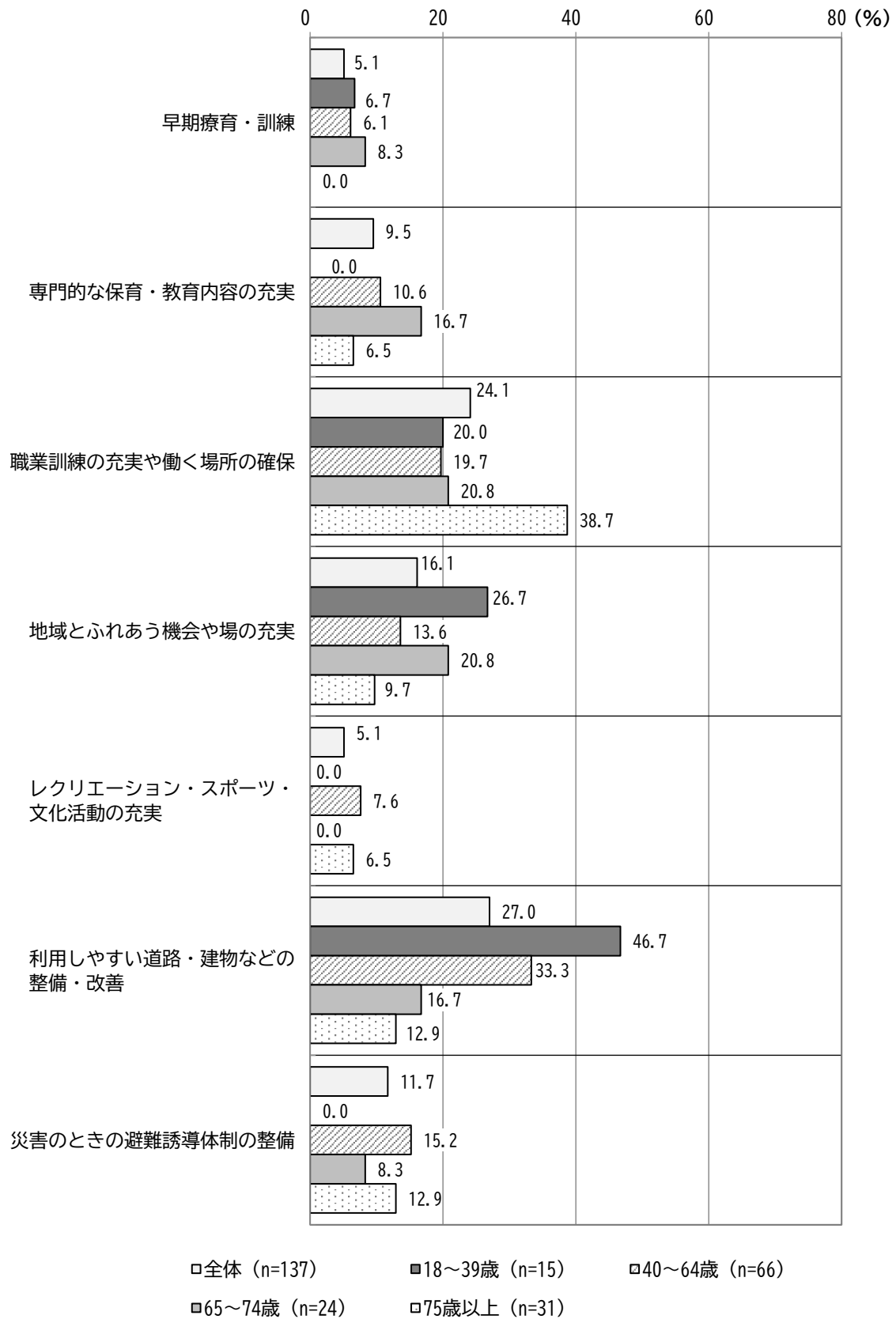
18～39歳においては「利用しやすい道路・建物などの整備・改善」、全体及びそれ以外の年代では「相談体制・窓口の充実」が最も多くなっています。

■福祉のまちづくりに必要なこと(○は3つまで)



次のページへ

□全体 (n=137)      ■18～39歳 (n=15)      □40～64歳 (n=66)  
 □65～74歳 (n=24)      □75歳以上 (n=31)



## 第4節 ヒアリング調査から見た状況

町内の障害福祉に関わる団体等に対して、ヒアリング調査を実施しました。

### (1) 障害福祉関連団体ヒアリング

町内の障害福祉関連団体、県難病団体協議会及び特別支援学校の保護者会に対してヒアリング調査を実施し、4団体から回答を頂きました。

#### ①団体の発足目的・現況と活動状況

##### ■活動する人・対象者

活動する人と対象者はほぼ同一で、障がいのある人とそのご家族・保護者、特別支援学校の教員などの回答がありました。

##### ■団体の目的

障がいのある人同士の連絡・連携、障がいのある人の独立・自活に必要な福祉向上を図ること、などの回答がありました。

##### ■活動頻度

団体により、年間で約十回から数十回と開きがありました。また、全員活動ではなく、役員会・部会などで出席者を限定している活動があると回答がありました。

##### ■活動場所

町内・県内施設、特別支援学校、web 会議などの回答がありました

##### ■活動内容

会員同士の交流活動、イベントでの啓発活動の実施、研修などの勉強会の実施、障がいのある人中心のレクリエーションの実施や各種福祉イベントや行事などへの参加などの回答がありました。

#### ②現在の問題点・課題、今後の取組

##### ■問題点・課題

高齢化や会員の減少などの人数の問題、交流の輪が広がらないなどの活動上の問題、コロナ禍による活動空白期間の後に新規会員をどうやって獲得していくか、新規役員の育成などの回答がありました。

##### ■団体の目標

既会員に喜んでもらえる企画づくり、会の趣旨を広く知ってもらい賛同者を増やし、会員・賛助会員を増やしていく、団体を継続させる、情報を集め共有できるようにする、などの回答がありました。



## ③その他

## ■年間行事

電話相談やピアカウンセリング、季節ごとなどで、イベントの実施や参加などの回答がありました。

## ■他の団体との交流

団体としての交流がないため、会合や個人的な付き合いなどの際に他団体の代表者等と会う機会を生かし、情報交換をするなどの工夫をされている様子が伺えました。

## ■伊奈町への要望

障がいのある方が地域で生活をし続けるための社会づくり、災害時の避難場所の確保、医療的ケア児の保育施設や学校での受入体制整備や卒業後の行き場作り、社会参加の場の確保、障害や難病の理解に対する啓発活動をしてほしいなどの回答がありました。

## (2) 障害福祉サービス事業者ヒアリング

町内及び近隣市の障害福祉サービス事業者に対してヒアリング調査を実施し、27 団体から回答をいただきました。

## Q1. 回答事業者の属性

項目	内容
回答団体数	27 団体
サービス提供範囲	町内:15 件                      隣接市:22 件                      県内:4 件
サービスの種類	7件:放課後等デイサービス 6件:生活介護 5件:居宅介護、就労継続支援 B 型(非雇用型) 4件:移動支援就労移行支援    計画相談 3件:重度訪問介護、短期入所(ショートステイ)、就労移行支援、 児童発達支援、計画相談 2件:行動援護、施設入所支援、就労定着支援、 共同生活援助(グループホーム)、保育所等訪問支援、 日中一時支援、生活サポート 1件:自立訓練(生活訓練)、就労継続支援 A 型(雇用型) 自立生活援助
障害区分 (○はいくつでも)	知的:24 件    身体:15 件    児童:10 件    精神:13 件 発達:13 件    難病:8 件
法人の種別 (○は1つ)	社会福祉法人:9 件    株式/合同会社:9 件 NPO 法人:8 件 一般社団法人:1 件

Q2. サービス利用者のニーズに対して、不足していると感じている分野はありますか。また、事業の継続性やサービスの質を確保・高めていく上で、取り組みたい分野はありますか。

設問	項目
課題の種類	7件:障害の重症化・高度化への対応 4件:保護者など、利用者の周囲へのサービス提供 3件:様々な障害区分への対応 2件:利用者への情報提供 1件:複合的なサービス提供、組織横断的なサービス提供体制 4件:その他
不足していると感じている分野	
主な回答 ○職員の人員確保が難しい。相談員一人あたりで多くの利用者を担当しており、きめ細かい対応が難しい。サービスの質向上には人員の確保が不可欠。 ○訪問介護が中心で、障がい者向けの居宅介護が非常に少ない。 ○強度の行動障がいがある利用者の支援が必要。 ○相談支援を軸にしたサービス選択の仕組みが整備されておらず、改善が必要。 ○他施設との連携や情報共有が不十分。 ○通所や短期入所の移動支援へのニーズが高い。介護保険との併用や移行への課題がある。 ○精神疾患の方と知的障がい者のコミュニケーションが難しい状況がある。異なる障害区分への対応に課題がある。	
取り組みたい分野	
主な回答 ○所内の専門職との連携を強化し、必要に応じて他関係機関にも相談して対応する。特に経済的に困難な家庭への支援として、生活保護申請などを検討。 ○伊奈町での相談支援事業所の情報提供を強化し、人員不足のため余裕がない現状を克服したい。 ○保護者との関係改善と、利用者の周辺状況へのケアを強化。障がい者向けの居宅介護は現状を維持。 ○相談支援の充実と情報提供の整備、相談員のスキルアップを目指す。障がい者の自己受容と一般就労支援に焦点。 ○ヘルパーのスキル向上のため、多様な研修を提供。障害の多様化への理解を深め、ピアサポート活動を充実。 ○重度の障害のある利用者向けに情報提供方法の工夫を検討。地域イベントや交流会を通じて事業所を広く知らせる。 ○本人のニーズを重視し、家族とのコミュニケーションだけでなく、職員の知識とスキルアップに取り組む。	

Q3. 今後も事業を継続していく上で、取り組みたい課題はありますか。

設問	項目
課題の種類 (〇はいくつでも)	18件:人材の確保 13件:人材の育成・教育 11件:サービスの質の向上 10件:収益性 9件:利用者の満足度向上 4件:施設・設備の増強 3件:サービス提供量の拡大、新しいサービスの提供
※上記で回答した課題について、状況をお書きください。	
<p>主な回答</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○求人難しさや同業競争により人材採用に難渋しています。</li> <li>○受け入れ制限もあり、療育の知識向上、新しい施設の検討が課題。</li> <li>○利用者数は減少し、サービス提供量が限られ、人材育成にも課題があります。行政の支援への期待も高まっています。</li> <li>○就労支援の需要変化や育成難、柔軟な支援の課題も浮き彫りになっており、専門職の育成や職員の定着支援が求められています。</li> <li>○多様な障害への対応スキルの向上と職員の定着が困難な状況への対策も重要です。求人難が影響し、支援の質向上も難しい状況ですが、継続的な質の維持も課題です。</li> <li>○相談員間での情報共有やパートの増員による支援範囲の拡大が提案されています。</li> <li>○企業との協力による生産活動や社会貢献志向の人材確保、指導員の意欲向上育成が大切とされています。質の向上のための研修やアンケートも行われていますが、要望への対応が難しいのが現状です。</li> </ul>	
※上記で回答した課題について、どのように取り組んでいきたいか、お書きください。	
<p>主な回答</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○内外の研修や他事業所との交流で専門性向上を目指す。</li> <li>○療育経験者主体の研修や情報収集も行う。</li> <li>○パート増員や研修充実による質の向上を計画。</li> <li>○障がい者への偏見無く協力を広げる取り組みや求人広告。</li> <li>○給与向上や労働条件見直し、新人フォローアップの重要性を認識し、新規事業所開設と人材育成を並行して進める計画。</li> <li>○ブランド力強化、ICT促進、広報ツール見直し、ガバナンス強化に取り組む。</li> <li>○営業力強化やSNS活用を検討し、提供サービスの高さをアピール。</li> </ul>	

Q4. 行政や関係機関等へのご意見・ご要望等ありましたらお書きください。

主な回答

- 光熱費が高騰していること。運営上必要な火災保険、損害賠償保険の助成金があると助かります。また固定資産税の減免なども検討していただきたいところです。相談支援事業所や就労支援センターなど地域にとって必要なサービスではありますが、収益性が見込めず参入しにくい所です。家賃の助成や場所の提供などの支援があれば、立ち上げることができるかもしれません。
- 利用者様は1時間利用の申し込みで、1時間利用するが、支援員は1時間利用の場合、2時間の労働の費用が必要の為、利用時間の単位(単価)を上げてほしい。
- 学校の下校時間や予定表のプリントが欲しいです。各学校の下校時間がだいたい同じなので、限られた台数で送迎をしていますと、送迎時間に間に合わないことがあります。早めに予定がわかれば、職員の確保ができるのですが、なかなか難しいです。
- 伊奈町での相談支援の拡充に貢献したいです。
- 定期的に情報共有が出来る場があると連携が取りやすくなるかと思えます。
- 人配基準及び、要件の緩和。特に児発管になるための要件がきびしいので、もっと現場状況を知るべき。
- 伊奈町の福祉サービス事業所との交流の場があると良い。連携強化をしていくために、フレンドリーな関係性を望む。
- 利用者の緊急の体調悪化により、知的障害があるに対応してもらえない病院が見つからず、受け入れてもらうことが非常に難しい状況です。行政でパイプを持っていただければ、直接いくつもの病院に連絡して探すことなく、速やかに通院や入院対応をしてもらうことができるため、行政を通じて受け入れが可能な医療機関につなげてもらうことができると非常にありがたいです。
- 書類のミスもあると思えます。ご指導お願いいたします。
- 問題ある利用者に対し事業所では対処できない場合がある。相談をした時に早急に対応していただきたい。助けてほしい、暴言を吐く、素行が悪い…等。
- 障がい者に対し障害を理解しているが同じ人間として我慢の限界を感じる事もある。時には行政もこちら側に味方をしてほしいと感じる。※今は問題ある利用者がいないので不安な環境になってはいるのだが…。
- 生産活動に協力して下さる企業を斡旋してほしい。
- 個別のニーズに合わせた柔軟な支給の相談にのっていただきたいです(就労中のB型利用、就労移行の再利用等)
- 毎年3月に県の委託で公開されている、障害者虐待防止・権利擁護研修のように、義務化となった研修・義務化となる研修を行政や関係機関でも参加できるように実施・公開していただけると助かります。研修内容の偏り・マンネリ化の防止のため、よろしく願いいたします。

### (3) 難病関連団体ヒアリング

(一社)埼玉県障害難病団体協議会に対してヒアリング調査を実施し、回答を頂きました。

#### ①団体の発足目的・現況と活動状況

##### ■活動する人・対象者

加盟団体 13 団体、会員総数約 1,000 名

##### ■団体の目的

県内の障がい者・児、難病患者及びこれらの家庭の援護を図る事業を行い、福祉の増進に寄与する。

##### ■活動内容・頻度

難病相談の電話対応(毎日)講演会・研修会開催(年 30 回)

##### ■活動場所

講演会等はオンライン開催、対面は埼玉県障害者交流センター

#### ②現在の問題点・課題、今後の取り組み

##### ■問題点・課題、今後の取り組み

難病患者は継続した通院が必要だが休暇を取りにくい。また、受け入れる施設が少なく、緊急時に対応できる医者や看護師も少ない。社会全体で難病患者や希少疾患をかかえている障がい者がいることについて理解を深めるよう図りたい。病気や障害のある人が社会で生活を送る権利を護る支援が必要である。その家族を支援出来るような体制を作りたい。

##### ■伊奈町への要望

- ・指定難病医療費給付制度に該当しない難病患者への助成
- ・福祉サービスが良く分かるような冊子の作成と難病患者への配布や町 HP への掲載
- ・障がい者と難病患者で差が出ない福祉サービスの提供
- ・伊奈町役場での法定の障がい者雇用率の達成と難病患者の採用
- ・病弱、肢体不自由児が学区内で学べる環境整備(バリアフリー整備、十分な看護師の配置)
- ・難病児の保育園や幼稚園への入園受け入れと看護師、支援員の増員

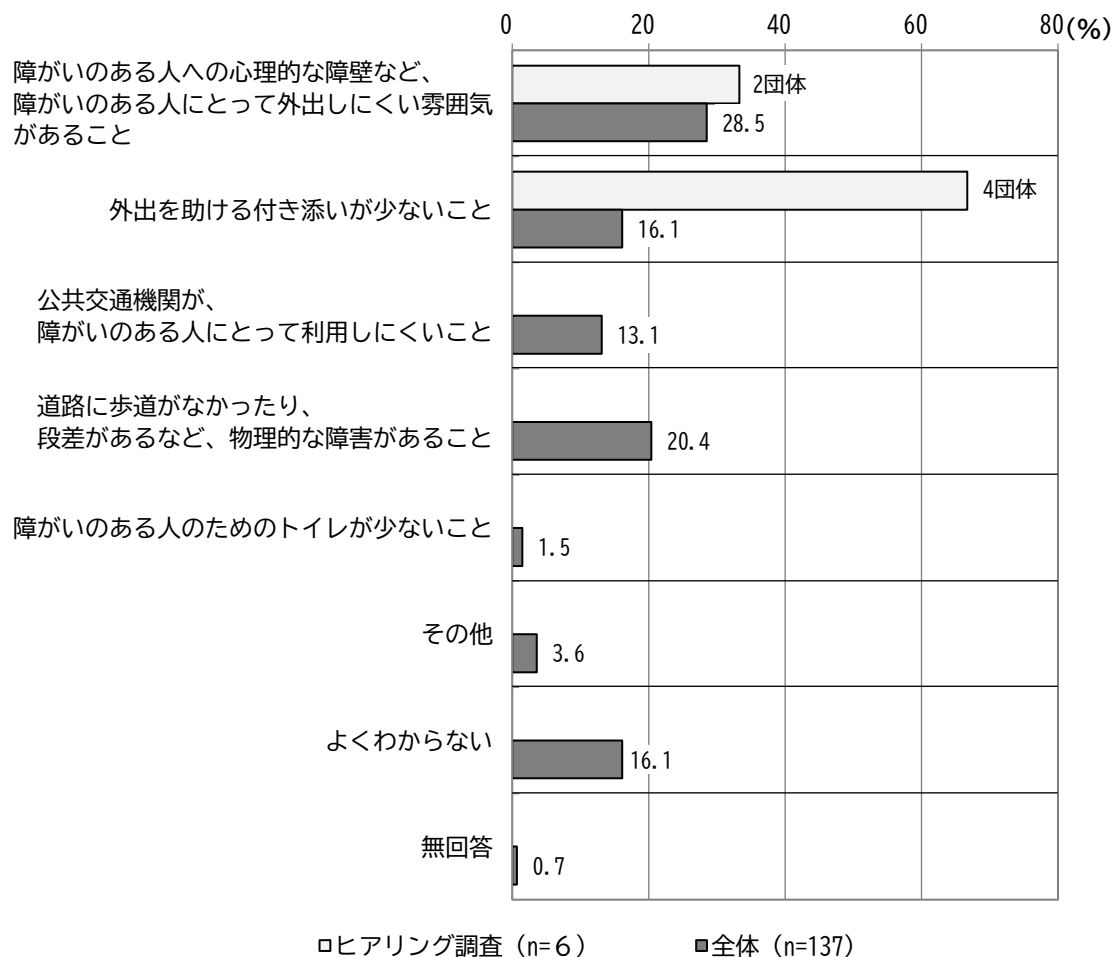
### (4) 基幹相談支援センター・障害者生活支援センター調査

基幹相談支援センター・障害者生活支援センターに対してヒアリング調査を実施し、6件の回答を頂きました。

センター職員を専門家と考え、町民との間にどういった意識の違いがあるのかを見ることを目的として、第3節で実施したアンケート調査におけるA票・B票それぞれから抜粋した設問を設定しています。

①障がいのある人が社会参加する上での最大の障壁について

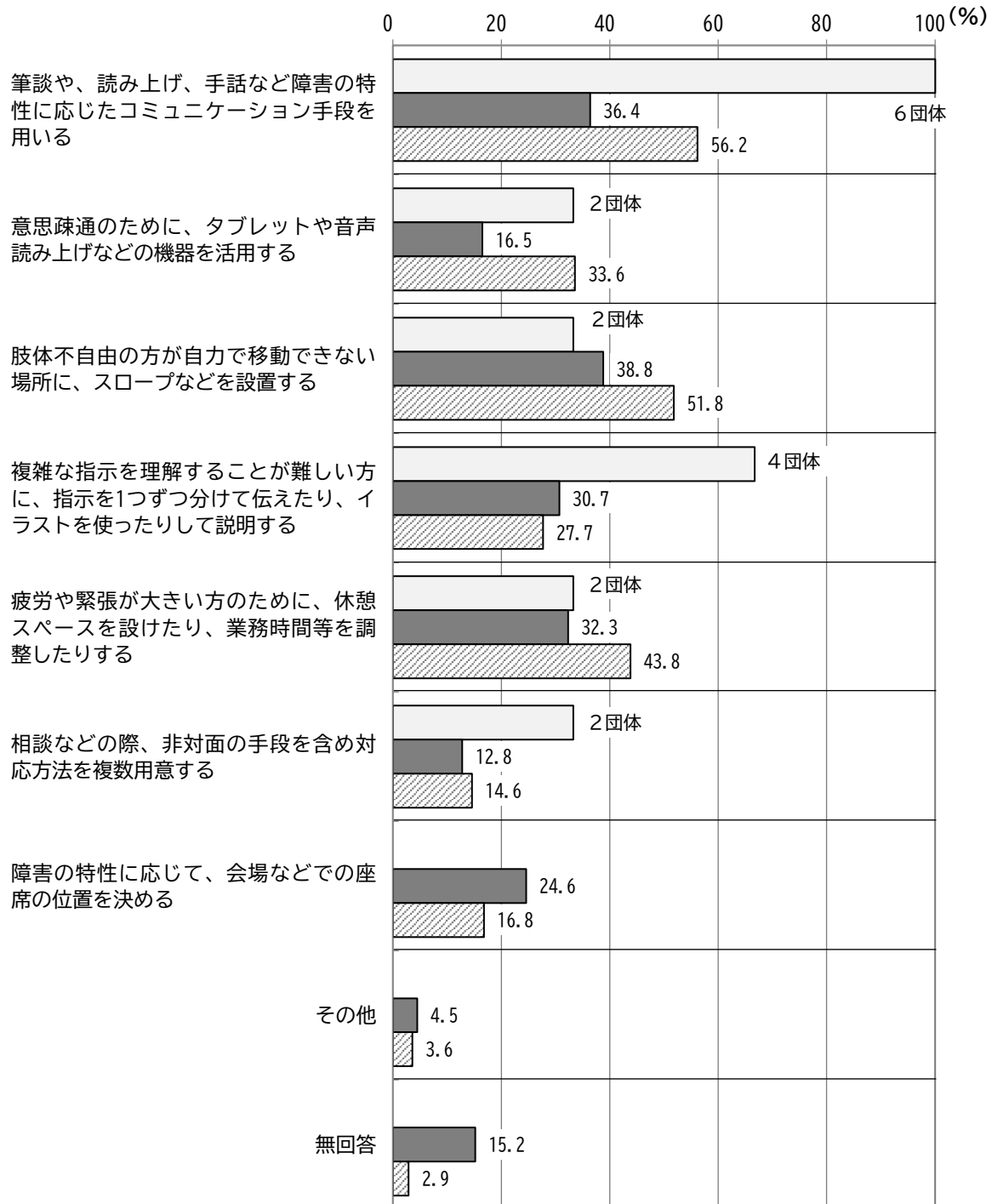
B票と比較すると、ヒアリング調査では「外出を助ける付き添いが少ないこと」や「障がいのある人への心理的な障壁など、障がいのある人にとって外出しにくい雰囲気があること」の割合が多くなっています。また、B票では「道路に歩道がなかったり、段差があるなど、物理的な障害があること」との回答が約2割となっています。



※ヒアリングは回答数が少なく、割合では信頼性が低いため、回答数を表記しています(以下同)。

②障がいのある人に対する重要な配慮

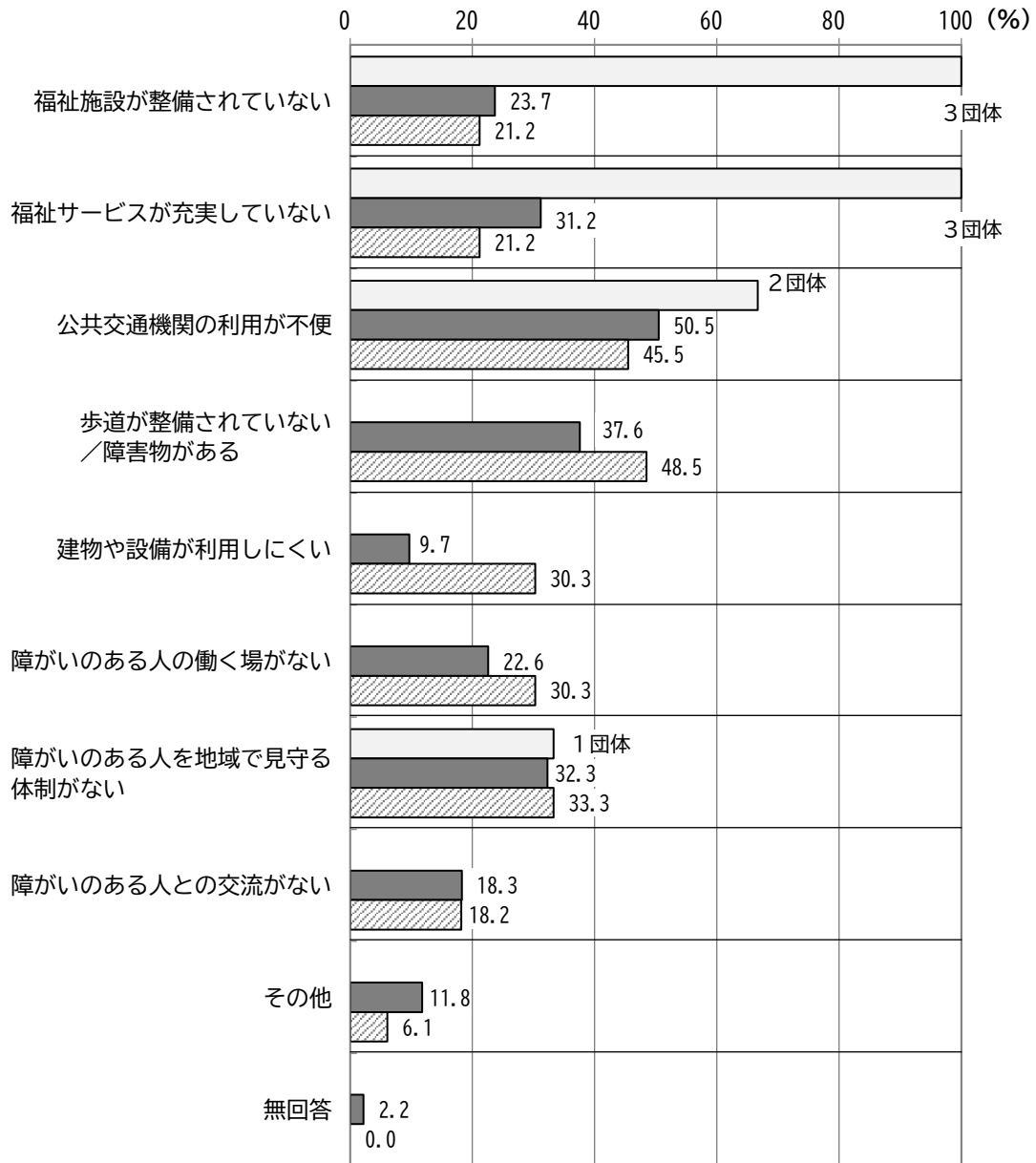
それぞれの調査において、「筆談や、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション手段を用いる」が多くなっていますが、ヒアリング調査では「複雑な指示を理解することが難しい方に、指示を1つずつ分けて伝えたり、イラストを使ったりして説明する」、A票及びB票では「肢体不自由の方が自力で移動できない場所に、スロープなどを設置する」という回答も多くなっています。



□ヒアリング調査 (n=6)      ■A票 (n=492)      □B票 (n=137)

### ③住みにくいまちと思う理由

ヒアリング調査では「福祉施設が整備されていない」と「福祉サービスが充実していない」が最も多く、A票では「公共交通機関の利用が不便」、B票では「歩道が整備されていない／障害物がある」が最も多くなっています。

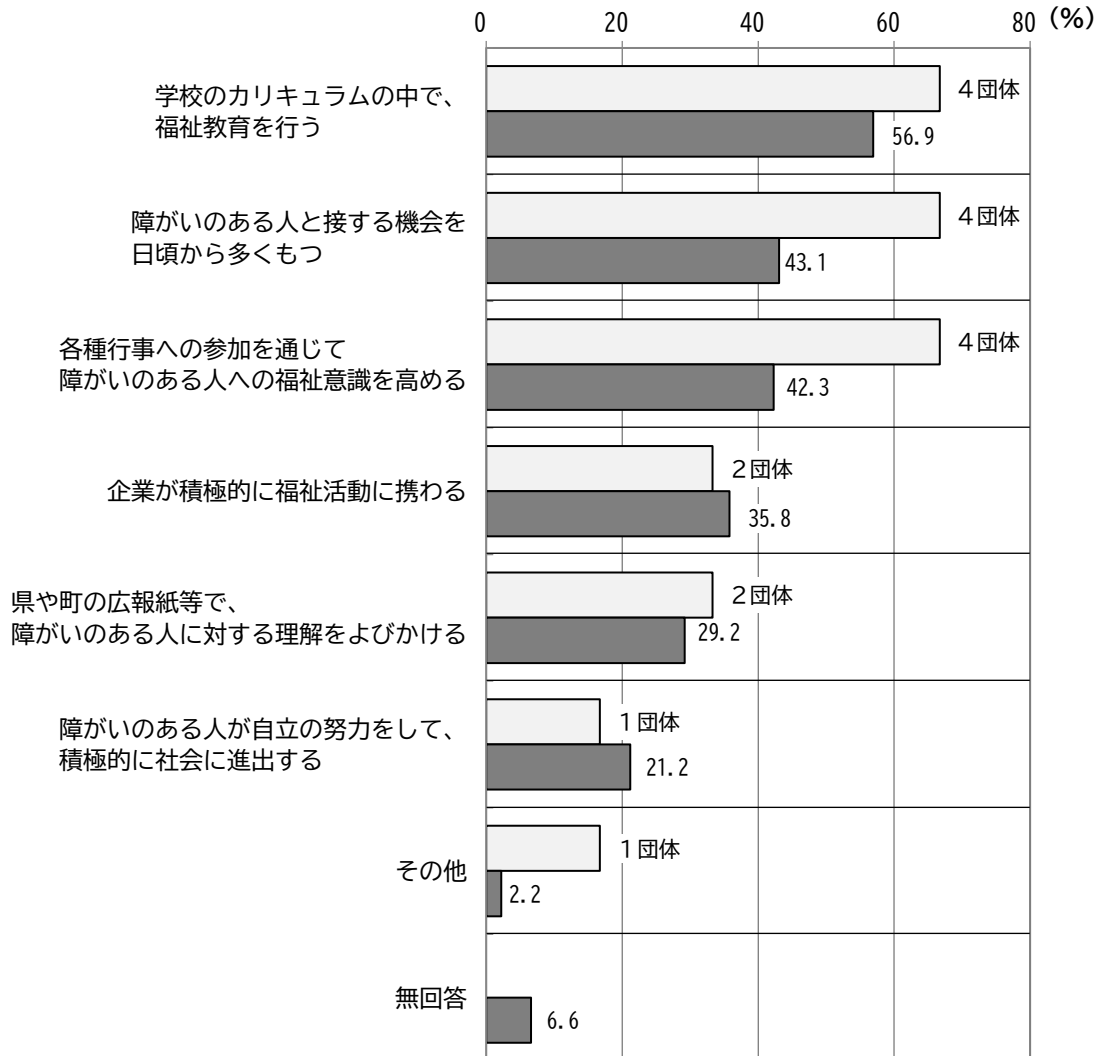


ロヒアリング調査 (n=3)    ■A票 (n=93)    □B票 (n=33)



④町民の理解を深めるために必要なこと

それぞれの調査において「学校のカリキュラムの中で、福祉教育を行う」、「障がいのある人と接する機会を日頃から多くもつ」、「各種行事への参加を通じて障がいのある人への福祉意識を高める」が多くなっています。

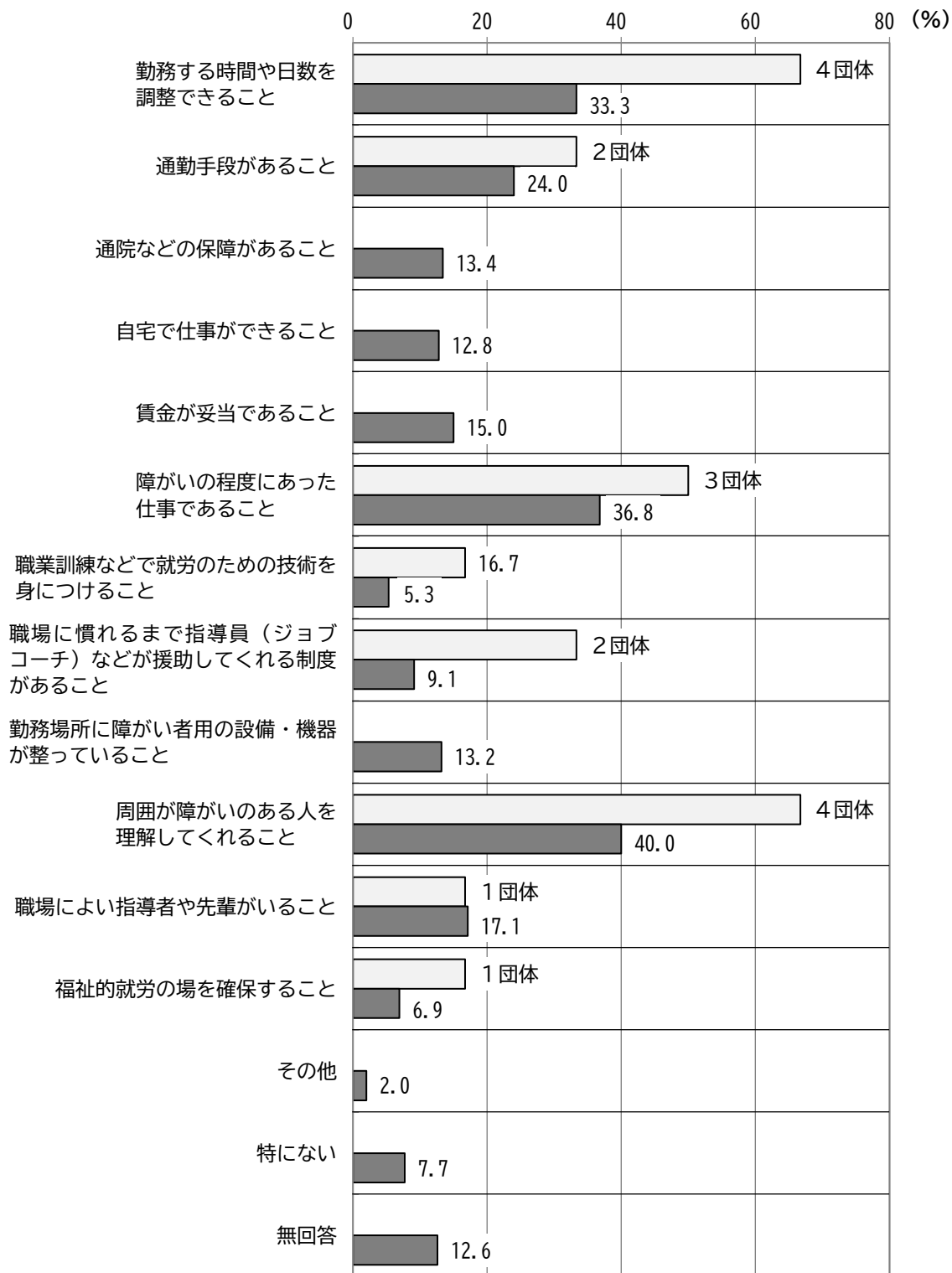


○ヒアリング調査 (n=6)

■B票 (n=137)

⑤障がいのある人が働くための環境

A票と比較すると、「勤務する時間や日数を調整できること」や「周囲が障がいのある人を理解してくれること」が多くなっています。

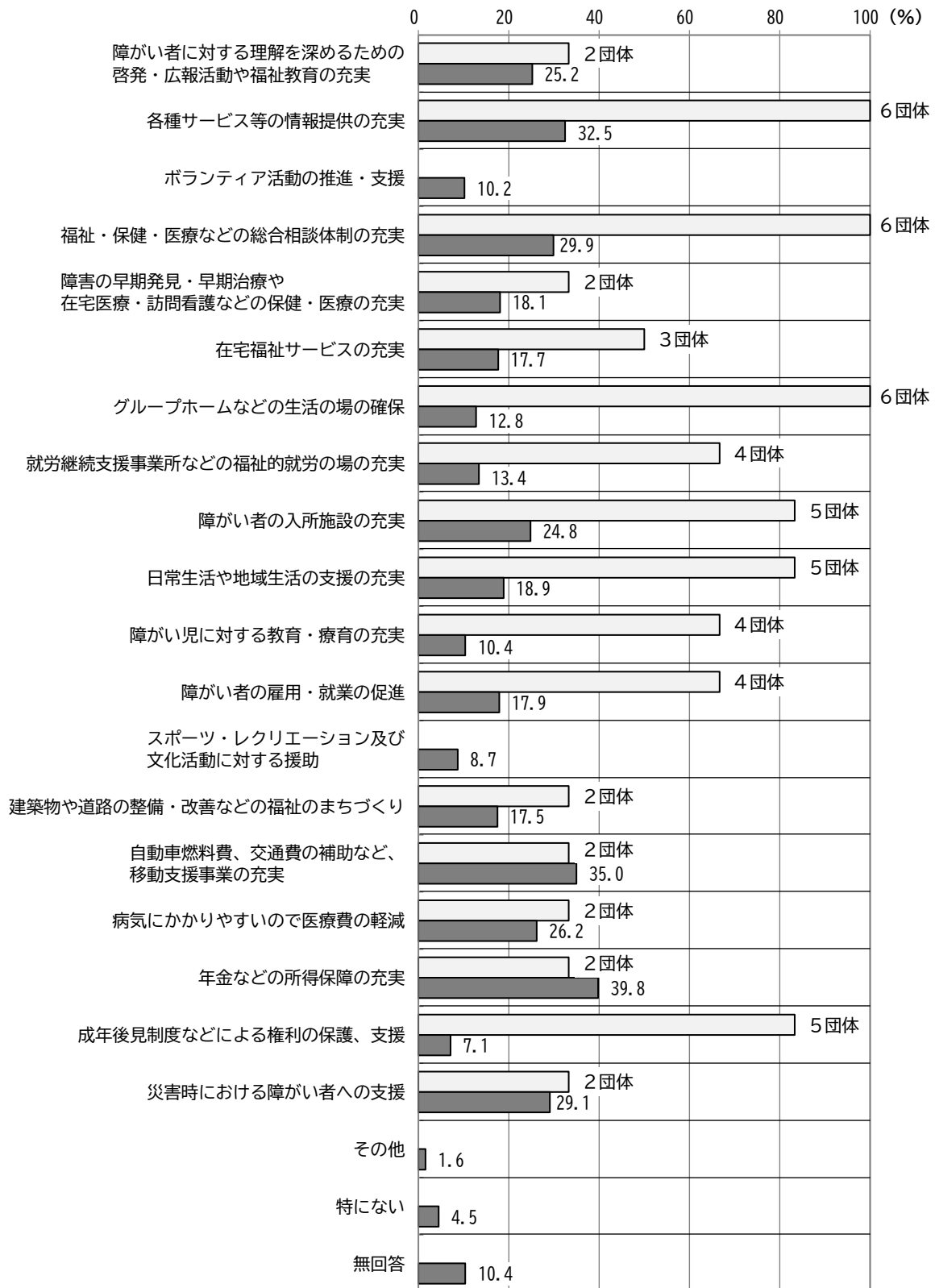


ロヒアリング調査 (n=6)

■A票 (n=492)

⑥力を入れてほしい取組

「各種サービス等の情報提供の充実」と「福祉・保健・医療などの総合相談体制の充実」と「グループホームなどの生活の場の確保」は、6団体すべてが回答しています。



○ヒアリング (n=6団体)

■A票 (n=492)

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本理念

---

障害の有無にかかわらず、自らの生活を主体的に選択し、住み慣れた地域で共に支え合いながら、安心して暮らせるまちづくりが必要です。

本町では、令和3年3月に策定した「伊奈町第3期障害者計画」(令和3年度から令和8年度)にて、「共に生き 共に支えあう 安心・安全なまち」を基本理念として掲げ、障害福祉施策の充実に取り組んできました。

「伊奈町第7期障害福祉計画及び伊奈町第3期障害児福祉計画」においても、この理念の元、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、障がい者施策の基本的な方針を定めるものとします。

**共に生き 共に支えあう**  
**安心・安全なまち**

### 第2節 基本方針

---

国の基本指針および県の考え方に基づいた数値目標を設定し、取組を評価します。並行して、町で掲げる基本理念の実現に向け、分野ごとの方向性に沿った各種取組を展開し、障がい者施策を総合的に推進していきます。

### 第3節 福祉サービス等の全体像

障害者総合支援法による、総合的な自立支援システムの全体像は、障がいのある人それぞれの、障害の程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえ、支給決定が行われる自立支援給付と、市町村の創意工夫により、利用者の人々の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業に大別されます。また、障害福祉サービスは、介護の支援を受ける場合には介護給付、訓練等の支援を受ける場合は訓練等給付に位置づけられています。



## 第4章 施策の展開

### 第1節 令和8年度の数値目標

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

◎国の基本指針

令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5.0%以上削減することを基本とする。

当該目標値の設定に当たっては、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。

○県の考え方

地域移行者数は国と同様6%以上とするが、障がい者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。

《設定しない理由》

本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況である。

#### ■数値目標

項目	令和4年度末 実績	令和8年度末 目標	備考
施設入所者数	34人	—	県と同様の理由により、目標値は定めない
地域生活移行者数	2人	3人	地域生活への移行割合 8.8%

#### ■目標達成に向けた方策

- 地域で自立した生活が送れるよう、サービス等の情報提供を積極的に行っていきます。
- グループホームの開設に向けた支援を行い、居住の場の確保を図ります。
- 啓発活動を通じて、地域における障害や障がいのある人への理解促進を図ります。

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ◎国の基本指針

- ①平均生活日数に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とすることを基本とする。
- ②別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した令和8年度末の精神病床における 65 歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。
- ③退院率に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上とし、入院6か月時点の退院率については84.5%以上とし、入院後1年時点の退院率については 91.0%以上とすることを基本とする。

### ○県の考え方

国基本指針のとおり

### ■目標達成に向けた方策

○目標達成のため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する見込量及び見込量確保の方策を定めます。

(☞第3節(6)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築)

### (3) 地域生活支援の充実

<p>◎国の基本指針 令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p> <p>○県の考え方 国基本指針のとおり</p>
---

#### ■数値目標

項目	令和4年度末 実績	令和8年度末 目標	備考
地域生活支援拠点の整備数	1 か所	1 か所	上尾市及び桶川市 と共同で整備
運用状況の検証・検討実施回数	年 12 回	年 12 回	
強度行動障がい有者に対する支援体制整備	なし	あり	

#### ■目標達成に向けた方策

- 令和2年度に、上尾市、桶川市と共同で、地域生活支援拠点を整備しました。基幹相談支援センターとも連携し、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、支援体制を充実するための取組を促進します。
- 地域生活支援拠点の状況について、関係機関による定期的な検証の機会を設け、その機能の充実に向けた検討を行います。
- 圏域における強度行動障がいのある人に関する状況とニーズを把握し、支援体制の整備を図ります。
- 目標達成のため、事業の見込量及び見込量確保のための方策を定めます。  
(第5節 (2)任意事業)

#### 地域生活支援拠点:

障害の重度化・障がいのある人の高齢化や「親亡き後」の課題を見据え、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応など)を整備し、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう地域で支える支援体制のこと。

グループホームや障害者支援施設等に機能を付加した「多機能拠点整備型」と、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」があり、伊奈町、上尾市及び桶川市の圏域では、面的整備型として整備しました。



## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### ◎国の基本指針

令和8年度における一般就労への移行者数を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

この際、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業及びB型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。また、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。

また、障がいのある人の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。さらに、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

### ○県の考え方

国基本指針のとおり

### ■数値目標

項目	令和3年度末 実績	令和8年度末 目標	備考
一般就労移行者	5人	6人	
うち就労移行支援	3人	4人	
うち就労継続支援A型	1人	1人	
うち就労継続支援B型	1人	1人	
就労移行支援事業修了者に占める一般就労へ移行割合5割以上の事業所	0か所	1か所	
就労定着支援定着率	100%	100%	
就労定着率7割以上の就労定着支援事業割合	0か所	1か所	

### ■目標達成に向けた方策

○就労関係機関に関する情報提供を行うとともに、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、就労訓練を行う障害福祉サービス事業所との連携を図り、就労につながるよう支援します。

○啓発活動を通じて、企業における障害や障がいのある人への理解の促進を図ります。

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

### ◎国の基本指針

- ①令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。また、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
- ②令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ③令和8年度末までに、県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

### ○県の考え方

国基本指針のとおり

### ■数値目標

項目	令和4年度末 実績	令和8年度末 目標	備考
児童発達支援センターの設置	1カ所	1カ所	
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所設置数	1カ所	2カ所	
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所設置数	2カ所	2カ所	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	あり	あり	
医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の実施	あり	あり	

### ■目標達成に向けた方策

- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所については、開設に向けた支援を行います。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、関係課所での連絡体制を構築しています。関係機関の協議の場の設置については、上尾市及び桶川市との共同での設置に向けて検討を進めます。
- 医療的ケア児等への支援に関する専門的な知識と豊富な経験のある医療的ケア児等コーディネーターの充実に努めます。
- 埼玉県医療的ケア児等支援センターと連携し、地域で生活するための連携を行います。

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

### ◎国の基本指針

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置を含む。)するとともに、基幹相談支援センターが別表第一の九の各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、別表第一の九に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

### ○県の考え方

国基本指針のとおり

### ■数値目標

項目	令和4年度末 実績	令和8年度末 目標	備考
基幹相談支援センターの 設置	あり	あり	上尾市及び桶川市と共同で整備
協議会における事例検討 の実施	あり	あり	

### ■目標達成に向けた方策

- 上尾市及び桶川市と共同で、地域における相談支援の中核的役割をもつ「上尾・桶川・伊奈基幹相談支援センター」の運営について引き続き支援を行います。
- 上尾市及び桶川市と共同で、地域自立支援協議会を運営しており、各部会において、事例検討を実施し地域課題の解決に取り組んでいます。
- 目標達成のため、相談支援体制の充実・強化にかかる見込量及び見込量確保の方策を定めます。

(第2節 (7)相談支援体制の充実・強化等)

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### ◎国の基本指針

県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がいのある人等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所の確保、県と市町村との連携による相談支援専門員やサービス管理責任者等の計画的な養成等も必要である。これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

### ○県の考え方

国基本指針のとおり

### ■目標

項目	令和4年度末実績	令和8年度末目標	備考
障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証	あり	あり	
障害福祉サービス等の質の向上へ向けた体制の構築	あり	あり	

### ■目標達成に向けた方策

- 県などが実施する障害福祉に関する研修に積極的に参加します。
- 地域自立支援協議会と連携し、人材確保のための周知・広報、事業所同士の連携体制の構築、事業所の職員を対象とした研修など、事業所が抱える課題の解決に向けた取組を推進し、事業所のサービスの質の向上を図ります。
- 障害者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供できているか、利用状況を把握・検証し、障害福祉サービスの質を向上させるための体制構築について検証します。  
(第2節 (8)障害福祉サービスの質を向上させるための取組)

## 第2節 障害福祉サービス等の見込量

### (1) 訪問系サービス

令和5年度現在、町内では、居宅介護・重度訪問介護がそれぞれ5事業所、行動援護が2事業所となっていますが、重度訪問介護は人材の不足等の理由から提供できない状況です。在宅での生活を継続していけるよう、利用者や事業者の状況を把握し、訪問系サービスの適切な提供を進めます。

#### ■見込量(ひと月あたり)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	920 時間	940 時間	960 時間
	61 人	62 人	63 人
重度訪問介護	70 時間	120 時間	120 時間
	1 人	2 人	2 人
行動援護	260 時間	280 時間	300 時間
	13 人	14 人	15 人
重度障害者等包括支援	0 時間	0 時間	0 時間
	0 人	0 人	0 人
同行援護	24 時間	30 時間	30 時間
	1 人	2 人	2 人

#### ■見込量確保の方策

- 施設入所者や退院可能な精神障がいのある人の地域移行により、グループホームや単身での地域生活を始めるにあたり、サービスの利用が円滑にできるよう配慮するとともに、障害の種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、それぞれの障害の特性を理解したホームヘルパーの養成を事業所に働きかけていきます。
- 利用者や事業者へのサービス利用に関する情報提供の充実を図っていきます。
- 介護者の高齢化による不安もあることから、将来を見越した相談支援の充実を図ります。

## (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、一般企業への就職を希望したり、一般就労以外の創作活動や生産活動などを希望したり、生活能力の維持・向上を図るための訓練をしたりするなど、一人ひとりの目標に合わせ様々なものがあります。地域での自立を支援する点からも、障がいのある人の日中活動の場の確保は、ますます重要になっています。また、地域生活への移行の観点からは、グループホーム等の住まいの確保も必要となります。

一方、日中活動への参加に向けては、移動の面での困難も見受けられており、移動手段の確保も重要となっています。そのため、地域生活支援事業である「移動支援」についても、同時に周知に努めていきます。

町内にある日中活動の場は限られていますが、町外の事業所も含めて、活動の場に関する各種の情報提供に努めていきます。

就労支援に向けては、町内に生活介護を兼ねる就労継続支援(B型)事業所が1か所設置され、就労継続支援(B型)の事業所は合わせて3か所となりました。

## ■見込量(ひと月あたり)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	1,425 人日分	1,463 人日分	1,520 人日分
	75 人	77 人	80 人
うち、重度障害者の利用数	15 人	17 人	20 人
自立訓練(機能訓練)	10 人日分	10 人日分	20 人日分
	1 人	1 人	2 人
自立訓練(生活訓練)	240 人日分	300 人日分	400 人日分
	12 人	15 人	20 人
就労選択支援*		1 人	2 人
就労移行支援	380 人日分	380 人日分	400 人日分
	19 人	19 人	20 人
就労継続支援A型	440 人日分	480 人日分	540 人日分
	22 人	24 人	27 人
就労継続支援B型	1,440 人日分	1,638 人日分	1,872 人日分
	80 人	91 人	104 人
就労定着支援	8 人	10 人	12 人
療養介護	7 人	7 人	7 人
短期入所(福祉型)	126 人日分	135 人日分	144 人日分
	14 人	15 人	16 人
うち、重度障害者の利用数	1 人	1 人	1 人
短期入所(医療型)	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	0 人	0 人	0 人
うち、重度障害者の利用数	0 人	0 人	0 人

※令和7年度より開始

## ■見込量の確保の方策

- 利用者が必要とするサービスニーズを的確に把握し、サービス提供事業者等の活動の場に関する情報提供に努めます。
- 障害福祉サービス事業者の意向把握に努め、また広く情報提供を行うことにより、事業者の新分野参入の促進を図ります。

- 施設等へ通所する方の移動手段の確保も課題となっていることから、地域生活支援事業の積極的な周知や利用促進に努めます。
- 就労支援については、サービス利用後の就労先の確保のために、公的機関・民間企業・福祉施設が持つそれぞれの役割を活用し、就労に関する支援を行えるよう、関係機関等との連携の充実に努めます。

### (3) 居住系サービス

地域生活への移行、地域での自立を支援する観点から、日中活動の場の確保とともに、住まいの確保が重要となっています。現在、町内のグループホームは3か所となっています。

#### ■見込量(ひと月あたり)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	1人	1人	1人
共同生活援助	41人	46人	51人
うち、重度障害者の利用数	4人	5人	5人
施設入所支援	34人	34人	34人
地域生活支援拠点等の設置数	1か所	1か所	1か所
地域生活支援拠点等のコーディネーター配置人数	1人	1人	2人
地域生活支援拠点等における機能の検証及び検討の実施回数	12回	12回	12回

#### ■見込量の確保の方策

- 社会福祉法人やNPO法人等、民間の活力を活用したグループホームの更なる設立を支援し、居住の場の確保を図ります。
- 施設入所支援を真に必要とする障がいのある人がサービスを利用できるよう、現在、施設に入所している障がいのある人で、地域移行が可能な人の移行促進を図ります。
- 啓発活動を通じて、地域における障害の理解促進を図ります。
- 上尾市・桶川市と共同で、地域生活支援拠点を整備しました。現在は1か所のみとなっていますが、より体制を強化するため、複数の拠点整備に向けた検討を行います。



## (4) 相談支援

障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会活動を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が必要です。また、事業所ヒアリングにおいても計画相談の充実を求める意見があがっています。地域移行支援、地域定着支援等も通じて、相談支援体制の充実を図る必要があります。

### ■見込量(年間)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	170人	180人	190人
地域移行支援	1人	1人	1人
地域定着支援	1人	1人	1人

### ■見込量の確保の方策

- 障害福祉サービス等の利用者に対し、計画的な支援を提供するために、相談支援事業所と連携し、サービスの提供・充実を図ります。
- 障害福祉サービスを利用する際に利用者とサービス提供事業所とをつなぎ、適切なサービス利用を支援する計画相談支援事業所について、基幹相談支援センターと連携し、新規開設支援に努めます。

## (5) 発達障がい者等に対する支援

発達障害の早期発見・早期支援には、発達障がいのある子やその家族等への支援が重要です。子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、保護者への支援体制を整えることが求められています。

また、自らも発達障がいのある子の子育てを経験し、相談支援に関するトレーニングを受けた親(ペアレントメンター)が、同じような発達障がいのある子をもつ保護者に対して相談や助言を行ったり、発達障がいの当事者同士が自らの体験に基づいて仲間を支援する活動(ピアサポート)といった共感的なサポートも効果が高いと言われています。

### ■見込量(年間)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	1人	2人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	0人	0人	1人
ペアレントメンターの人数	0人	1人	2人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	1人

### ■見込量の確保の方策

- 発達障がいのある子や保護者へは、現在個別の支援を行っています。ペアレントプログラムやペアレントトレーニングは、個別支援の実施状況を踏まえて実施の検討を行います。
- ペアレントメンター養成講座は、埼玉県での実施状況を踏まえて実施の検討を行います。
- ピアサポート活動を支援する体制づくりについて検討を行います。
- 子育て支援センター主催の「小学校就学に関する説明会」への協力を引き続き行います。

## (6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された支援体制を「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」といいます。このような支援体制を構築するため、地域の関係機関が連携し、協議を行う必要があります。

### ■見込量(年間)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数	6回	6回	6回
協議の場への関係者の参加者数	18人	19人	20人
協議の場における目標設定及び 評価の実施回数	有 2回	有 2回	有 2回
精神障がい者の地域移行支援	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助	1人	1人	1人
精神障がい者の自立生活援助	1人	1人	1人
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	1人	1人	1人

### ■見込量の確保の方策

- 上尾市、桶川市及び基幹相談支援センターとともに、地域の基盤整備のための協議の場の設置に向けて検討を進めています。また、鴻巣保健所との連携を一層推進します。
- 精神障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、相談支援を充実させ、適切なサービスの支給を行います。

## (7) 相談支援体制の充実・強化等

障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を送るためには、それぞれのニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。また、障がいのある児童やその家族に対する相談支援は、障がいのある児童の成長に合わせて継続的に行う必要があります。

さらに、障がいのある人・障がいのある児童とその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉等の関係機関につなぐなど、連携に努めることが重要です。

### ■見込量(年間)

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置数		1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センターによる相談支援事業所に対する指導・助言件数		120件	130件	140件
基幹相談支援センターによる人材育成の支援件数		12件	12件	14件
基幹相談支援センターによる連携強化の取組の実施回数		12回	12回	14回
基幹相談支援センターによる個別事例の検討回数		40回	42回	44回
基幹相談支援センターによる主任相談支援専門員の配置数		1人	1人	1人
協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善				
	相談支援事業参画による事例検討実施回数、	10回	10回	10回
	参加事業者数・機関数	8事業者	8事業者	9事業者
	専門部会の設置数、	8部会	8部会	8部会
	実施回	80回	80回	80回

**■見込量の確保の方策**

- 上尾市及び桶川市と共同で、地域における相談支援の中核的役割をもつ基幹相談支援センターを設置しています。相談支援事業所に対して専門的な指導、助言を行い、地域の相談支援体制の強化・充実を図ります。
- 上尾市及び桶川市と共同で、障害者生活支援センターを5か所設置しています。福祉サービスや社会資源についての情報提供や、それを利用するための支援など、生活全般に関わる相談支援を行い、障がいのある人等の自立した生活を支援します。
- 障害福祉サービス等を利用する際の計画を作る事業所として、利用者とサービス提供事業者とをつなぎ、適切にサービスを利用することができるよう支援を行う計画相談支援事業所の開設を支援します。
- 上尾市及び桶川市と共同で地域自立支援協議会を設置しています。民生委員、社会福祉協議会、障害当事者団体、保健所、保健・医療機関、教育関係機関が、障がいのある人に関する地域課題の把握とその解決に向けた協議の充実を図ります。
- 地域自立支援協議会では各テーマごとの部会に分かれ、事例検討や研修を行っていて、月1会開催されている基幹・行政連絡会議において報告を行っています。

## (8) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

利用者のニーズを把握し、適切で質の高いサービスを提供するため、行政の障害福祉担当職員が制度の具体的内容を正しく理解する必要があります。

また、サービス提供の報酬として、サービス提供事業者にサービス給付費を速やかに支払うため、事業者は適正な請求を、行政は効率的な審査を行う必要があります。

事業所ヒアリングから、「人材確保」、「職員の知識習得とスキルアップ」、「福祉関係機関との交流」、「支援困難ケースへの対応」などが課題としてあがっていることから、事業所への支援を行っていくことが重要です。

### ■見込量(年間)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する研修への参加人数	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制(有無)	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有の実施回数	12回	12回	12回

### ■見込量の確保の方策

- 県などが実施する障害福祉に関する研修に積極的に参加します。
- サービス報酬の請求を審査した結果過誤となった請求について、事業者と共有し、双方の事務負担軽減に努めます。
- 地域自立支援協議会と連携し、人材確保のための周知・広報、事業所同士の連携体制の構築、事業所の職員を対象とした研修など、事業所が抱える課題の解決に向けた取組を推進し、事業所のサービスの質の向上を図ります。

## 第3節 障がい児福祉サービス等の見込量等

### (1) 障害児通所支援

療育は早期に始めることが重要であることから、児童発達支援や放課後等デイサービスの一層の充実が求められています。町内には重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスが1か所開設され、児童発達支援事業所が5か所、放課後等デイサービスは11か所となりました。

また、強度行動障がいや高次脳機能障害を有する障がいのある子に対しても適切な支援ができるようサービスの充実に努めていきます。

#### ■見込量(ひと月あたり)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	351 人日	360 人日	369 人日
	39 人	40 人	41 人
放課後等デイサービス	2,235 人日	2,565 人日	2,940 人日
	149 人	171 人	196 人
保育所等訪問支援	8 人日	10 人日	10 人日
	4 人	5 人	5 人
居宅訪問型児童発達支援	0 人日	0 人日	1 人日
	0 人	0 人	1 人

#### ■見込量の確保の方策

- サービス提供事業者に対して、障害特性を理解した人材の確保や養成を促し、サービスの充実に努めます。
- 子どもの発達の状況等に合わせて保護者が事業所を選択できるよう、事業所情報の提供を行います。
- 児童福祉に関わる機関との連携を図り、必要なサービスが利用できる体制づくりを推進します。

## (2) 障害児相談支援

障害児相談支援のニーズは高まっており、医療的ケアを必要とする障がいのある児童等への支援とともに、充実に向けた検討を進めます。

### ■見込量(年間)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	48人	50人	52人
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	2人	3人	3人

### ■見込量の確保の方策

- 障害児相談支援のニーズは高くなっています。相談支援事業所との連携強化を進め、見込量の確保に努めます。
- 障害児通所支援を利用する際に利用者・保護者とサービス提供事業所とをつなぎ、適切なサービス利用を支援する障害児計画相談支援事業所について、基幹相談支援センターと連携し、新規開設支援に努めます。
- 医療的ケア児等への支援に関する専門的な知識と豊富な経験のある医療的ケア児等コーディネーターの充実に努めます。



### (3) 障がい児に対する子ども・子育て支援

障がいの有無にかかわらず、児童がともに成長できるよう、地域での子育てを支援する必要があります。障がいのある児童が保育所や児童クラブ等を利用できるよう、関係機関と十分連携する必要があります。

#### ■子ども・子育て施設の利用希望及び受入可能人数(年間)

施設名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	障がい児の利用希望人数	障がい児の受入可能人数	障がい児の利用希望人数	障がい児の受入可能人数	障がい児の利用希望人数	障がい児の受入可能人数
保育所	4人	18人	4人	18人	4人	18人
認定こども園	0人	6人	0人	6人	0人	6人
放課後児童クラブ	17人	20人	17人	20人	17人	20人
幼稚園	0人	3人	0人	3人	0人	3人
小規模保育施設	0人	0人	0人	0人	0人	0人

#### ■見込量の確保の方策

- 本町においては、障がいのある児童に対応する通園施設を2か所設置し、その健やかな発達支援を図っています。
- 保育所等の利用にあたっては、障がいのある児童本人や家庭の希望を聞き取り、関係機関等と連携を図りながら、障害特性や支援環境・人員配置などを勘案し、個別に対応していきます。
- 児童発達の専門家が保育所等を訪問し、より効果的な支援方法を個別にアドバイスするなど、保育所等に対する支援を行います。
- 重度の障がいのある児童の子育てにおける心理的負担を軽減するため、在宅重症心身障害児レスパイトケア事業を実施します。

#### レスパイトケア:

レスパイトとは「小休止」「息抜き」「休息」という意味。介護者が一時的に介護から解放され、リフレッシュや休息をとることができるよう支援すること。

## 第4節 地域生活支援事業

障がいのある人が、その有する能力や適性に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業を実施しています。

### (1) 必須事業

基幹相談支援センター、障害者生活支援センター及び地域活動支援センターは、上尾市及び桶川市と広域的に設置し、事業の充実を図っています。

あわせて、福祉・保健・医療・教育などの機関や団体で構成する「上尾・桶川・伊奈地域自立支援協議会」を活用し、地域の関係機関や関係団体等との連携を強化し、地域における障がいのある人への支援について総合的な調整機能の向上を図っています。

#### ■見込量(年間)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター	1 か所	1 か所	1 か所
相談支援事業			
・障害者生活支援センター	5 か所	5 か所	5 か所
・地域自立支援協議会	1 か所	1 か所	1 か所
成年後見制度利用支援事業	2 件	2 件	2 件
意思疎通支援事業	70 件	70 件	70 件
日常生活用具給付事業	900 件	924 件	948 件
移動支援事業	60 人	63 人	66 人
	5,500 時間	5,775 時間	6,050 時間
地域活動支援センター	1 か所	1 か所	1 か所
	12 人	13 人	14 人

**■見込量の確保の方策**

- 相談支援事業については、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行っていきます。また、障がい者差別の解消や虐待の防止及びその早期発見のため、社会福祉協議会など関係機関との連絡調整や障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行っていきます。
- 知的障がい又は精神障がいのある人が、成年後見制度を利用するにあたり、申立てに要する経費を助成し、経済的負担の軽減、権利擁護と福祉の増進を図ります。
- 地域自立支援協議会での活発な協議を促進し、地域の関係機関の連携の充実を図ることで、相談支援、情報提供体制の強化に努めていきます。
- 意思疎通支援事業については、サービス提供体制を確保し、利用促進の啓発に努めます。
- 日常生活用具給付事業については、日常生活用具を必要とする人へ、障害の特性に応じた適切な給付が行われるように努めます。また、ニーズに合った給付ができるよう、品目等の見直しを適宜行います。
- 移動支援事業については、通所・通学を認めるなど、町独自のサービスを展開していきます。また、事業所との連携を図り、適切にサービス利用ができる体制の確保に努めます。
- 地域活動支援センターの利用について、積極的な情報提供に努めます。

## (2) 任意事業

任意事業として、町の実情に応じて自立した日常生活や社会生活を支援する事業を実施しています。

新たに、上尾市及び桶川市と共同で、障がいのある人が安心して地域で暮らせるよう、相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応などの機能を有した地域生活支援拠点の整備に取り組んでいます。現在は、緊急時相談支援事業と緊急時居室確保事業を実施することで、機能の一部を整備しています。

今後も、サービスの紹介や啓発を行うほか、利用者の視点に立ち、利用しやすいサービスの提供に関する検討を継続します。

### ■見込量(年間)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	10人	10人	10人
訪問入浴サービス事業	7人	8人	8人
知的障害者職親委託制度	0か所	0か所	0か所
発達支援巡回訪問事業	8か所	8か所	8か所
地域生活支援拠点等整備事業	1か所	1か所	2か所
・緊急時相談支援事業	2人	3人	4人
・緊急時居室確保事業	1床	1床	2床

### ■見込量の確保の方策

- 各事業の周知を図るとともに、事業内容について適宜新たなニーズに対応した内容の見直しを行います。
- 地域生活支援拠点等整備事業については、今後も、上尾市、桶川市及び基幹相談支援センターと連携し、機能を拡充するための取組を継続します。

#### 緊急時相談支援事業:

介護者等に緊急事態が生じたときを想定し、事前に本人・家族や支援者等が障害者生活支援センターと十分相談し、短期入所などの経験をするなど準備をしておくことで、いざというときに、障害者生活支援センターがあらかじめ定めた支援プランに基づき支援を行います。

#### 緊急時居室確保事業:

短期入所を提供するための居室を確保し、障がいのある人の緊急時の受け入れに備えています。

## 第5節 その他のサービス

### (1) 在宅支援事業

障がいのある人が、地域で自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、利用者に応じて、柔軟なサービスの提供や各種事業を実施しています。

#### ■見込量(年間)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
更生訓練費支給事業	1人	1人	1人
就職支度金給付事業	2人	2人	2人
自動車運転免許取得費補助事業	1人	1人	1人
自動車改造費助成事業	1件	1件	1件
福祉機器リサイクル事業	60件	65件	70件
自動車燃料費助成事業	380件	399件	418件
生活サポート事業	35人 1,100時間	36人 1,155時間	38人 1,210時間
ふれあい収集事業(見込)	60件	70件	80件

#### ■見込量の確保の方策

○各事業の利用を促進するため、事業の周知を図ります。

### (2) 経済的援助

町・国・県等では、在宅重度心身障害者手当や特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び障害基礎年金等を支給し、障がいのある人の経済的な支援を図っています。また、社会福祉協議会でも、生活福祉資金貸付制度により、低所得者や高齢者、障がいのある人の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図っています。

また、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者には、各種の税金の控除や減免の制度があります。その他、運賃や有料道路等の公共料金の割引の制度の対象となる場合があります。

今後も各種手当・年金等の経済的な支援制度が正しく利用されるよう、関係機関と連携し、制度の周知を図ります。

## 第5章 計画の推進に向けて

### 第1節 情報提供の充実

---

サービスの情報提供にあたって、広報や町ホームページ等を活用していくとともに、障害の特性に応じた情報提供に努めます。また、事業者等に対しては、制度内容などの周知徹底に努めます。

### 第2節 サービスの質の確保

---

障害福祉サービス事業者が適正な運営とサービスの質の向上を図るよう、指導、助言等を行い、事業者の取組を支援していきます。また多様化・高度化するニーズに適切に対応するために、障害福祉に関わる職員の知識及び資質の向上に努めます。

### 第3節 住民や関係団体等と行政との連携

---

これまでの行政サービスや障害福祉サービスだけでは、障がいのある人の自立や利用者本位によるサービス提供、家族等への支援など困難な部分もあります。

障がいのある人や家族が地域で生活することへの安心感を高めるためには、障がい者団体やボランティア団体による活動、NPO活動、そして多くの住民の理解と協力を促進し、きめ細やかなサービス提供や情報提供体制を確立する必要があります。また、基幹相談支援センターや上尾・桶川・伊奈地域自立支援協議会を中心に、地域の関係機関や関係団体等との連携を図り、地域における障がいのある人への支援について総合的な調整機能の向上に努めます。

### 第4節 広域的な連携

---

サービスの整備状況や提供の効率性などを考慮し、近接圏域を含めたサービス提供体制の構築を進めていく必要があります。

このようなことから、本町では、障がいのある人の生活支援を強化するためのサービスを効率的、効果的に提供する体制をつくるため、県をはじめ、近隣市町村等とも連携を図ります。

特に上尾市及び桶川市とは、地域の相談支援体制の強化のため、広域的に取り組むこととしており、基幹相談支援センター、障害者相談支援センター、虐待防止センター及び地域活動支援センターを共同で実施しています。また、地域自立支援協議会も共同で設置しており、地域の課題の研究、協議に取り組めます。

---

## 第5節 安心・安全なまちづくり

---

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、県や地域における保健、医療、福祉等の関係機関の連携を強めるとともに、災害時における支援プランに基づく、個別計画の登録の周知を図るなど、防災対策の充実に努めます。

---

## 第6節 見守り体制の充実

---

令和2年4月から開始した「いな見守り ONE TEAM 事業」のひとつとして組み込まれている「伊奈町見守りオレンジネットワーク事業」では、障がい者・児童、高齢者等の方々とそのご家族が地域社会で安心して生活できるよう、地域のご家庭に近い距離で業務を行う事業者(団体)の方々が日常業務の中で家庭を見守り、何らかの「異変」に気づいた際に、町を中心とした各相談窓口へ情報提供することで、必要な支援に早急に繋がられるネットワークを構築しています。引き続き、様々な状況を想定し、異常を発見できる広範なネットワークの構築を進めるため、事業の周知と関係機関との連携強化を図り地域の見守り体制を推進します。

---

## 第7節 計画の点検及び評価の実施

---

計画をより具体的なものとするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するために、実施状況等の点検が不可欠となります。

計画の進行管理は、社会福祉課が中心となり、計画の進捗状況の把握・点検と目標達成状況の評価を行い、取組の改善につなげていきます。計画に基づく障がい者施策の推進にあたっては、様々な社会状況などを踏まえながら、「PLAN(計画)→DO(実行)→CHECK(評価)→ACTION(改善)」を行うことにより目標の実現を目指していきます。

評価については、事業の実績や指標などを用いて評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。その後、計画期間の最終年度において、総括的な最終評価を行います。

## 資料編

## 1 計画策定の経過

年月日	事項	内容
令和5年6月5日	第1回伊奈町障害者計画等策定審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊奈町第7期障害福祉計画及び伊奈町第3期障害児福祉計画について</li> <li>・福祉に関するアンケート調査について</li> <li>・伊奈町障害者計画等策定審議会条例について</li> </ul>
令和5年7月	伊奈町福祉に関するアンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象：障がい者手帳をお持ちの方 1000人 障がい者手帳をお持ちでない方 300人</li> <li>・調査方法：郵送</li> </ul>
令和5年8月30日	第2回伊奈町障害者計画等策定審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊奈町第6期障害福祉計画及び伊奈町第2期障害児福祉計画の進捗状況について</li> <li>・伊奈町第7期障害福祉計画及び伊奈町第3期障害児福祉計画について</li> <li>・圏域の相談支援体制について</li> </ul>
令和5年8月	ヒアリング調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象：障害福祉関連団体 障害福祉サービス事業者 基幹相談支援センター・障害者生活支援センター</li> </ul>
令和5年10月25日	第3回伊奈町障害者計画等策定審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問(伊奈町第7期障害福祉計画及び伊奈町第3期障害児福祉計画)</li> <li>・伊奈町第7期障害福祉計画及び伊奈町第3期障害児福祉計画の素案について</li> </ul>
令和5年11月29日	第4回伊奈町障害者計画等策定審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊奈町第7期障害福祉計画及び伊奈町第3期障害児福祉計画の素案について</li> </ul>
令和5年12月27日から 令和6年1月31日まで	町民コメント制度に基づく意見公募の実施	
令和6年2月8日	第5回伊奈町障害者計画等策定審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民コメントの報告</li> <li>・伊奈町第7期障害福祉計画及び伊奈町第3期障害児福祉計画(案)について</li> <li>・伊奈町第7期障害福祉計画及び伊奈町第3期障害児福祉計画の答申について</li> </ul>



## 2 伊奈町障害者計画等策定審議会条例

令和2年3月18日  
条例第9号

### (設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく伊奈町障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく伊奈町障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づく伊奈町障害児福祉計画(次条において「障害者計画等」という。)を策定するにあたり、広く住民の意見を反映させるため、伊奈町障害者計画等策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、障害者計画等の策定及び変更に関する事項並びに障害者福祉の推進に関し必要な事項について調査審議し、その結果を町長に答申するものとする。

### (組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 医療に従事する者
- (2) 福祉に関する事業に従事する者
- (3) 識見を有する者
- (4) 公募による者

### (任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の伊奈町障害者計画等策定審議会設置要綱(平成18年要綱第9号。以下「廃止前の要綱」という。)第3条の規定により委嘱された委員である者は、この条例の施行の日に、第3条第2項の規定により委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条の規定にかかわらず、同日における廃止前の要綱第3条の規定により委嘱された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に廃止前の要綱第5条第1項の規定により互選された委員長又は副委員長である者は、この条例の施行の日に、第5条第1項の規定により互選されたものとみなす。

附 則(令和3年条例第20号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

### 3 伊奈町障害者計画等策定審議会委員名簿

(令和6年3月1日現在)

区分	氏名	所属等
医療に従事する者 条例第3条第2項第1号	◎ 内 田 治	医師会(内田クリニック院長)
	今 成 芳 郎	医師会(今成医院院長)
福祉に関する事業に従事する者 条例第3条第2項第2号	○ 加 藤 衛	民生委員・児童委員協議会会長
	関 根 清 一	社会福祉協議会理事
	濱 野 武	身体障害者福社会副会長
	田 島 君 子	伊奈つくし会副会長
識見を有する者 条例第3条第2項第3号	岩 村 春 江	赤十字奉仕団副委員長
	田 井 義 司	区長会副会長(南本区長)
公募による委員 条例第3条第2項第4号	高 久 和 代	
	鈴 木 陽 子	

◎ 委員長 ○ 副委員長

(敬称略)

## 4 用語解説

---

### ■あ行

---

#### 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、高次脳機能障害等の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、障がい者と他者との意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業であり、市町村地域生活支援事業のひとつ。

#### 移動支援

屋外での移動が困難な障がい者等に、外出のための支援を行うことで、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業であり、市町村地域生活支援事業のひとつ。

#### 医療的ケア(児)

医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的・応急的に行う経管栄養やたんの吸引などの医療行為のこと。医療的ケアを必要とする児童を医療的ケア児という。

#### インクルーシブ教育

障がいのある児童と障がいのない児童が共に学ぶ仕組みのこと。

### ■か行

---

#### 虐待防止

「虐待」とは、児童・高齢者・障がい者など立場の弱い者にとって不適切あるいは不当な扱いのこと。身体的暴力だけでなく、養護を怠ることや暴言等の心理的虐待、性的虐待及び経済的虐待などがある。

#### 共同生活援助(グループホーム)

地域で共同生活を営むことに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

#### 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

#### 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスであり、児童福祉法に基づく障がい児福祉サービスのひとつ。

## 緊急時居室確保事業

地域生活支援拠点整備事業における事業で、短期入所を提供するための居室を確保し、障がいのある人の緊急時の受け入れに備える事業。

## 緊急時相談支援事業

地域生活支援拠点整備事業における事業で、介護者等に緊急事態が生じたときを想定し、事前に本人・家族や支援者等が障害者生活支援センターと十分相談し、短期入所などの経験をするなど準備をしておくことで、いざというときに、障害者生活支援センターが、あらかじめ定められた支援プランに基づき支援を行う事業。

## 計画相談支援

障害福祉サービスを利用する障がい者に対して、サービス等利用計画を作成するとともに、支給決定されたサービス等の利用状況のモニタリングを行い、サービス事業者等との連絡調整等を行う、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

## 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者等に代わり、援助者が障がい者の代理として、その権利やニーズ獲得を行うこと。

## 高次脳機能障害

病気や外傷などの原因により脳が損傷を受け、後遺症として記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった認知障害が生じ、その結果、日常生活や社会生活に支障が生じる障害のこと。

## 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある障がい者であって常時介護を要する人について、行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援や外出支援を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

## ■さ行

---

### 施設入所支援

施設に入所する障がい者について、主として夜間に、入浴、排せつ、食事などの介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

### 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うサービスであり、児童福祉法における障がい児福祉サービスのひとつ。

## 児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作、自活に必要な知識や技能付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。

## 社会福祉協議会

社会福祉法に定められた、公共性・公益性の高い民間非営利団体であり、様々な問題を地域社会で力を合わせて解決する地域福祉活動を推進することを目指している。

## 重症心身障がい児

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している児童。

## 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がい者等に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

## 重度訪問介護

重度の肢体不自由者などで常時介護を要する障がい者に、居宅で入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

## 就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

## 就労継続支援(A型)

企業等で就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

## 就労継続支援(B型)

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

## 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がい者で、就労に伴う環境変化等により生活面に課題が生じている者に対し、企業や関係機関と連携して問題解決を図るために行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

## 障害児相談支援

障がい児が障がい児福祉サービスを利用する際に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリング(継続障害児支援利用援助)等の支援を行うサービスで、児童福祉法における障がい児福祉サービスのひとつ。

## 障害者虐待防止法

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 23 年6月公布、平成 24 年 10 月施行)で、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者、使用者などに、障がい者虐待の防止などのための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した際の通報義務、虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援のための措置などを定めることにより、障がい者への虐待防止等に関する施策の促進を図ることを目的とする。

## 障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成 25 年6月公布、平成 28 年4月施行)で、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする。

## 障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 24 年6月公布、平成 25 年4月施行)で、地域社会での共生の実現に向けた障害保健福祉施策を講じるため、障害福祉サービスに係る給付や地域生活支援事業などの必要な支援を総合的に行うための法律。

### 自立訓練(機能訓練)

身体障がい者又は難病の人などに、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

### 自立訓練(生活訓練)

知的障がい者又は精神障がい者に、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

### 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する人に対し、一定期間定期的に利用者の居宅を訪問して生活状態を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

## 成年後見制度

判断能力が不十分な人について、契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を法的に保護し、支援できる制度。

## ■た行

---

### 短期入所(ショートステイ)

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

### 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援などを行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

### 地域活動支援センター

障がいのある人を対象に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

### 地域生活支援拠点

障害の重度化・障がいのある人の高齢化や「親なき後」の課題を見据え、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応など)を整備し、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう地域で支える支援体制のこと。

### 地域定着支援

単身等で生活する障がい者に、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

### 地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の特性に応じて構築する、包括的な支援・サービス提供体制。

### 同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、必要な援助を適切かつ効果的に行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。



## 特別支援学級

学校教育法に基づき、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができる学級で、心に障がいのある児童・生徒のために、ニーズに応じた教育を行うことを目的としている。

## 特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。

## ■な行

---

### 難病

「難病の患者に対する医療等に関する法律」(平成26年5月公布、平成27年1月施行)では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義され、令和5年12月時点で338の難病が医療費助成対象に指定されている。

## ■は行

---

### 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害であって、その症状が通常、低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害、行動及び情緒の障害をいう。

### バリアフリー

障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去する、という意味。もともとは建築用語として登場し、建物内の段差の解消等、物理的な障壁の除去という意味合いが強いが、より広く、障がいのある人などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

### ピアカウンセリング

障がいのある人が自らの体験に基づいて、同じ障がいのある人の相談に応じ問題解決を図ること。

### ふれあい収集事業

高齢者や障がい者等で、自らごみを集積所に持ち出すことが困難かつ、身近な人の協力を得られない方を対象に、戸別訪問によるごみの収集を無料で実施。同時に収集時の声掛け等により安否確認を行うことで、在宅福祉の向上を図るとともに、利用者の社会的孤立防止を目的とするもの。令和元年10月から開始。

## 保育所等訪問支援

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを定期的に訪問し、障がい児や保育所等の職員に対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスであり、児童福祉法における障がい児福祉サービスのひとつ。

## 放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うサービスであり、児童福祉法における障がい児福祉サービスのひとつ。

## ■ら行

---

### 療養介護

医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

### レスパイトケア

レスパイトとは「小休止」「息抜き」「休息」という意味。介護者が一時的に介護から解放され、リフレッシュや休息をとることができるよう支援すること。

伊奈町第7期障害福祉計画及び伊奈町第3期障害児福祉計画

発行年月:令和6年3月

発行:伊奈町

編集:伊奈町社会福祉課

〒362-8517

埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目 355 番地

電話 048(721)2111(代表)

F A X 048(721)2137